

令和7年度

木造家屋等建築工事安全対策委員会

検討結果報告書

令和8年3月

建設業労働災害防止協会



## はじめに

建設業における労働災害は、近年は横ばい傾向にありますが、長期的には減少してきています。しかしながら、建設業も少子高齢化による担い手不足等の理由により、外国人労働者が増加してきており、それに伴い外国人の労働災害（休業4日以上死傷者数）は、令和元年の583人に対して、令和6年では1,165人と大きく増加しています。

また、昨年3月11日に「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針」が閣議決定され、建設業における外国人材の安全衛生の確保がますます重要になってくると考えられます。

こうした状況下、木造家屋等建築工事（以下「木建工事」という。）においては、中小規模事業者も多いことから、現場の外国人労働者の就労状況や必要とされている外国人向けの安全衛生教育や教材、外国人労働者が起こしやすい労働災害の傾向等は不明な状況にあります。

このため、本年度は、木建工事における外国人労働者の就労状況、現場で行われている外国人労働者向け労働災害防止対策、必要とされている安全衛生教材等を調査するとともに、外国人労働者の労働災害発生状況の傾向を分析し、木建工事における外国人を対象とした有効な労働災害防止対策を検討し、取りまとめました。

本報告書を取りまとめるに当たり、委員をはじめとする御協力をいただいた関係各位に対し、深甚なる感謝の意を表する次第です。

令和8年3月

建設業労働災害防止協会



## 目 次

<b>第1章 委員会、専門部会の設置及び検討経緯</b> .....	<b>7</b>
1. これまでの経緯 .....	7
2. 専門部会の設置 .....	11
3. 検討の経緯 .....	13
<b>第2章 木造家屋等建築工事における外国人労働者の就労実態及び労働災害発生     状況</b> .....	<b>20</b>
1. 外国人労働者の就労実態及び労働災害防止取組の現状把握 .....	20
1. 1 外国人建設技能者の推移・就労状況 .....	20
1. 2 関係団体への外国人就労実態・労働災害防止取組実態把握ヒアリング 調査 .....	26
2. 木造家屋等建築工事における外国人労働者の災害発生状況と特徴 .....	39
2. 1 木建工事における労働災害発生状況 .....	39
2. 2 木建工事における外国人労働者の災害の特徴 .....	59
<b>第3章 まとめ</b> .....	<b>60</b>
<b>巻末参考資料</b> .....	<b>61</b>



# 第1章 委員会、専門部会の設置及び検討経緯

## 1. これまでの経緯

### 1. 1 設置目的等

労働省の通達、昭和53年2月10日付け基発第86号「木造家屋建築工事等小規模建築工事における労働災害の防止について」により労働災害防止対策の強化が示され、同通達の中で当協会に対して、自主的労働災害防止活動の促進と関係者の労働災害の防止に関する意識の高揚に努めるよう指示があった。

当協会では、これを受けて、建災防都道府県支部に安全対策委員会(又は協議会)を設置し、地域事情に即した安全作業指針の検討、工事現場の安全パトロールの実施等を指導し、昭和54年10月には本部においても建災防都道府県支部に設置している、「木造家屋等建築工事安全対策委員会(協議会)」の活動の活性化等を目的として、本委員会を設置し、木造家屋等建築工事における安全対策の検討を実施してきた。

### 1. 2 検討事項

学識経験者、木造家屋等低層住宅建築工事関係団体からの推薦があった者を委員とする。

なお、令和7年度の名簿は「1. 4 委員名簿」に示すとおりである。

### 1. 3 活動概要

昭和54年10月	木造家屋等建築工事安全対策委員会の設置
昭和55年7月	木造家屋等建築工事に作業主任者制度の導入を図ること等の当面の安全対策を検討し、労働省へ報告
昭和56年3月	木造家屋建築工事における労働災害状況の分析、報告書(第1報)作成
昭和57年3月	木造家屋建築工事における労働災害状況の分析、報告書(第2報)作成
昭和58年	木造建築工事関係の安全パトロールを行う場合の指針として、安全パトロール指導要領を作成
昭和59年3月	木造家屋建築工事における労働災害状況の分析、報告書(第3報)作成
昭和62年7月	木造家屋解体工事安全施工指針の作成
昭和63年3月	木造家屋等建築工事における墜落・転落災害防止対策及び木造建築物解体工事の安全を検討、報告書作成
昭和64年 ～平成7年	活動を一時休止

平成9年～ 平成11年	昭和55年に作成した木造家屋等建築工事の作業主任者教育用教材の改定が必要なことから、「木造家屋等建築工事安全対策委員会」を再編成し、教材の改正を実施
平成15年度	木造家屋等建築工事における安全作業について検討し、上棟作業の問題点と改善について報告書を作成
平成16年度	平成16年度木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の一環として作成した職長及び作業員を対象とする墜落災害防止のための教育用テキスト「木建工事における墜落災害防止のポイント（建方・屋根・外装工事編）」の概要及び教育用テキストを研修会等で活用する際指導者の参考となる、最新の災害発生状況の分析結果、木建工事における安全対策の今後の方向等を検討、報告書を作成
平成17年度	作業部会を設置し、木造家屋のリフォーム工事における効果的な安全対策を検討
平成19年度	支部における協議会の活動と実施している木建安全パトロールをより効果的に推進するのに必要な実情を把握する目的で支部に対して、アンケート調査を実施し、報告書を作成
平成21年度	「墜落・転落」による災害に対しては、法整備、新技術・新工法の開発等により、各種災害防止対策が図られているが、「こすれ（すりむき、切れ）」については、災害防止対策上が課題もあつたため、「こすれ（すりむき、切れ）」による災害事例を調査・分析し、特に「動力工具／丸のこ」の適切な使用方法、作業員への安全教育の実施等を検討、報告書を作成
平成22年度	災害事例及び「丸のこ等取扱い作業従事者教育」講師養成講座受講者へのアンケート調査結果等において見られる「安全装置の安易な無効化」等による災害が後を絶たないことから、このような状況を含めて検討
平成23年度	木造家屋建築工事における墜落・転落災害の防止対策を検討するための着目点、施工業者が参考となる具体的な安全対策実施事例を検討
平成24年度	震災復興工事に関連する災害発生状況及び災害事例から考えられる問題点と今後の対応を検討
平成25年度 ～平成26年度	足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策の普及事業について及び木造家屋建築工事における墜落防止対策等を検討
平成27年度	足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策の普及事業及び低層住宅建築工事における労働災害防止に関する課題を検討
平成28年度	木造建築工事災害発生状況及び低層住宅建築工事における労働災害防止に関する課題を検討
平成29年度	軸組作業時における墜落・転落災害が多いことから、実効性のある墜落・転落災害防止対策を検討するため、「軸組作業時における墜落・転落災害防止対策専門部会」を設置
平成30年度	「軸組作業時における墜落・転落災害防止対策専門部会」において、実規模の足場を用い安全ブロックとフルハーネスを組み合わせた安全対策の安全性や性能についての試験を実施

令和元年（平成31年）度	「軸組作業時における墜落・転落災害防止対策専門部会」を継続設置のうえ、スライドレール式安全ブロック工法の有効性（墜落制止用器具の安全性及びショックアブソーバ機能の性能等）を検証するため、実物大試験を行い、当該工法の作業標準を検討
令和2年度～令和3年度	軸組作業時における墜落・転落災害防止対策として検討したスライドレール式安全ブロック工法の作業標準を作成
令和4年度	墜落防止マニュアルに盛り込むべき墜落・転落災害を一層減少させるために必要な事項を検討
令和5年度	墜落防止マニュアルの見直しに向けて提言を行うため「墜落防止のための安全設備設置マニュアル見直し提言専門部会」を設置し、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」を作成
令和6年度	はしご、脚立等の低所からの墜落・転落防止対策として専門部会を設置し、周知用リーフレットを作成

## 1. 4 委員名簿

◎小林 謙二	職業能力開発短期大学校 東京建築カレッジ 学校長
三浦 延恭	国士舘大学 名誉教授
南保 昌孝	一般社団法人仮設工業会 専務理事 事務局長
(中屋敷 勝也	一般社団法人仮設工業会 専務理事)
和田 均	全国管工事業協同組合連合会 総務担当副会長 [和田工業株式会社]
田久 悟	全国建設労働組合総連合 労働対策部長
太田 明	一般社団法人全国建具組合連合会 副理事長
宗像 祐司	全国低層住宅労務安全協議会 顧問
塚本 勇人	一般社団法人全日本瓦工事業連盟 理事
池田 壯	一般社団法人東京建設職能組合連合会 会長
古谷 聡	公益社団法人東京中小建築業協会 事務局長
加藤 和久	一般社団法人日本左官業組合連合会 理事
坂倉 賢	一般社団法人日本塗装工業会 [株式会社サカクラ]
岡本 啓志	一般社団法人日本鳶工業連合会 常務理事
鈴木 保宏	一般社団法人日本木造住宅産業協会 生産技術部長
○大幢 勝利	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長代理

※ ◎印は委員長、○印は専門部会長

(順不同・敬称略)

( ) 内は前任者

<厚生労働省>

繁野 北斗 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 技術審査官

<事務局>

井上 仁 建設業労働災害防止協会 専務理事  
西田 和史 建設業労働災害防止協会 技術管理部長  
土屋 良直 建設業労働災害防止協会 技術管理部 上席調査役  
由野 友規 建設業労働災害防止協会 技術管理部 次長  
寺本 新吾 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員  
丹 良志美 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員  
鎌田 実里 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員

## 2. 専門部会の設置

### 2. 1 趣旨・目的

建設業における労働災害は中長期的には減少傾向にあるが、このうち、外国人の労働災害は増加傾向にある（休業4日以上死傷者数 583 人（R元）→1,165 人（R6））。

この背景として、建設業での担い手不足もあり、技能実習生、特定技能等をはじめ外国人建設技能者が増加傾向にあることが考えられ、木造家屋等建築工事（以下「木建工事」という。）関連職種も同様の増加傾向にある。

こうした状況下、令和7年3月11日に「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針」が閣議決定され、外国人建設技能者数が更に増加することが予想され、建設業における外国人材の安全衛生の確保がますます重要になってくると考えられる。

一方で、木建工事における労働災害は、建設業全体と比較しても減少幅が大きいものの、外国人に対する労働災害防止対策が十分に講じられているか、あるいは、作業現場における外国人建設技能者の実態や既存の外国人向け安全衛生対策情報の活用を含め、不明な状況にある。

このため、今後とも増加が見込まれる木建工事における外国人建設技能者の就労実態を把握の上、外国人を対象とした有効な労働災害防止対策について、調査・検討を行うこととする。

### 2. 2 検討事項

- (1) 木建工事における外国人労働者の就労実態の現状把握
- (2) 木建工事における外国人労働者を対象とした有効な労働災害防止対策
- (3) その他木建工事特有の外国人の労働災害防止に関する事項

## 2. 3 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する 専門部会 委員名簿

- 大幢 勝利 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
所長代理
- 小田桐 俊宏 一般社団法人 建設技能人材機構 調査研究部長
- 青木 富三雄 一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長
- 宗像 祐司 全国低層住宅労務安全協議会 顧問
- 鈴木 保宏 一般社団法人 日本木造住宅産業協会 生産技術部長
- 吉川 直孝 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
建設安全研究グループ 上席研究員

※ ○印は、部会長 (順不同・敬称略)

### <厚生労働省>

- 吉岡 健一 安全衛生部 安全課 副主任中央産業安全専門官
- 繁野 北斗 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室  
技術審査官
- 立石 光 労働基準局 安全衛生部 安全課 サービス産業・マネジメント班  
係長
- 川崎 満莉菜 労働基準局 安全衛生部 安全課 サービス産業・マネジメント班
- 西村 麟太郎 労働基準局 安全衛生部 安全課 サービス産業・マネジメント班

### <事務局>

- 西田 和史 建設業労働災害防止協会 技術管理部長
- 土屋 良直 建設業労働災害防止協会 技術管理部 上席調査役
- 由野 友規 建設業労働災害防止協会 技術管理部 次長
- 寺本 新吾 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員
- 丹 良志美 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員
- 鎌田 実里 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課員

### 3. 検討の経緯

#### (1) 第1回本委員会

① 日時

令和7年5月13日 14:00～16:00

② 場所

三田鈴木ビル7階 第3会議室

③ 議題

ア. 令和6年度第3回委員会 議事要旨（案）について

イ. 委員会の進め方について

ウ. その他

④ 内容

建設業における外国人の労働災害が増加傾向にある中、昨年3月11日に「特定技能制度及び育成成就労制度の基本方針」が閣議決定され、更なる外国人建設技能者の増加が予想されるものの、木建工事における外国人の就労実態や安全衛生対策の活用等については不明な状況にある。このため、「木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会」を設置し、木建工事における外国人労働者に対する有効な労働災害防止対策について調査、検討を行うことと了承された。

⑤ 配布資料

資料No.1-1 「木造家屋等建築工事安全対策委員会」委員名簿

資料No.1-2 令和6年度第3回委員会 議事要旨（案）

資料No.1-3 工事の種類別災害推移

資料No.1-4 外国人労働者の労働災害発生状況

資料No.1-5 外国人在留者数の中長期推移

資料No.1-6 職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数

資料No.1-7 建設業における外国人在留者数

資料No.1-8 建設業に従事する外国人労働者向け教材

資料No.1-9 共通「建設現場全般」安全衛生のポイント

資料No.1-10 「屋根ふき業務」安全衛生のポイント

資料No.1-11 令和7年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会スケジュール(案)

参考資料1 【事務連絡】外国人建設技能者の安全衛生対策に関する周知のお願い

参考資料2 特定技能基本方針 本文（別紙省略）

参考資料3 特定技能育成成就労基本方針

参考資料4 令和5年度 外国人労働者の労働災害発生状況（厚労省）

参考資料5 建設分野における外国人技能者の受け入れ

リーフレット「低所での作業 あなたは油断していませんか？」

## (2) 第1回専門部会

### ① 日時

令和7年7月24日 14:00～16:00

### ② 場所

ビジョンセンター田町503号室

### ③ 議題

ア. 専門部会の進め方について

イ. 木建工事における外国人労働者の就労実態の現状把握について

ウ. 木建工事における外国人労働者を対象とした有効な労働災害防止対策について

エ. その他

### ④ 内容

部会長を選任し、専門部会の進め方を検討するとともに、オーストラリアの建設業における外国人の安全衛生対策への取組の実態を参考に、有効な労働災害防止対策を検討した。次回の専門部会に向けて、木建工事現場における外国人の就労実態及び外国人向け安全衛生教材のニーズ等を把握するためのヒアリング調査を行うこととした。

### ⑤ 配布資料

資料No.1-1 令和7年度 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会 開催要綱

資料No.1-2 令和7年度 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会 委員名簿

資料No.1-3 令和7年度 第1回 木造家屋等建築工事安全対策委員会 議事要旨(案)

資料No.1-4 外国人労働者の労働災害発生状況

資料No.1-5 外国人在留者数の中長期推移

資料No.1-6 職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数

資料No.1-7 建設業における外国人在留者

資料No.1-8 建設業に従事する外国人労働者向け教材

資料No.1-9 共通「建設現場全般」安全衛生のポイント

資料No.1-10 「屋根ふき業務」安全衛生のポイント

資料No.1-11 令和7年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会スケジュール(案)

参考資料1 特定技能育成就労基本方針

参考資料2 令和5年外国人労働者の労働災害発生状況(厚生労働省)

参考資料3 建設分野における外国人技能者の受け入れ(国土交通省)

### (3) 関係団体への外国人就労実態・労働災害防止取組実態把握ヒアリング調査

- ① 期間  
令和7年9月～10月
  
- ② 関係団体  
一般社団法人 建設技能人材機構  
一般社団法人 日本木造住宅産業協会  
全国低層住宅労務安全協議会  
一般社団法人 住宅生産団体連合会 (ヒアリング調査実施順)

### (4) 第2回専門部会

- ① 日時  
令和7年10月21日14:00～16:00
  
- ② 場所  
三田鈴木ビル5階 建災防会議室
  
- ③ 議題  
ア. 第1回議事要旨(案)の確認について  
  
イ. 実態把握ヒアリング調査状況について  
  
ウ. その他
  
- ④ 内容  
4団体に対して実施した外国人労働者への実態把握ヒアリング調査の結果を報告した。報告の内容を踏まえ、事務局と安衛研において木造家屋等建築工事における外国人の災害を分析し、次回本委員会において、外国人労働者の災害の傾向から課題点を抽出することとした。
  
- ⑤ 配布資料  
資料No.2-1 令和7年度 第1回 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会 議事要旨(案)  
資料No.2-2 木建現場における外国人の実態に関するヒアリング調査結果  
資料No.2-2-1 一般社団法人 建設技能人材機構(JAC)  
資料No.2-2-2 一般社団法人 日本木造住宅産業協会  
資料No.2-2-3 全国低層住宅労務安全協議会  
資料No.2-2-4 一般社団法人 住宅生産団体連合会  
資料No.2-3 外国人の就労実態資料(職種別、地域別)  
資料No.2-4 外国人対策教育事例、取組事例等(JAC、住団連)  
資料No.2-5 外国人労働災害の特徴(住団連 令和4～6年 低層住宅労働災害発生状況報告書から)  
  
参考資料1 建設分野特定技能外国人制度の推進について(JAC)

## (5) 第2回本委員会

### ① 日時

令和7年11月6日 14:00～16:00

### ② 場所

三田鈴木ビル5階 建災防会議室

### ③ 議題

ア. 第1回議事要旨(案)の確認

イ. 外国人労働災害対策専門部会での検討状況

ウ. その他

### ④ 内容

専門部会での検討内容を部会長から御説明いただき、説明を踏まえて意見交換し、本委員会委員では、今後の課題として、木建工事における外国人労働者の災害発生状況を分析するとともに、外国人労働者に多い災害の特徴を明らかにした上で、労働災害防止対策のあり方等を検討することとした。

### ⑤ 配布資料

資料No.2-1 令和7年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会 委員名簿(最新)

資料No.2-2 令和7年度 第1回 木造家屋等建築工事安全対策委員会 議事要旨(案)

資料No.2-3 令和7年度 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会 設置要綱及び委員名簿

資料No.2-4 第2回専門部会資料

資料No.2-4-1 令和7年度 第1回 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会 議事要旨

資料No.2-4-2 木建現場における外国人の実態に関するヒアリング調査結果

資料No.2-4-3 外国人の就労実態資料(職種別、地域別)

資料No.2-4-4 外国人対策教育事例、取組事例等(JAC、住団連)

資料No.2-5 外国人労働災害の特徴

(住団連 令和元年～6年 低層住宅労働災害発生状況報告書から)

資料No.2-6 令和7年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会スケジュール

## (6) 第3回専門部会

### ① 日時

令和7年12月10日14:00～16:00

### ② 場所

三田鈴木ビル5階 建災防会議室

### ③ 議題

ア. 第2回専門部会議事要旨(案)について

イ. 木建工事における外国人の労働災害発生状況分析について

ウ. 報告書のとりまとめについて

エ. その他

### ④ 内容

事務局及び安衛研で行っている木建工事における外国人労働者の災害分析状況の説明を受けて、災害の特徴を検討し、電動工具等に注目した「切れ・こすれ」災害を中心に、外国人への指導方法や教育のタイミング等の課題を報告書にまとめる方向で検討した。

### ⑤ 配布資料

資料No.3-1 令和7年度 第2回 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会 議事要旨(案)

資料No.3-2 令和7年度 第2回 木造家屋等建築工事安全対策委員会 議事要旨(案)

資料No.3-3 木建工事における外国人の労働災害発生状況分析「低層住宅の労働災害発生状況報告書」による外国人の労災の特徴(休業4日以上)事務局資料(住団連提供災害報告集計から)

資料No.3-4 スケジュール

## (7) 第4回専門部会

① 日時

令和8年1月26日 14:00～16:00

② 場所

三田鈴木ビル7階 建災防会議室

③ 議題

ア. 第3回専門部会議事要旨(案)について

イ. 報告書(案)について

ウ. その他

④ 内容

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所で公表された木建工事における死傷災害分析をもとに、ワーキンググループで検討した結果を報告書(案)として提出した。報告書(案)の内容を確認し、各委員からの意見をもとに特に、本年度の検討結果の「まとめ」を取りまとめた。

⑤ 配布資料

資料No.4-1 令和7年度 第3回 木造家屋等建築工事における外国人労働者対策に関する専門部会 議事要旨(案)

資料No.4-2 令和7年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会検討結果報告書(案)

## (8) 第3回本委員会

### ① 日時

令和8年2月10日 10:00～12:00

### ② 場所

三田鈴木ビル5階 建災防会議室

### ③ 議題

ア. 第2回議事要旨(案)の確認

イ. 報告書(案)について

ウ. その他

### ④ 内容

第3回、第4回専門部会での検討内容及び専門部会で取りまとめた報告書(案)を部会長及び事務局が説明した。報告書(案)の内容を確認し、各委員からの意見をもとに修正した。

### ⑤ 配布資料

資料No.4-1 令和7年度 第2回 木造家屋等建築工事安全対策委員会 議事要旨(案)

資料No.4-2 令和7年度 木造家屋等建築工事安全対策委員会検討結果報告書(案)

## 第2章 木造家屋等建築工事における外国人労働者の就労実態及び労働災害発生状況

### 1. 外国人労働者の就労実態及び労働災害防止取組の現状把握

#### 1. 1 外国人建設技能者の推移・就労状況

##### 1. 1. 1 建設業全体における外国人技能者の推移と特徴

###### (1) 外国人建設技能者の在留者推移

###### ① 全体における推移

建設分野における外国人技能者の在留者数は増加傾向にあり、2014年当時は約1.2万人であったが、2024年には約14.6万人に増加している。建設技能者数に対する外国人建設技能者比率も増加傾向にあり、2014年は0.4%であったが、2024年は4.9%に増加している。

###### ② 在留資格別推移

いずれの年においても技能実習生が最も多くの割合を占めるが、2019年から2024年にかけて特定技能1号外国人が増加しており、2024年は外国人建設技能者の約26%を占めている。

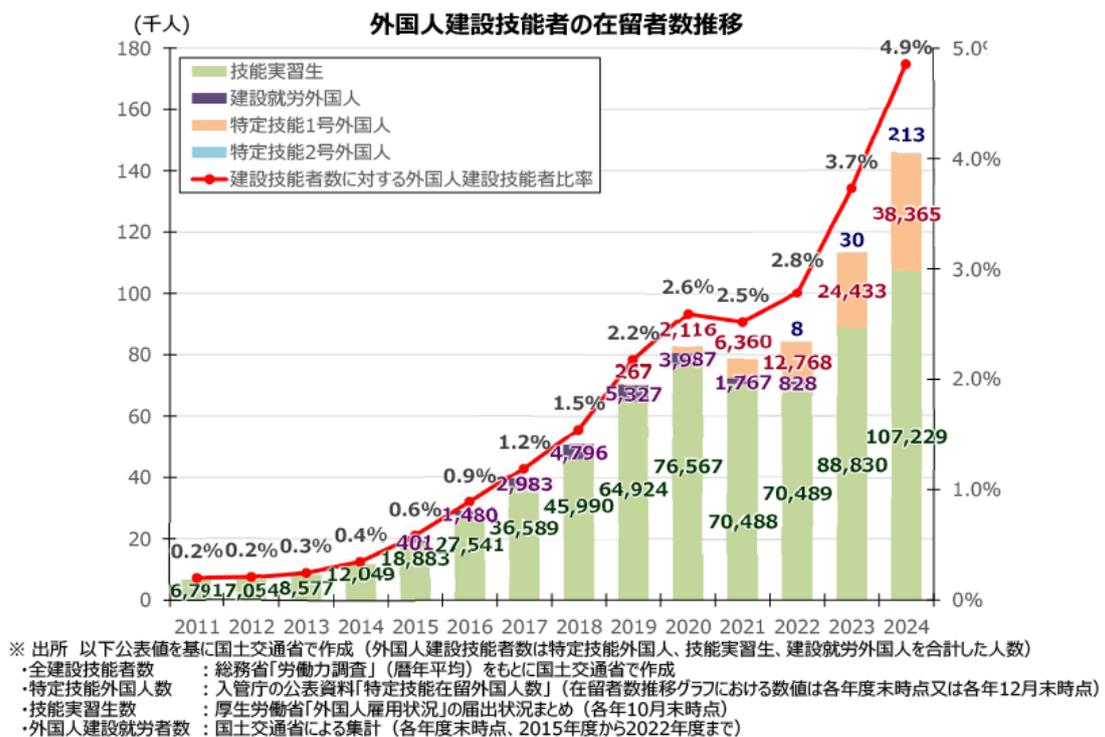


図2-1-1 外国人建設技能者の在留者数推移

出典：国土交通省 建設分野における外国人技能者の受入れ

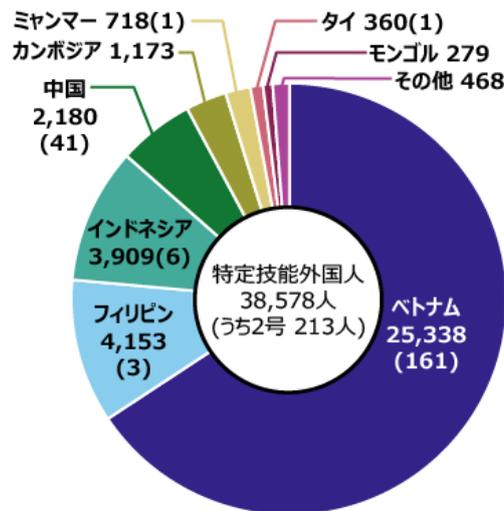
([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/content/001481316.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001481316.pdf))

## (2) 外国人建設技能者の在留者の内訳（国籍・地域別）

特定技能在留外国人を国籍・地域別にみると、特定技能1号、2号の合計でベトナムが最も多く約66%を占めており、次いでフィリピン（約11%）、インドネシア（約10%）、中国（約6%）となっている。

特定技能1号外国人数に対する特定技能2号外国人数の割合をみると、中国が最も多く約2%であり、次いでベトナム（0.6%）、インドネシア（0.2%）、フィリピン（0.1%）となる。

国籍・地域別特定技能在留外国人数  
(2024年12月末時点)



※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成（外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数）  
・全建設技能者数：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成  
・特定技能外国人数：入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」（在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点）  
・技能実習生数：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）  
・外国人建設就労者数：国土交通省による集計（各年度末時点、2015年度から2022年度まで）

図2-1-2 国籍・地域別特定技能在留外国人数（2024年12月末時点）

出典：国土交通省 建設分野における外国人技能者の受入れ

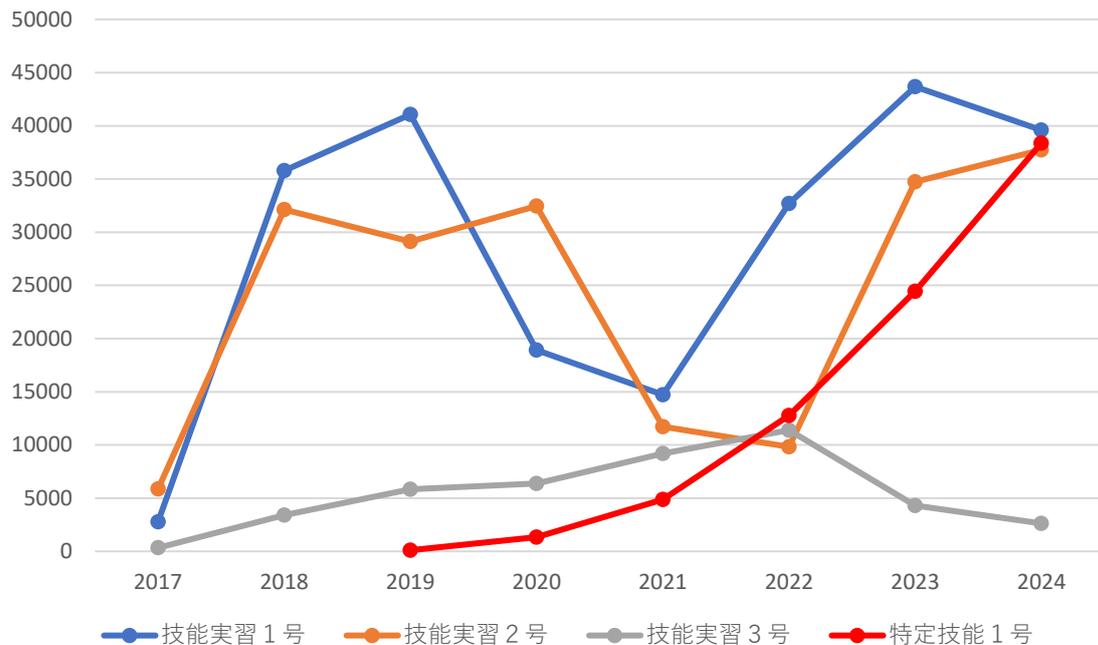
([https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/content/001481316.pdf](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/content/001481316.pdf))

(3) 在留資格別外国人建設技能者の推移（技能実習1号、2号、3号・特定技能1号）

技能実習1号は2019年から2021年、技能実習2号は2020年から2022年にかけて減少しているが、その後共に増加して2024年では35,000件以上となっている。

技能実習3号は2017年から2022年にかけて増加しているが、2022年から2024年にかけて減少している。

特定技能1号は、2019年から2024年まで一貫して増加を続けている。



※技能実習1号、2号、3号は年度ごとの技能実習計画認定数

特定技能1号は各年12月末時点での在留外国人数

図2-1-3 技能実習計画認定件数および特定技能1号在留外国人数の推移

出典：技能実習生人数推移データ：一般社団法人建設技能人材機構 集計データ

外国人技能実習機構 業務統計

(<https://www.otit.go.jp/system/research/statistics/index.html>)

特定技能外国人人数推移データ・都道府県別特定技能外国人データ：

出入国管理庁 特定技能在留外国人数の公表等

([https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00215.html))

## 1. 1. 2 木建工事における外国人技能者の推移と特徴

### (1) 木建工事関連6職種における技能実習計画認定人数の推移

技能実習の職種のうち、木建工事に関連する「建築板金」、「建築大工」、「とび」、「左官」、「内装仕上げ施工」、「防水施工」の2017年度から2024年度における技能実習計画認定人数の推移は以下のとおりで、増減は同様の傾向を示している。

#### ① 職種別の傾向

技能実習1号、2号ともに「とび」が非常に多く、2024年ではともに12,000件近くとなっている。次いで「内装仕上げ施工」2,000人程度、「建築大工」、「左官」、「防水施工」いずれも1,500人程度、「建築板金」1,000人程度となっている。

#### ② 技能実習1号、2号の推移の特徴

技能実習1号の全体の傾向では、2017年から2019年にかけて増加し、2019年から2021年にかけて減少したが、2021年から2023年にかけて再び増加している。図2-1-4の0人～3,000人の部分を見ると、図2-1-5のような状況があり、6職種全てが全体と同様の推移をしている。

技能実習2号の全体の傾向では、2017年から2020年にかけて増加傾向にあり、2020年から2022年にかけて減少したが、2022年から2024年にかけて再び増加している。図2-1-6の0人～3,000人の部分を見ると、図2-1-7のような状況があり、2023年～2024年にかけては「建築大工」、「防水施工」のみ減少している。

技能実習1号と2号の技能実習計画認定人数の推移と比較すると、技能実習2号の増減の傾向は、技能実習1号に対して1年遅れで類似した傾向にある。

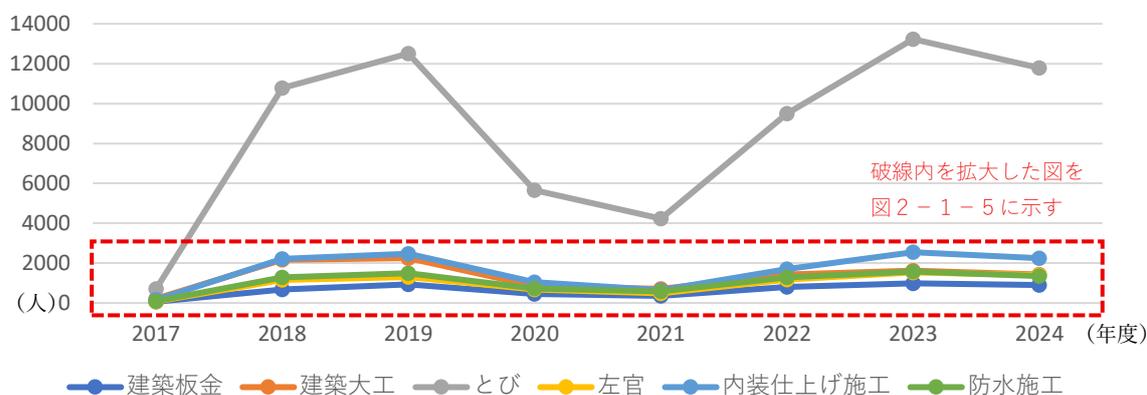


図2-1-4 技能実習1号技能実習計画認定人数の推移（各年度ごと）

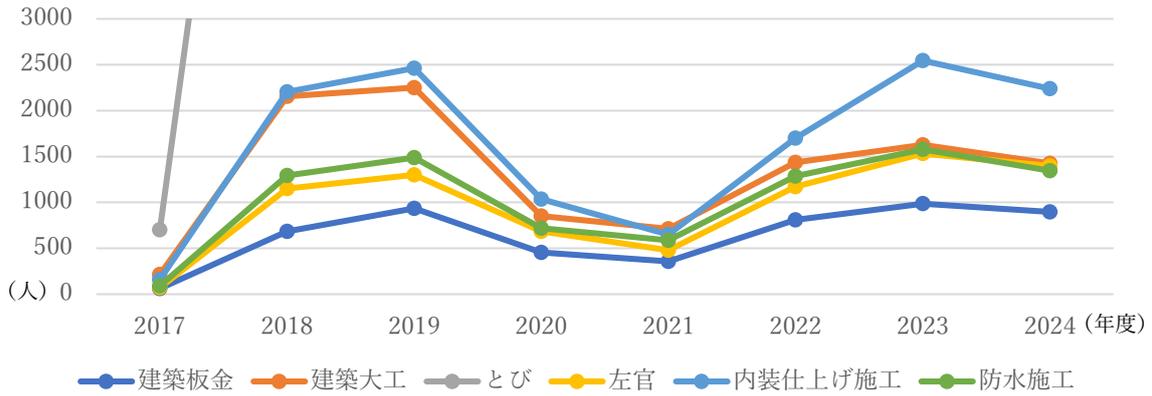


図 2-1-5 技能実習 1号技能実習計画認定人数の推移（各年度ごと）  
（0人～3,000人部分を拡大）

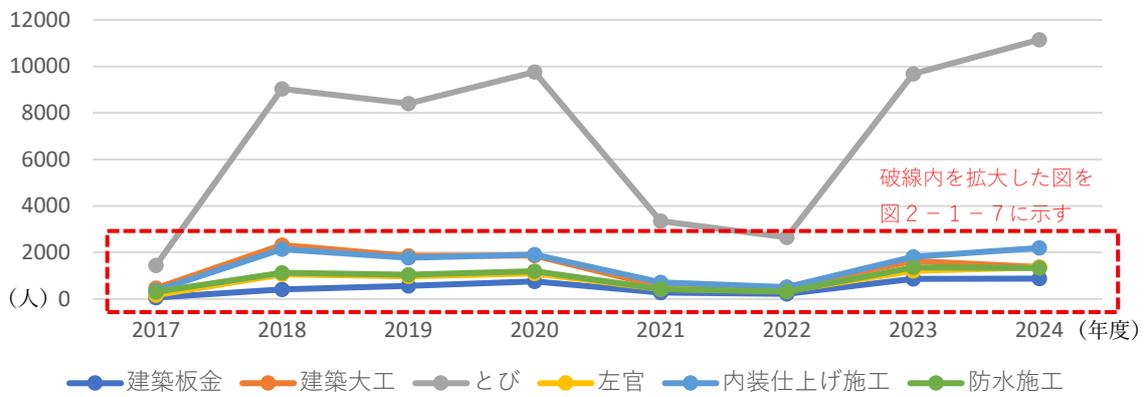


図 2-1-6 技能実習 2号技能実習計画認定人数の推移（各年度ごと）

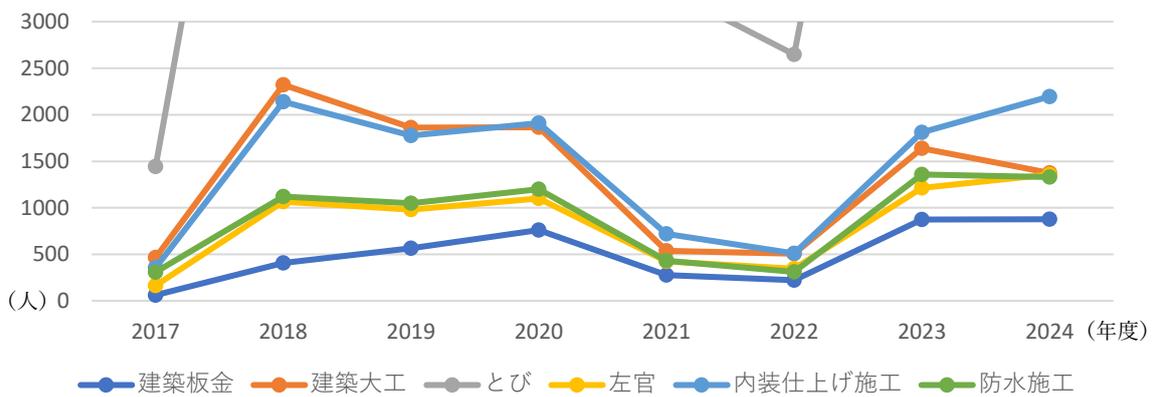


図 2-1-7 技能実習 2号技能実習計画認定人数の推移（各年度ごと）  
（0人～3,000人部分を拡大）

出典：一般社団法人建設技能人材機構 集計データ  
外国人技能実習機構 業務統計  
(<https://www.otit.go.jp/system/research/statistics/index.html>)

## (2) 都道府県別特定技能1号人数（建設分野）の特徴

外国人建設技能者の地域別分布について、都道府県別の特定技能1号（建設分野）人数及びその都道府県別の人口に対する特定技能1号の人数の割合を調べたところ、特定技能1号の人数は、首都圏、愛知県、大阪府で多いが、人口への割合では、中部、中四国の県が高い等、次のとおりの特徴がみられた。

- ① 人数が多く、割合も高い：埼玉県、千葉県、愛知県、神奈川県
- ② 人数は多いが、割合は低い：東京都
- ③ 人数は少ないが、割合は高い：三重県、富山県、岐阜県、広島県、香川県、山口県

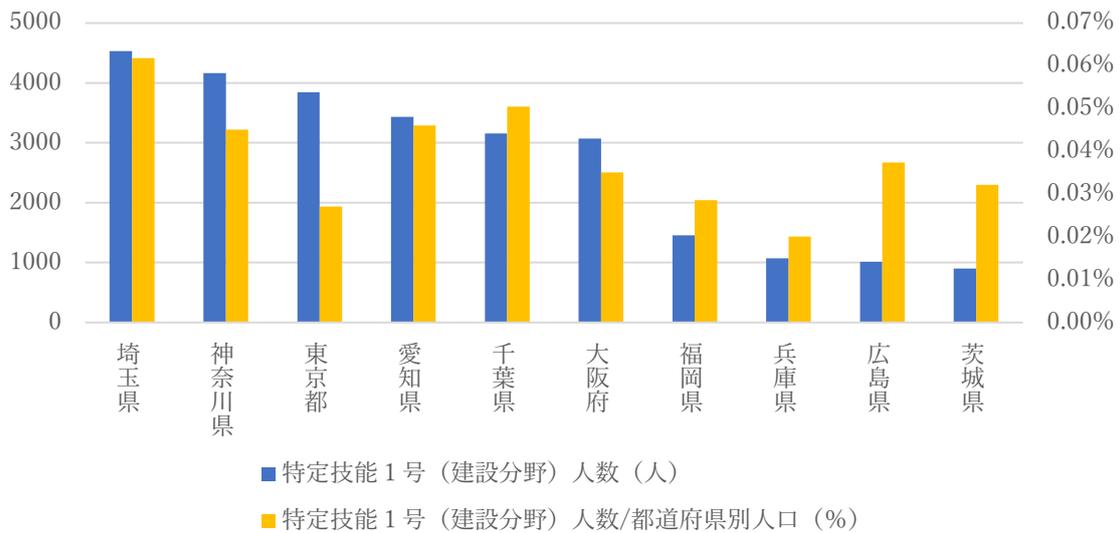


図2-1-8 都道府県別建設分野における特定技能1号の人数に対する割合（2024年）  
（特定技能1号（建設分野）人数 上位10都府県）

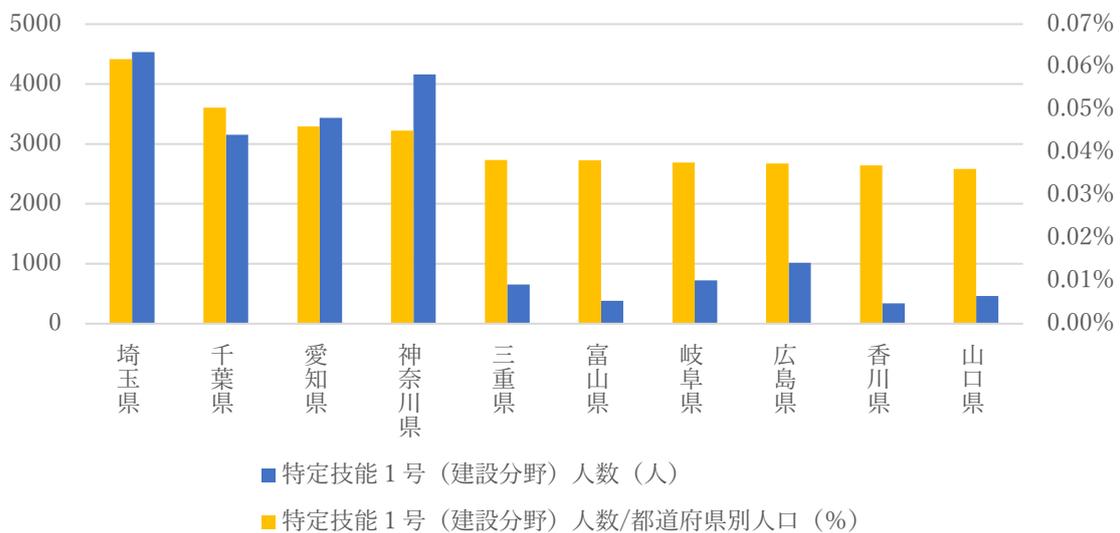


図2-1-9 都道府県別建設分野における特定技能1号の人数に対する割合（2024年）  
（特定技能1号（建設分野）人数/都道府県別人口（%） 上位10都府県）

出典：都道府県別特定技能外国人データ（令和6年12月末）：出入国管理庁 特定技能在留外国人数の公表等  
[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07\\_00215.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00215.html)  
 都道府県別人口データ：政府統計 都道府県、男女別人口－総人口、日本人人口（各年10月1日現在）  
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&stat\\_infid=000040268859](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&stat_infid=000040268859)

## 1. 2 関係団体への外国人就労実態・労働災害防止取組実態把握 ヒアリング調査

### (1) 目的

木建工事に従事する外国人労働者向けの労働災害防止対策を検討するに当たり、木建工事における外国人労働者に関係する団体に対して、外国人労働者の就労実態や外国人向け安全衛生教育の実態、外国人に対する労働災害防止対策の取組、課題等をヒアリング調査により把握する。

### (2) 調査実施関係団体

一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC)  
一般社団法人 日本木造住宅産業協会 (木住協)  
全国低層住宅労務安全協議会 (低住協)  
一般社団法人 住宅生産団体連合会 (住団連) (ヒアリング調査実施順)

### (3) 調査期間

令和7年9月～10月 1団体1時間半程度

### (4) 調査項目

- ① 外国人労働者の就労実態
- ② 外国人向け労働災害防止対策の取組
- ③ 外国人向け労働災害防止対策の課題、意見等

### (5) 調査結果概要

- ① 外国人労働者の就労実態
  - ・ 建設業全体で外国人技能者は増加傾向だが、木建工事では在来軸組よりツーバイフォー、工事の種類では、解体工事、基礎工事で目立つ(木住協)。
  - ・ 解体、足場、とび、外装等が多い(住団連)。
  - ・ 低層住宅では、ツーバイフォーの他、鉄骨プレハブでも増加している(低住協)。
- ② 外国人向け労働災害防止対策の取組
  - ・ 特定技能者向け、日本人向け安全衛生教材等を会員サービスとともに提供。(JAC)
  - ・ ビジュアル重視の文字の少ない○×式の教材が有効(木住協)。
  - ・ 日本語の分かる外国人のリーダー格を通じて母国語で教育するのが有効(低住協)。
  - ・ やさしい日本語活用、多言語表示、翻訳機能活用等理解を促す様々な取組(住団連)。

③ 外国人向け労働災害防止対策の課題

- ・ ゼネコン向けでなく、低層住宅工事現場の多能工向け共通教材が必要(住団連)。
- ・ 業界全体での外国人向け教育プラットフォーム整備と支援が必要(低住協)。
- ・ 厚労省、国交省等の外国人向け安全衛生教材の更なる周知が必要(住団連)。
- ・ コミュニケーションの取り方、文化習慣、マナーの理解が課題(低住協、住団連)。
- ・ 多言語同時翻訳ツールが必要(住団連)。
- ・ 教える側(日本人)、受ける側(外国人)双方ともに理解できる教育動画の普及が必要(住団連)。
- ・ ヘルメット着用等日本では当たり前の基本事項をあらかじめ理解させることが必要(住団連)。

(6) 調査結果の内容一覧

全4件のヒアリング結果の具体的内容を表2-1-1から表2-1-4までに示す。



木造家屋等建築工事現場における外国人労働者対策の実態に関するヒアリング調査結果  
（調査先団体：一般社団法人建設技能人材機構（JAC））

実施日時	R7.9.8 13:00～	実施場所	一般社団法人建設技能人材機構会議室（東京都港区虎ノ門）	対応者	調査研究部長 小田桐 俊宏 他2名	調査委員	吉川 直孝	事務局	西田、鎌田
------	---------------	------	-----------------------------	-----	----------------------	------	-------	-----	-------

ヒアリング内容		回答
1. 木造家屋建築工事における外国人建設技能者数の就労実態	1-1. 木建工事に従事する建設技能者数	<p>・建設業における外国人技能者は増加傾向にある。</p> <p>（外国人建設技能者全体で、2014年時点：12,049人（0.4%）、2024年時点：145,807人（4.9%）職種（2025年1月末時点速報値）                  特定技能1号全体：38,365人 [土木：21,784人 建築：14,180人 ライフライン・設備：2,401人（2024年12月末時点）]                  特定技能2号全体：213人 [土木：101人 建築：99人 ライフライン・設備：13人（2025年1月末時点速報値）]）</p> <p>・外国人技能者の職種については、外国人技能者（技能実習、特定技能）の職種別人数推移のデータを保有している。木建における外国人技能者は「とび」が多いが、どの職種も同じように推移している。コロナの影響を除けば増加傾向にある。</p> <p>・特定技能1号のデータは、現在は技能実習から来た人数は職種、作業等の詳細を追えるが、今後は建築・土木・インフラの3種のみ分類になってしまうと思われる。</p> <p>・木建に限定した人数等の詳細なデータは、木建に関係する個別の業界団体が独自に集計しているのではないかと。賛助会員の工事種別内訳も不明。</p> <p>・ツーバイフォー工法は、工場でパネルを作る段階に関しては製造業に含まれるのではないかと。</p> <p>・特定技能外国人の国籍については、ベトナムが最も多く（66%）、フィリピン（11%）、インドネシア（10%）と続くが、インドネシアの送出し機関と連携している団体もある等、団体や受入れ企業によって注目している国にはかなり違いがある。</p> <p>・年齢層別では20代から30代が多いと思われる。</p> <p>・地域別では、出入国管理庁データによれば、特定技能1号は都道府県別では東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡等の都市圏に多く集まる傾向がある。（7都府県で全体の62%）</p> <p>・他国と比べ日本は賃金が高いわけではないが、選ばれる理由は以下のとおり。</p> <p>① 日本で働くハードルは比較的低いが、日本での職歴があるとスキルがあると判断され、他の待遇の良い国にも行きやすくなること</p> <p>② 制度が安定しており特定技能外国人がきちんと保護されること</p> <p>③ 日本文化への親しみ等</p> <p>今後も日本を選んでいただけるような制度運営をしていきたい。</p> <p>・建設業は、特定技能に関しては失踪者が少ない。1つの受入れの在り方として各業界で特定技能は受け入れられている印象がある。</p>
	①建設業全体の外国人労働者数の推移（過去10年） （在留資格別、うち特定技能、技能実習）	
	②建設業全体の外国人労働者数の推移（職種別内訳）	
	③木建工事に関する建設技能者数の推移（過去10年、在留資格別）	
	④木建工事に従事する建設技能者数の実態（職種別、国籍別、年齢別、地域別）	
	⑤賛助会員2960社の業種別（建築工事業で木建工事等ハウスメーカーの数など）内訳	
⑥その他		
1-2. 外国人建設技能者受け入れのルール、枠組み	<p>・特定技能外国人受け入れ企業はJACに加入する必要がある。JACに直接加入する方法と、JACの正会員の団体に加入する2種類の方法がある。また、特定技能制度における建設分野独自の仕組みがある。（JACによる受入れ環境の整備、国交省による受入れ計画の審査・認定、FITSによる適正就労監視）</p> <p>・外国人を雇用している中核は専門工事業であり、特定技能に関しては専門工事業の団体を通じてJACに加入しているケースが多い。技能実習生に関しては不明。</p> <p>・行動規範に関して、現在のところペナルティが科されたケースはない。現在は各企業に対し、守ってもらえるよう呼びかけを行っている。</p> <p>・受入れ段階でJACが行動規範を示し、受入れ後はFITSに委託し、適正な受入れ状態かを訪問巡回等でチェックしている。</p> <p>・FITSは特定技能の適正就労監視を行っているが、技能実習の適正就労監視は他団体が行っていると思われる。</p> <p>・受け入れる外国人技能者の人数には、技能実習、特定技能ともに制限がある。（特定技能1号：日本人常勤職員の総数を超えないこと、技能実習1号：日本人常勤職員の10分の1～20分の1）</p>	
①JACの関わり、JAC賛助会員にならないと受け入れできないのか		
②行動規範について		
③その他受け入れに関するルール		

2. 外国人に対する各種教育	2-1. 教育方法・ノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師は日本人で、通訳を立てて講座を行っている。テキストもそれぞれの言語に訳している。</li> <li>・教材を翻訳する際は、一度英語に直してからそれぞれの言語に翻訳する必要がある。</li> <li>・日本語の試験を突破していたとしても、教わるときや復習をするときは母国語の方が身に付きやすい。とっさの質問等も母国語だとしやすく、何に困っているか、何が分からないかも把握しやすい。</li> <li>・日本語で書かれたテキストは、講習でもらってもあまり理解できず、復習に役立てられないこともある。</li> <li>・現在オンラインで無料日本語講座を行っているが、<u>今後は基礎的な日本語から、専門工事の用語等の応用的な日本語まで母国語で教えられるものが必要になってくる。</u></li> <li>・テキスト、試験問題ともにルビを振っている。<u>ルビを振ると、漢字が分からなくても文章の意味を理解できる。</u>逆に、ルビを振らない場合、漢字が分からないと全く読めない文章が出てくる。</li> </ul>
	①講習において、誰にでも理解できるような具体的工夫	
	②母国語講習では、母国語のみを用いるのか（日本語も適宜混ぜるのか）	
	③講習において、受講者の理解度をチェックする仕組み等はあるか	
	④受講者や企業からこういう教え方をしてほしい等の要望はあるか	
	2-2. 教育の種類・教材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JACでは、無料母国語安全衛生教育（オンライン講習・技能講習）を行っている。また、正会員団体の特定技能スキルアップ研修（国内・海外）や海外での採用活動の実施経費も支援している。</li> <li>・母国語による無料安全衛生教育は最近始めたが、オンライン講座と技能講習のどちらもニーズが非常に多い。今後科目数を拡大していきたい。</li> <li>・今年度から、無料母国語安全衛生教育を海外でも実施し始めている。</li> <li>・技能講習は、定員までであれば少人数でも開催できるようにしている。</li> <li>・専門工事業では、日本語試験に含まれない特徴的な名前の道具を用いることが多く、現場の外国人にとっては理解が難しい。</li> <li>・<u>教育や指示を理解し、技術の向上につなげるためには、まず日本語の習熟度を上げることが重要。</u>今後は日本語についていけない外国人のキャッチアップが必要になってくる。</li> <li>・講習や講座は、JAC会員以外は基本的には受けられない。日本語講座は、会員企業で働く特定技能に移行する意思のある技能実習生も対象としている。</li> <li>・「建設現場で使える日本語を学ぶオンライン講座」等各種（9種類）の日本語講座はJACがオリジナルで作成している。</li> <li>・特定技能外国人への配慮として、働きやすい環境づくりへの支援を行っている。（一時帰国支援、CCUS手数料支援、労災保険の補償給付の上乗せ、FITSによる適正就労監理）</li> <li>・<u>企業によって受け入れている外国人の国籍は様々であり、少数言語に対応した教育の要望も多い。</u>どうしても受講者の多い言語から順に対応せざるを得ないが、マイノリティへの対応も今後必要になってくる。</li> <li>・<u>外国人と接する日本人向けに、異文化理解、外国人向けのやさしい日本語などの教育も行っている。</u>他に生活・交通指導について等の講座もオンラインで開設している。</li> </ul>
	①教育・教材の種類について	
	②最近の教育・講習ニーズの動向（特に増えている科目等）	
	③教材や実際の試験にルビは全て振ってあるのか	
	④外国人向け教材を作成する上で配慮が必要な点、日本との違い（文化・宗教・常識の違い等）	
⑤外国人に教育する側への支援・教育等はあるか		
⑥その他		
2-3. 教育の好事例等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場では、特定技能外国人の中でも、<u>先輩の外国人が後輩の外国人に対して教える</u>こともある。</li> <li>・JACの特定技能外国人に対する横断的な取組（試験に限らない様々な支援等）を参考にしている業界が他にもある。</li> </ul>	
①教育の理解度や技能の身に付けやすさ向上に効果的だった手法はあるか（振り返り演習を行う等）		
②その他受け入れに関する好事例		
3. その他外国人技能者受け入れに関する現状課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建設業はスキルを積み重ねていく業界なので、特定技能1号、2号を目指して就業してもらいたい企業も多いと思われる。</u>育成就労制度を含め、今後は特定技能2号まで見越して運用していくことが必要になってくる。</li> <li>・特定技能2号を受験する外国人も増えている。</li> </ul>	

木造家屋等建築工事現場における外国人労働者対策の実態に関するヒアリング調査  
（調査先団体：一般社団法人日本木造住宅産業協会）

実施日	R7.10.8 13:30～	実施場所	一般社団法人日本木造住宅産業協会会議室 (東京都港区六本木)	対応者	生産技術部長 鈴木 保宏 他1名	調査委員	吉川 直孝	事務局	西田、鎌田
-----	----------------	------	-----------------------------------	-----	---------------------	------	-------	-----	-------

ヒアリング内容		回答
1. 低層住宅（ツーバイフォー含む）における外国人建設技能者の就労実態	1-1.低層住宅工事に従事する外国人の基本情報について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人の就労実態は、<u>解体、とび（基礎屋の一部）が多い</u>ように感じる。注文住宅を作るために前の家を壊すが、その際に注文する<u>解体業者</u>に外国人が多い感覚がある。年齢は若い人が多く、30～40代が多い印象がある。</li> <li>・国籍は分からないが、<u>ベトナム人が多い</u>のではないかと。</li> <li>・在来軸組工法では外国人が働いているという話はあまり聞かない。いるとしても<u>基礎屋（とび）</u>までで、基礎より上の工事では外国人は少ないと思う。しかし、2027年の育成就労制度の施行に伴い、外国人大工に活躍してもらう準備をしている企業はある。これから増える可能性はある。</li> <li>・建設分野の<u>特定技能外国人を受け入れるには、CCUS（建設キャリアアップシステム）への登録が絶対条件</u>になっている。</li> </ul>
	①会員団体・企業での外国人就労者数の推移（在留資格別）	
	②低層住宅工事における外国人就労者数の推移（職種・作業別内訳）	
	③②のうち技能実習生の職種別内訳（特にとび、建築大工、建築板金、左官、内装仕上げ施工、防水施工等住宅工事に関するもの）	
	④低層住宅工事に従事する外国人の実態（国籍別、年齢別、地域別）	
	⑤外国人特有の課題に起因する災害事例、ヒヤリハット等	
2. 外国人向け労働災害防止対策の取組	2-1.外国人建設技能者への安全教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大手企業の一部は訓練校を所有しており、独自で日本人の技能者を育てられるので、外国人技能者が少ないのではないかと。職人の3～4割が自社の訓練校出身の大手企業もある。</li> <li>・訓練校を持つ大手も内装工事等については専門工事業者に外注するが、そこでは外国人が働いているのではないかと。</li> <li>・現場には外国人はほとんどいないが、<u>プレカット工場には何人かいる</u>のではないかと。しかし、プレカット工場は全自動化が進んでおり、働く人は少なくなっている。また、<u>工場で働く人が現場で組立て等の作業をすることは無い</u>。</li> <li>・住宅工事では、施主の目の届かないところに外国人がいる傾向がある。</li> <li>・<u>ツーバイフォー工法の現場の方が軸組み工法の現場よりも外国人技能者が多い</u>と思う。外国から来た工法であるため、外国人参入への抵抗感が少ないのではないかと。教材や教育のニーズも高いと思われる。</li> <li>・現在の建売住宅の工法は、在来軸組工法とツーバイフォー工法で約半々だと思われる。</li> <li>・外国人技能者のいる専門工事業者の教育は、事故が起こらないよう元請が中心となってある程度は取り組んでいると思う。</li> <li>・外国人向け教育は、言葉で伝えるよりも、<u>写真やイラスト等のビジュアル重視</u>で行っているのではないかと。</li> <li>・実態や取組については、地方の工務店や地方の工務店に関する団体に聞いてみると良いのではないかと。</li> </ul>
	①どのような安全教育を行っているか、再教育等はあるか	
	②安全教育はどの言語で行っているのか（母国語・日本語）	
	③教育資料やマニュアルなどは外国人向けのものを使っているか	
	④外国人は教育内容をどの程度理解しているのか	
	2-2.現場での災害防止対策について	
	①外国人向けに特別に講じている安全対策はあるか	
	②出身国によって作業における注意点に違いはあるか	
	③多言語の安全標識等は設置されているか	
	④現場での意思疎通はどのように行われているか（通訳設置等）	
	⑤外国人の中でリーダーを任命する等の取り組みはあるか	
	2-3.取組み全般について	
	①外国人向け対策で苦勞していること	
	②外国人向け対策で工夫していること	
3. 外国人向け対策の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>ツーバイフォー工法に外国人技能者が増え、育成就労制度がより世間に認知されるようになると、在来軸組工法でも外国人は増えていく</u>のではないかと。</li> <li>・基礎から上の工事はこれから増えていくと思われる。<u>屋根工事等のハードな作業を伴う職種にこれから増える</u>のではないかと。</li> <li>・大工は仕事を覚えるのに時間がかかる。一人前になるまでのスパンを考えると、今のうちに育成を始めなければならない。</li> <li>・外国人のはさまれ事故が多い要因として、<u>重機等の危険性や正しい使い方が伝わっていない、教えても理解されない</u>ことがあるのではないかと。</li> </ul>	
4. 現状の外国人向け教育教材への意見、コメント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教材では、危険な作業のみを紹介するのではなく、安全な作業のやり方も同時に教えられるものがあると良い。<u>低層住宅建築工事安全衛生ガイド（住団連発行）に掲載されている事例のように、危険を×、安全を○で表す</u>などすると分かりやすい。</li> <li>・基礎工事の業者から、外国人向けのマニュアル（分かりやすくイラスト等で表現したもの）はないかという問合せを受けたことがある。</li> <li>・言葉で教えても分からないことが多いので、<u>動画や絵が必要</u>になる。</li> </ul>	



木造家屋等建築工事現場における外国人労働者対策の実態に関するヒアリング調査結果  
（調査先団体：全国低層住宅労務安全協議会）

実施日	R7.10.9 13:30～	実施場所	全国低層住宅労務安全協議会会議室（東京都墨田区江東橋）	対応者	顧問 宗像 祐司 他1名	調査委員	吉川 直孝	事務局	西田、鎌田
ヒアリング内容				回答（会員企業の回答含む）					
1. 低層住宅（ツーバイフォー含む）における外国人建設技能者の就労実態	1-1.低層住宅工事に従事する外国人の基本情報について	・低住協会員では、外国人労働者は在来軸組工法よりも鉄骨・木質系プレハブやツーバイフォーが多く、今回もその工法による会員からの回答があった。							
	①会員団体・企業での外国人就労者数の推移（在留資格別）	・あらゆる職種で多くの外国人労働者が従事している。ベトナム・インドネシア・ミャンマーから多くの実習生を受け入れている。							
	②低層住宅工事における外国人就労者数の推移（職種・作業別内訳）	・解体、足場（とび）、外壁、内装工事に外国人が多い。防水施工、材料配送も見かける。							
	③②のうち技能実習生の職種別内訳（特にとび、建築大工、建築板金、左官、内装仕上げ施工、防水施工等住宅工事に関するもの）	・外国人技能者の平均割合が10数%にのぼる企業や、入場者の7割が外国人技能者という現場もある。							
	④低層住宅工事に従事する外国人の実態（国籍別、年齢別、地域別）	・確保に向けては、数社の送出し機関と連携し、登録経費・住宅・生活・技能検定・安全教育・交流会等の支援を行っている。							
	⑤外国人特有の課題に起因する災害事例、ヒヤリハット等	・日本は他国に比べて賃金は低い、暮らしていく上で安心・安全であり、その点で外国人から人気がある。							
2. 外国人向け労働災害防止対策の取組	2-1.外国人建設技能者への安全教育について	・協力会より資格取得のための補助を出したり、送出し教育ツールとして、インドネシア語、ベトナム語で作成した動画を協力会のホームページにアップし、事業主に活用してもらい、安全な現場運営に協力してもらっている。							
	①どのような安全教育を行っているか、再教育等はあるか	・6カ国語の看板、ピクトグラムを併用した安全ツールを現場に掲示している。							
	②安全教育はどの言語で行っているのか（母国語・日本語）	・雇入れ時教育の教材・KYTシートを作成（やさしい日本語と英語等母国語併記）し、試験的運用も含めて実施している。							
	③教育資料やマニュアルなどは外国人向けのものを使っているか	・建災防統一標識（5カ国語併記）の運用統一化を検証、全国展開を予定。その他掲示物の多言語化も順次実施している。							
	④外国人は教育内容をどの程度理解しているのか	・会社独自で作成している安全衛生教育WEB講座を15カ国語（日本語含む）の字幕がつけられるようにリメイクしている。また、外国人技能者向けの「マナーから始まる安全の基本講座」と、「外国人技能者を受け入れるための講座」をリリース。							
	2-2.現場での災害防止対策について	・言葉が通じないので、できる限り動画や絵を用いた教材（目で見てわかる）を使用し教育している。							
	①外国人向けに特別に講じている安全対策はあるか	・教育動画は20分程度のものが多いが、最近は作業前にスマートフォンで確認できる1分程度の動画が増えている。							
	②出身国によって作業における注意点に違いはあるか	・現場内のルールの徹底指導と繰り返し指導を行っている。							
	③多言語の安全標識等は設置されているか	・安全教育は母国語と日本語の両方で行っている。現場での意思疎通に通訳を用いる場合もある。							
	④現場での意思疎通はどのように行われているか（通訳設置等）	・教材の翻訳の際は、最初に英語に翻訳し、英語翻訳版をもとに多言語版を作成する。							
	⑤外国人の中でリーダーを任命する等の取り組みはあるか	・外国人向けの教材やマニュアルを使用しているが、母国語の資料がない場合は、通訳を行い、説明している。							
	2-3.取り組み全般について	・やさしい日本語やイラストで教えるよりも、母国語で教える方が効果的。質問があった場合のみ通訳や翻訳をして対応が理想的。							
①外国人向け対策で苦労していること	・日本語が堪能で、他の外国人と日本人との橋渡しができるリーダー的役割の外国人がいると仕事がしやすい。								
②外国人向け対策で工夫していること	・日本語での指示を正しく理解できず、重機の操作や安全確認が不十分になることがある。外国人技能者個々により理解度が違うため、教育内容が把握できているか確認は行っている。								
3. 外国人向け対策の課題	<p>・言語の壁、文化の違いが問題点。法律の理解不足により十分な知識がなく、危険にさらしてしまうことが多くある。通訳を付けると時間不足となり、十分な教育ができないことが課題。多言語の教育ツールの開発が必要。</p> <p>・労働安全衛生法に基づく教育のハードルが高い。外国人をまとめるリーダーに対しては、安衛法の教育は必須だと思う。</p> <p>・日本人向けに「異文化理解」「やさしい日本語」「外国人との働き方」等、外国人労働者を迎える文化の醸成が必要。</p> <p>・教育をしても、どの程度伝わっているのかが不明。</p> <p>・高齢化による急激な労働力不足により、危険な作業も外国人に頼らざるを得なくなっているため、更なる取組が必要。</p> <p>・日本のマナーやルールを母国語で教える必要があると思う。</p>								
4. 現状の外国人向け教育教材への意見、コメント等	<p>・母国語での資格取得も開講してはいるが、図やイラストを活用して言語による理解力の差を埋めていきたい。</p> <p>・スマホを活用したアプリの開発から、いつでもどこでも繰り返し学習できる環境を構築していきたい。</p> <p>・相手の母国語で教育できなくとも、動画等視覚的教材が充実すれば直観的な理解が可能のため、業界全体での外国人向け教育プラットフォーム整備と支援が望まれる。</p> <p>・外国人技能者の安全衛生教育については、もはや避けては通れない課題として今年度、昨年度より実態の把握とともに、教育講座の開発を進め、AI翻訳、翻訳会社へ依頼、吹替、字幕等教育教材ごとに使い分けを実施し、取り組んでいる。</p>								



木造家屋等建築工事現場における外国人労働者対策の実態に関するヒアリング調査結果  
（調査先団体：一般社団法人住宅生産団体連合会）

[在来工法・木質パネル]

実施日	R7.10.10 15:30～	実施場所	一般社団法人住宅生産団体連合会会議室 (東京都千代田区六番町)	対応者	環境部長兼建設安全部長 青木 富三雄 工事CS・安全委員会 参加者10名程度	調査委員		事務局	西田、由野、鎌田
ヒアリング内容		回答 企業A（在来工法）			回答 企業B（木質パネル、在来工法）				
1. 低層住宅（ツーバイフォー含む）における外国人建設技能者の就労実態	1-1.低層住宅工事に従事する外国人の基本情報について	・2022年と2024年を比較すると、技能実習生は半数ほどに減少しているが、建設就労者では3倍以上に増加している。 <u>職種別では解体と足場、仮設で大きく増加、基礎、屋根、給排水、塗装、外構でも増加しているが、とび、建築大工、左官、内装仕上げ施工、防水施工は減少している。</u>			・在留資格では、技能実習1号が64%を占め、次いで技能実習2号が12.5%、特定技能1号が9%。特定技能2号は0.2%。 ・業種別ではとび（オリジナル工法の建て方も含め、足場、仮設が多い。）が60.9%で、型枠施工が11.4%、建設機械施工が8.7%。建築大工は2.8%、防水施工1.6%、建築板金0.3%、左官0.3%、内装仕上げ施工0.3%。 ・国籍では、ベトナムが45.5%、インドネシアが34.8%と多く、外国人全体の平均年齢は29歳。 ・大工は日本人が多く、 <u>力仕事はとびとして外国人が多い。</u>				
	①会員団体・企業での外国人就労者数の推移（在留資格別）								
	②低層住宅工事における外国人就労者数の推移（職種・作業別内訳）								
	③②のうち技能実習生の職種別内訳（特にとび、建築大工、建築板金、左官、内装仕上げ施工、防水施工等住宅工事に関するもの）								
	④低層住宅工事に従事する外国人の実態（国籍別、年齢別、地域別）								
	⑤外国人特有の課題に起因する災害事例、ヒヤリハット等	・日本人と同様に、転倒、切れ・こすれ、熱中症等での災害がある。							
2. 外国人向け労働災害防止対策の取組	2-1.外国人建設技能者への安全教育について	・元請として、外国人技能者限定の安全教育は特に行っていない。 ・安全教育は主に日本語で行っている。 ・自社の安全施工マニュアルの足場、解体部分の抜粋版を英語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳し、使用。 ・教育内容の理解は、職種、就業年数により差異が大きいと思われる。 ・外国人向けの特別な対策は特に講じていない。			・建設子会社では、技能実習生に対し、入国前に事前教育と入国後配属前に安全教育を含む研修をしている。 ・教材は母国語、講師は日本語だが通訳を入れている。 ・ <u>国交省や厚労省が提供している教材を使用している。</u> オリジナル工法に関しては自前で母国語に対応。 ・研修中に行動審査を行い、理解不足によるミスマッチを防止。 ・ <u>現場と事務所に母国語での安全表記をしたり、安全手帳等も母国語にしている。</u> ・出身国による作業の注意点の違いは特にない。 ・現場での意思疎通は基本日本語、不慣れな新人日本語が分かる先輩社員を組ませている。 ・リーダーの任命制度は特にないが、先輩が率先してリーダー的存在となっている。 ・ <u>一番の苦労は失踪に関する事。</u> 生活指導員の負担もある。 ・外国人対策の工夫として、 <u>現地での事前教育による見極め</u> を行っている。				
	①どのような安全教育を行っているか、再教育等はあるか								
	②安全教育はどの言語で行っているのか（母国語・日本語）								
	③教育資料やマニュアルなどは外国人向けのものを使っているか								
	④外国人は教育内容をどの程度理解しているのか								
	2-2.現場での災害防止対策について	・出身国による注意点の差異は特に設けていない。 ・4カ国語の安全ポスターを設置している。							
	①外国人向けに特別に講じている安全対策はあるか								
	②出身国によって作業における注意点の違いはあるか	・現場に通訳等は特に設置していない。							
	③多言語の安全標識等は設置されているか	・リーダーは、就業年数、技能、日本語習熟度等により考慮。							
	④現場での意思疎通はどのように行われているか（通訳設置等）	・多言語対応には限度があり、 <u>日本語習得度の向上</u> が望まれる。							
	⑤外国人の中でリーダーを任命する等の取り組みはあるか								
	2-3.取り組み全般について								
	①外国人向け対策で苦勞していること								
②外国人向け対策で工夫していること									
3. 外国人向け対策の課題	・特定業種（基礎、足場、解体等）への日本人作業者の入職減少による <u>技術継承の断絶</u> が課題。			・在留期間の上限のない特定技能2号に至るまでのハードルが高い。また、全ての外国人が在留期間の上限なしを狙っていることではないため、 <u>長期的な習熟が必要な職種に対して課題</u> がある。					
4. 現状の外国人向け教育教材への意見、コメント等	・日本語習熟度の低い外国人にも理解しやすい平易な日本語解説による教材、多言語同時翻訳が可能なデジタル教材、ハンドフリーで使用可能な多言語同時翻訳ツール等が求められる。			・ <u>国交省や厚労省が提供している教材が認知されていない</u> ことが多いので、周知、宣伝をお願いしたい。					

**木造家屋等建築工事現場における外国人労働者対策の実態に関するヒアリング調査結果**  
**(調査先団体：一般社団法人住宅生産団体連合会)**

[2×4・在来工法]

実施日	R7.10.10 15:30～	実施場所	一般社団法人住宅生産団体連合会会議室 (東京都千代田区六番町)	対応者	環境部長兼建設安全部長 青木 富三雄 工事CS・安全委員会 参加者10名程度	調査委員		事務局	西田、由野、鎌田
-----	-----------------	------	------------------------------------	-----	---	------	--	-----	----------

ヒアリング内容		回答 企業C、D (2×4、在来工法)	回答 (一社)日本ツーバイフォー建築協会
1. 低層住宅（ツーバイフォー含む）における外国人建設技能者の就労実態	1-1.低層住宅工事に従事する外国人の基本情報について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人数では、足場（65人）荷揚げ（56人）外装（38人）大工（38人）解体（25人）の順に多い。割合では、ボード（30.3%）荷揚げ（8%）解体（6.5%）足場（6.4%）防水（5.4%）の順に多い。ボード工は中国人10名所属の会社が1社あるため、比率が高い。（企業C）</li> <li>・外部での作業に従事するものが多い。（企業C）</li> <li>・時々足場での入場があり、国籍はベトナム。（企業D）</li> <li>・一人で作業するというのではなく、日本人2～3人と一緒に作業している。簡単な日本語は話せるので特に問題はない。（企業D）</li> </ul>	<p>[会員向け外国人に関するアンケート結果概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全て日本人大工・外国人大工の事業所もあるが、多くは日本人大工と外国人大工が混在している。</li> <li>・国籍は、<u>ベトナムがほとんど</u>だが、フィリピンやミャンマーからも来ている。</li> <li>・大工工事の全工程に対応できる外国人もいる。</li> <li>・受入理由は、労働力不足の解消、緩和目的が多い。</li> </ul>
	①会員団体・企業での外国人就労者数の推移（在留資格別）		
	②低層住宅工事における外国人就労者数の推移（職種・作業別内訳）		
	③②のうち技能実習生の職種別内訳（特にとび、建築大工、建築板金、左官、内装仕上げ施工、防水施工等住宅工事に関するもの）		
	④低層住宅工事に従事する外国人の実態（国籍別、年齢別、地域別）		
	⑤外国人特有の課題に起因する災害事例、ヒヤリハット等		
2. 外国人向け労働災害防止対策の取組	2-1.外国人建設技能者への安全教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメットを被らない、脚立の天板に乗る等、基本中の基本を、なぜそれが危険なのか写真で見て分かるようにしている。特に、解体、足場に特化した部分を外国語表記にして業者に渡している。最初はベトナム語版を作成したが、インドネシア語、クメール語等様々な言語の要望があった。現在は単語を用いて危険な理由を示したものをAIで翻訳し、各国の言語表記に直している。（企業C）</li> <li>・現場の危険な箇所には、日本語、英語、中国語、ベトナム語表記の看板を設置している。（企業C）</li> <li>・元請としては資料や看板を提供しているが、教育に関しては協力業者をお願いしている。（企業C）</li> <li>・原則、教育は事業者にて行うことが大前提（企業C）</li> <li>・各種特別教育は日本人と同じ教育の準備（企業C）</li> <li>・外国人の就労者が多い足場、解体工事の入場者に対し、イロハの安全教育を母国語教材にし事業者提供している。（企業C）</li> <li>・事業者からの要望により、表記を増やしている（企業C）</li> <li>・ベトナム語、インドネシア語に対応したセーフティーガイドラインを作成（よい例悪い例の○×形式と、危険箇所を一問一答で表す形式。やさしい日本語と写真付きで解</li> </ul>	<p>[技能検定試験の取組支援]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テキストのベトナム語、インドネシア語版の作成。</li> <li>・実技VTRの作成及びベトナム語、インドネシア語の翻訳機能付加。</li> <li>・2号評価試験対策として、e-ラーニングの作成、ベトナム語、英語、インドネシア語の翻訳機能付加、試験問題（400問）作成及びベトナム語、英語、インドネシア語の翻訳機能付加等。</li> </ul>
	①どのような安全教育を行っているか、再教育等はあるか		
	②安全教育はどの言語で行っているのか（母国語・日本語）		
	③教育資料やマニュアルなどは外国人向けのものを使っているか		
	④外国人は教育内容をどの程度理解しているのか		
	2-2.現場での災害防止対策について		
	①外国人向けに特別に講じている安全対策はあるか		
	②出身国によって作業における注意点に違いはあるか		
	③多言語の安全標識等は設置されているか		
	④現場での意思疎通はどのように行われているか（通訳設置等）		
	⑤外国人の中でリーダーを任命する等の取り組みはあるか		
	2-3.取り組み全般について		
①外国人向け対策で苦勞していること			
②外国人向け対策で工夫していること			
3. 外国人向け対策の課題		<p>[受入れの課題に関する概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語能力等によるコミュニケーションの問題。</li> <li>・期待したほどの能力を発揮できない。</li> <li>・文化、価値観、生活習慣の違いによるトラブル。</li> <li>・生活環境の整備にかかるコスト。</li> <li>・外国人の処遇を日本人と同じにすると負担になる。</li> </ul>	
4. 現状の外国人向け教育教材への意見、コメント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語対応というよりは、目で見て分かるもので安全対策を行っている。（企業C）</li> </ul>		

**木造家屋等建築工事現場における外国人労働者対策の実態に関するヒアリング調査結果**  
**(調査先団体：一般社団法人住宅生産団体連合会)**

[鉄骨プレハブ]

実施日	R7.10.10 15:30～	実施場所	一般社団法人住宅生産団体連合会会議室 (東京都千代田区六番町)	対応者	環境部長兼建設安全部長 青木 富三雄 工事CS・安全委員会 参加者10名程度	調査委員		事務局	西田、由野、鎌田
-----	-----------------	------	------------------------------------	-----	---	------	--	-----	----------

ヒアリング内容		回答 企業E (鉄骨プレハブ)	回答 企業F (軽量鉄骨、プレハブボックス、重量鉄骨)
1. 低層住宅（ツーバイフォー含む）における外国人建設技能者の就労実態	1-1.低層住宅工事に従事する外国人の基本情報について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格では技能実習が62%と最も多く、特定活動が12%、特定技能1号が11%、永住者が7%で、特定技能2号は1%。</li> <li>・年齢では、20代が46%、30代が36%を占める。</li> <li>・技能実習生の職種では、足場工事業者が46%、解体工事業者が34%と多く、躯体工は8%、大工（雑工事含めない）4%、左官工4%と続く。</li> <li>・国籍では、ベトナム、インドネシア、中国が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格では、技能実習が59%、特定技能が13%、永住者他が29%を占める。職種別の全体では基礎関係、外装関係がそれぞれ11%、内装関係が6%、外構関係が11%、足場仮設その他（解体含む）が60%で、技能実習生では内装が4%と少なく、外構が12%と多い。</li> <li>・国籍はベトナム、インドネシア、中国、フィリピンが多く、年齢では、20代が57%、30代が25%と多い。</li> <li>・地域では関東が46%と多く、次いで中部が27%。</li> <li>・「分かった」と言って実際には分かっていなかった等。</li> </ul>
	①会員団体・企業での外国人就労者数の推移（在留資格別）		
	②低層住宅工事における外国人就労者数の推移（職種・作業別内訳）		
	③②のうち技能実習生の職種別内訳（特にとび、建築大工、建築板金、左官、内装仕上げ施工、防水施工等住宅工事に関するもの）		
	④低層住宅工事に従事する外国人の実態（国籍別、年齢別、地域別）		
	⑤外国人特有の課題に起因する災害事例、ヒヤリハット等		
2. 外国人向け労働災害防止対策の取組	2-1.外国人建設技能者への安全教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入場者教育と、下期に入場1年未満の職方を対象に安全大会で再教育を実施している。</li> <li>・安全教育は日本語で行っている。</li> <li>・マニュアルはないが、映像で見る言語無しの安全教育ビデオを活用している。</li> <li>・主に職長が説明後に理解度を確認している（職長教育で説明）。</li> <li>・多言語の安全標識等は、施工工事店により異なるが、一部では設置している。また、厚労省のHPに掲載されていることを紹介している。</li> <li>・職種によっては、外国人も職長として活躍している。</li> <li>・本体工事店（基礎、躯体、大工、左官等）の教育の実態は把握できているが、共通業者（解体、足場、設備、外構等）の教育の実態を把握できていない。</li> <li>・工夫している点として、できる限り分かりやすい言葉で短く説明、図や絵を用いて教育をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしい日本語を使った雇入れ教育を推進。また、ひらがなを多用したテキストを活用。</li> <li>・安全教育は日本語だが、やさしい日本語で話すようにしている。</li> <li>・基本的な作業のマニュアルは6カ国語で用意している。</li> <li>・教育の理解度に関しては今後確認予定。</li> <li>・作業前KY実施時に翻訳アプリを使用。</li> <li>・出身国による注意点の違いはないが、文化の違いには気を付けている。</li> <li>・一部で日本語と英語を併用した看板を設置している。</li> <li>・先輩の外国人がいる場合はその人に通訳をしてもらい、いない場合は翻訳アプリを利用している。</li> <li>・リーダー育成には至っていないが、今後外国人が更に増えれば選定する必要が出てくるかもしれない。</li> <li>・教材の制作等、自社で教材をそろえないといけない点や、言葉の壁、職方同士のコミュニケーションで苦労している。</li> <li>・現場で外国人が孤独にならないよう配慮している。</li> </ul>
	①どのような安全教育を行っているか、再教育等はあるか		
	②安全教育はどの言語で行っているのか（母国語・日本語）		
	③教育資料やマニュアルなどは外国人向けのものを使っているか		
	④外国人は教育内容をどの程度理解しているのか		
	2-2.現場での災害防止対策について		
	①外国人向けに特別に講じている安全対策はあるか		
	②出身国によって作業における注意点の違いはあるか		
	③多言語の安全標識等は設置されているか		
	④現場での意思疎通はどのように行われているか（通訳設置等）		
	⑤外国人の中でリーダーを任命する等の取り組みはあるか		
2-3.取組み全般について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本独特の職場文化になじまず誤解や摩擦が生じる場合がある。日本人向けの外国人労働者を迎える文化醸成が必要。</li> <li>・日本在住母国人による各種勧誘への対応。</li> </ul>	
①外国人向け対策で苦労していること			
②外国人向け対策で工夫していること			
3. 外国人向け対策の課題			
4. 現状の外国人向け教育教材への意見、コメント等			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各社で教材をそれぞれ作るのではなく、業界全体での教材の整備が望まれる。</li> <li>・国交省、厚労省等が出している共通のテキストはあるが、会社ごとにそれぞれ工法が違う。工法が違うので難しいと思うが、業界で共通のテキスト等を作れたら良いと思う。</li> </ul>

木造家屋等建築工事現場における外国人労働者対策の実態に関するヒアリング調査結果  
(調査先団体：一般社団法人住宅生産団体連合会)

[ユニット型・その他意見]

実施日	R7.10.10 15:30～	実施場所	一般社団法人住宅生産団体連合会会議室 (東京都千代田区六番町)	対応者	環境部長兼建設安全部長 青木 富三雄 工事CS・安全委員会 参加者10名程度	調査委員		事務局	西田、由野、鎌田
-----	-----------------	------	------------------------------------	-----	---	------	--	-----	----------

ヒアリング内容		回答 企業G (ユニット型)	回答 その他出た意見
1. 低層住宅（ツーバイフォー含む）における外国人建設技能者の就労実態	1-1.低層住宅工事に従事する外国人の基本情報について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、外国人就労者のうち、技能実習生が58%、特定技能者が24%、その他（法務大臣が認める者、日本人の配偶者等）18%。</li> <li>・解体、足場、外構等が外国人の主な職種。</li> <li>・国籍は、ベトナムが32%、インドネシアが31%、フィリピンが12%を占める。年齢は20代が56%と最も多く、30代が32%を占める。</li> <li>・外国人の災害で外国人特有の課題に起因するものはないが、<u>よりコミュニケーションを取れていれば防げたかもしれない。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大工が建て方を担っているところもあるが、高齢化により、<u>力仕事を外国人に割り振っている</u>こともある。大工の担う作業の範囲が定まっていない。</li> <li>・技能検定での職種は在来工法を念頭に置いている。</li> </ul>
	①会員団体・企業での外国人就労者数の推移（在留資格別）		
	②低層住宅工事における外国人就労者数の推移（職種・作業別内訳）		
	③②のうち技能実習生の職種別内訳（特にとび、建築大工、建築板金、左官、内装仕上げ施工、防水施工等住宅工事に関するもの）		
	④低層住宅工事に従事する外国人の実態（国籍別、年齢別、地域別）		
⑤外国人特有の課題に起因する災害事例、ヒヤリハット等			
2. 外国人向け労働災害防止対策の取組	2-1.外国人建設技能者への安全教育について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育は、日本人と同様のものを実施。ただし、<u>翻訳アプリ、教育動画（言語を使用しない）等</u>を活用している。</li> <li>・教育内容の理解度に個人差はあるが、業務に支障が出ない程度には理解してもらっている。</li> <li>・外国人向けの特別な対策は拠点によって異なるが、翻訳アプリ等を併用してコミュニケーションを取っている。</li> <li>・特定の出身国、作業での注意点に違いはない。</li> <li>・元請からリーダーを任命することはないが、<u>日本語が堪能な者が必然的にリーダー的役割を担う</u>ことはある。</li> <li>・<u>コミュニケーション（言語）と人間関係の形成（相手との文化の違い）</u>に関して苦労している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テキストはゼネコン向けの一般建築用に作成されたものが非常に多く、<u>低層、木造の工事では利用しにくい</u>と感じる。住宅業界では工法の違いや、多能工の担当範囲の違いがあり、<u>同じテキストを使用するのは難しい。</u></li> </ul>
	①どのような安全教育を行っているか、再教育等はあるか		
	②安全教育はどの言語で行っているのか（母国語・日本語）		
	③教育資料やマニュアルなどは外国人向けのものを使っているか		
	④外国人は教育内容をどの程度理解しているのか		
	2-2.現場での災害防止対策について		
	①外国人向けに特別に講じている安全対策はあるか		
	②出身国によって作業における注意点に違いはあるか		
	③多言語の安全標識等は設置されているか		
	④現場での意思疎通はどのように行われているか（通訳設置等）		
	⑤外国人の中でリーダーを任命する等の取り組みはあるか		
2-3.取り組み全般について			
①外国人向け対策で苦労していること			
②外国人向け対策で工夫していること			
3. 外国人向け対策の課題			
4. 現状の外国人向け教育教材への意見、コメント等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>教える側（日本人）と教育を受ける側（外国人）が双方に理解できるような教育動画が普及</u>されることが望まれる。（日本語の音声と外国語の字幕等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>なぜヘルメットを被らないといけないのか等の基本事項も、なぜそうしなければならないのかを教えていかなければならない。</u>日本人の中で当たり前とされるような事項を教えられるものが求められる。</li> </ul>	

## 2. 木造家屋等建築工事における外国人労働者の災害発生状況と特徴

関係団体ヒアリングから、木建工事においては、今後、外国人労働者が増加する見込みがあると考えられることから、有効な労働災害防止対策を検討する上で、外国人労働者がどのような場面でどのような災害に遭っているか、労働災害発生状況及びその特徴を把握する必要がある。

外国人労働者の労働災害発生状況は、建設業全体では公表されているものの、木建工事における状況については、団体や研究機関で把握している災害データの提供等の協力を受けて、その分析を行う必要がある。

このため、本項では、本専門部会委員の協力により、住団連の「低層住宅工事の労働災害発生状況報告書」及び本年1月に独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）メールマガジンで公表された「木建工事における死傷災害の傾向について」を提供いただき、木建工事における外国人労働者の災害発生状況を分析して、その特徴を明らかにした。

### 2. 1 木建工事における労働災害発生状況

#### 2. 1. 1 「低層住宅の労働災害発生状況報告書」による外国人の労働災害発生状況（休業4日以上）

「低層住宅の労働災害発生状況報告書」（住団連提供）の令和元年～令和6年のデータを分析した。なお、「工法区分」、「作業分類」、「職種分類」、「事故の型」、「起因物」は同報告書記載の分類による。

##### （1）外国人の工法区分別災害（休業4日以上）の特徴

工法区分では、木建工事のうち「木造在来軸組」、「2×4」で外国人の割合が高く、合わせて7割（69%）を占めており、木建工事において外国人労働者が多く被災していることが分かる。

「在来軸組工法」：外国人 51%（63/124）[全体 41%（876/2,148）]

「2×4」：外国人 18%（22/124）[全体 13%（286/2,148）]

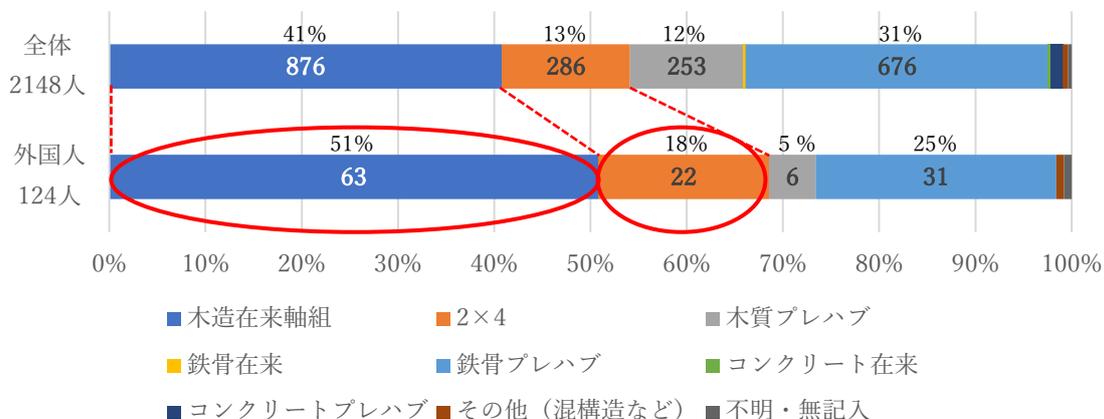


図2-2-1 工法区分別災害発生数（休業4日以上）の比較（令和元年～令和6年）

出典：一般社団法人住宅生産団体連合会「低層住宅の労働災害発生状況報告書（令和元年～6年）」集計データ

(2) 木建工事における外国人の災害（休業4日以上）の特徴

① 木建工事のうち外国人の作業分類別災害（休業4日以上）の特徴

作業分類では、「足場」、「建て方」で外国人の割合が高く、6割（58%）を占めている。全体で2番目に多い「内部造作」では割合が低くなっている。

「建て方」：外国人 47% (43/91) [全体 28% (397/1,415)]

「内部造作」：外国人 14% (13/91) [全体 21% (296/1,415)]

「足場」：外国人 11% (10/91) [全体 4% (55/1,415)]

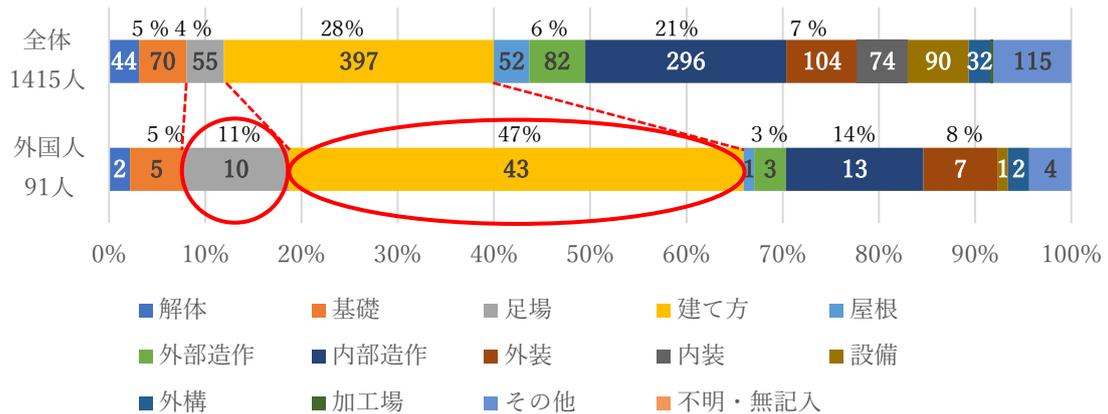


図2-2-2 作業分類別災害発生数（休業4日以上）の比較（令和元年～令和6年）

- ② 木建工事のうち外国人の職種分類別災害（休業4日以上）の特徴  
 職種分類では、「トビ足場」、「大工」、「サイディング」で外国人の割合が高い。  
 「大工」：外国人 51% (46/91) [全体 48% (685/1,415)]  
 「トビ足場」：外国人 14% (13/91) [全体 5% (72/1,415)]  
 「サイディング」：外国人 9% (8/91) [全体 4% (59/1,415)]

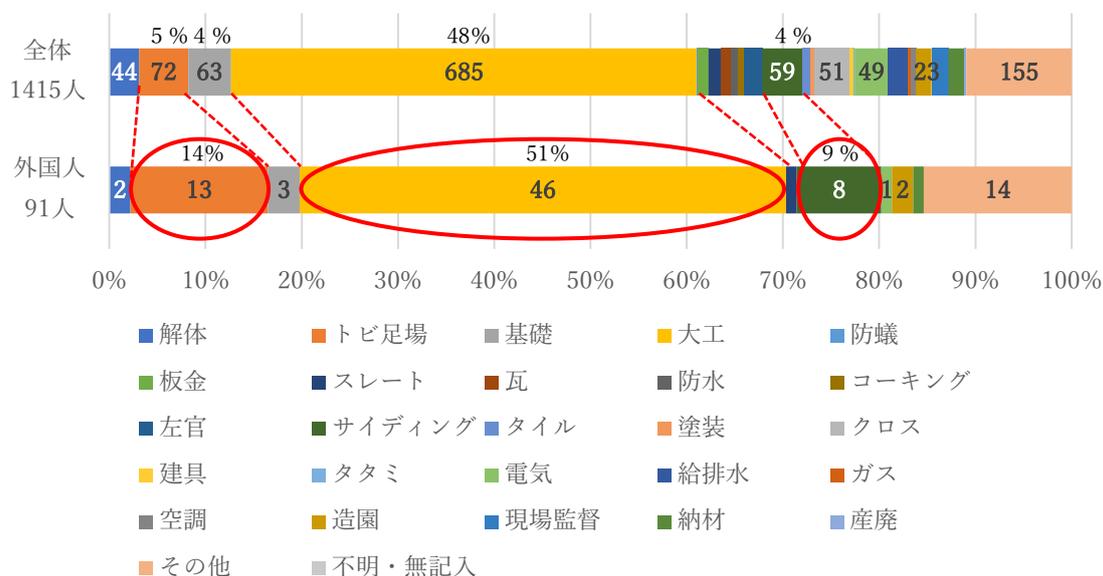


図2-2-3 木建工事における職種分類別災害発生数（休業4日以上）の比較（令和元年～令和6年）

※「大工」職種については、低層住宅業界での工法、作業等により、「大工」として分類され、報告があったものを集計した。

- ③ 木建工事のうち外国人の年齢別災害発生数（休業4日以上）の特徴  
 年齢別では、「20歳代」、「30歳代」で外国人の割合が高く、9割（88%）を占めている。被災した外国人の多くが若年者であることが分かる。  
 「20歳代」：外国人 54% (49/91) [全体 16% (230/1,415)]  
 「30歳代」：外国人 34% (31/91) [全体 15% (217/1,415)]

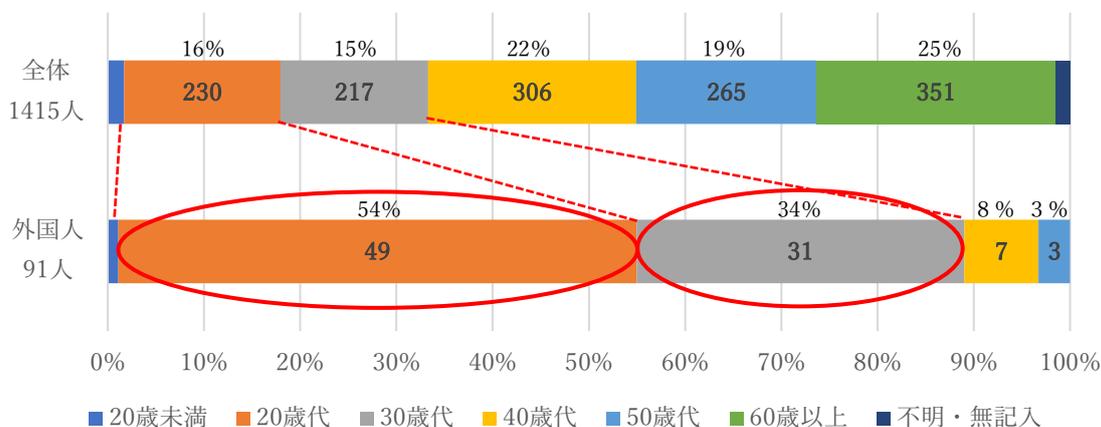


図2-2-4 年齢別災害発生数（休業4日以上）の比較（令和元年～令和6年）

④ 木建工事のうち外国人の事故の型別災害（休業4日以上）の特徴

ア 全体との比較

全体に対して、外国人は、「工具（切れ・こすれ）」、「飛来落下」の割合が高い。

「墜転落」は、全体では最多だが、外国人では「工具」に次いで多い。

「工具（切れ・こすれ）」：外国人 34% (31/91) [全体 18% (254/1,415)]

「墜転落」：外国人 25% (23/91) [全体 47% (660/1,415)]

「飛来落下」：外国人 12% (11/91) [全体 6% (78/1,415)]

イ 全体・40歳未満（外国人労働者含む）との比較

40歳未満は、「墜転落」が最多で、「工具（切れ・こすれ）」が次ぐが、それらの外国人との差は全体と外国人との差よりも縮まっている。

外国人は、「工具（切れ・こすれ）」、「飛来落下」の割合が高い。

「工具（切れ・こすれ）」：外国人 34% (31/91) [40歳未満 23% (110/471)]

「墜転落」：外国人 25% (23/91) [40歳未満 37% (172/471)]

「飛来落下」：外国人 12% (11/91) [40歳未満 9% (43/471)]

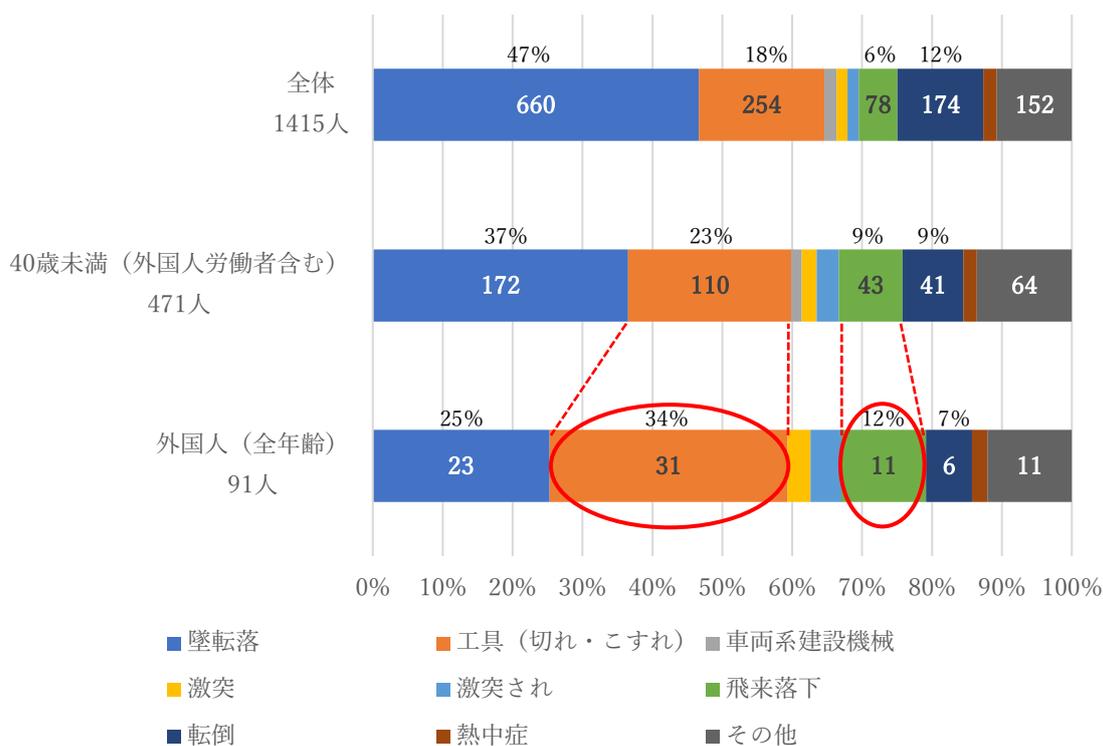


図2-2-5 木建工事における事故の型別災害発生数（休業4日以上）の比較（令和元年～令和6年）

⑤ 木建工事のうち外国人の「工具（切れ・こすれ）」災害（休業4日以上）の特徴

ア 全体との比較

「工具（切れ・こすれ）」では、全体に対して、外国人は、「釘打ち機」割合が高い。

外国人は、「丸鋸」、「釘打ち機」が6割以上を占める。

「釘打ち機」：外国人 42% (13/31) [全体 33% (84/254)]

イ 全体・40歳未満（外国人労働者含む）との比較

40歳未満は、全体に対して、「釘打ち機」の割合が高くなるが、外国人の方が若干高い。

「釘打ち機」：外国人 42% (13/31) [40歳未満 40% (44/110)]

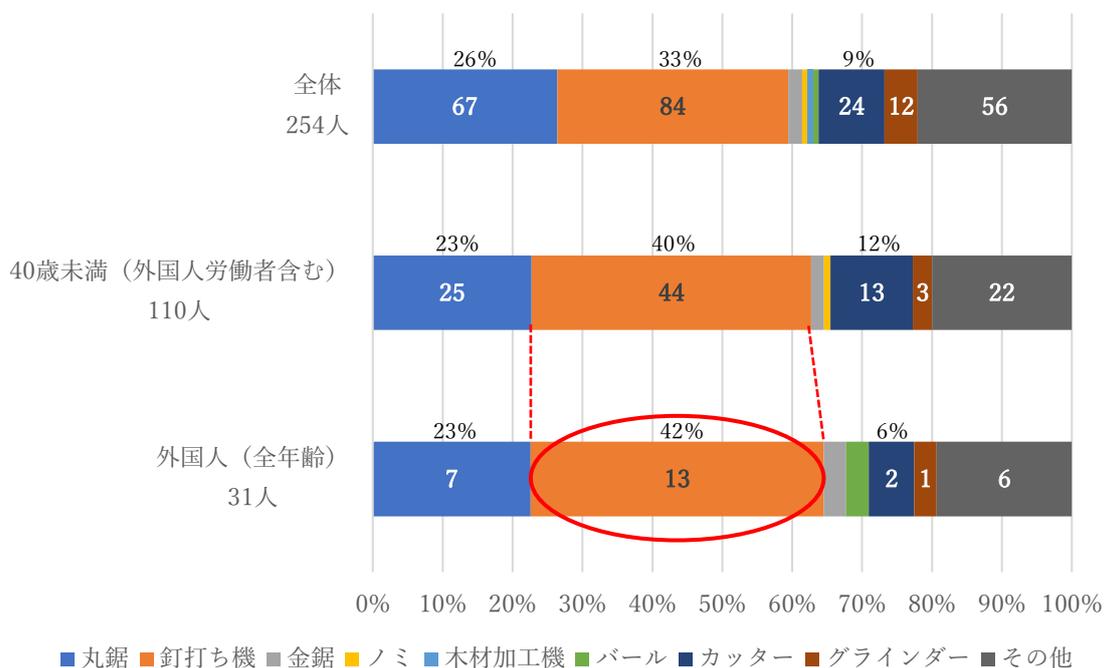


図2-2-6 木建工事における「工具（切れ・こすれ）」の起因物別災害発生数（休業4日以上）の比較（令和元年～令和6年）

⑥ 木建工事のうち外国人の「墜転落」災害（休業4日以上）の特徴

ア 全体との比較

「墜転落」は、外国人は、全体に対して「屋根」、「梁」、「足場」、「開口部」の割合が高い。

外国人は、「屋根」、「梁」、「足場」、「開口部」が9割近くを占める。

「足場」：外国人 39%（9/23）[全体 20%（132/660）]

「梁」：外国人 17%（4/23）[全体 12%（80/660）]

「開口部」：外国人 17%（4/23）[全体 8%（52/660）]

「屋根」：外国人 13%（3/23）[全体 7%（46/660）]

イ 全体・40歳未満（外国人労働者含む）との比較

40歳未満は、全体に対して、「足場」、「梁」の割合が高くなるが、外国人は「足場」が更に高い。

「足場」：外国人 39%（9/23）[40歳未満 24%（41/172）]

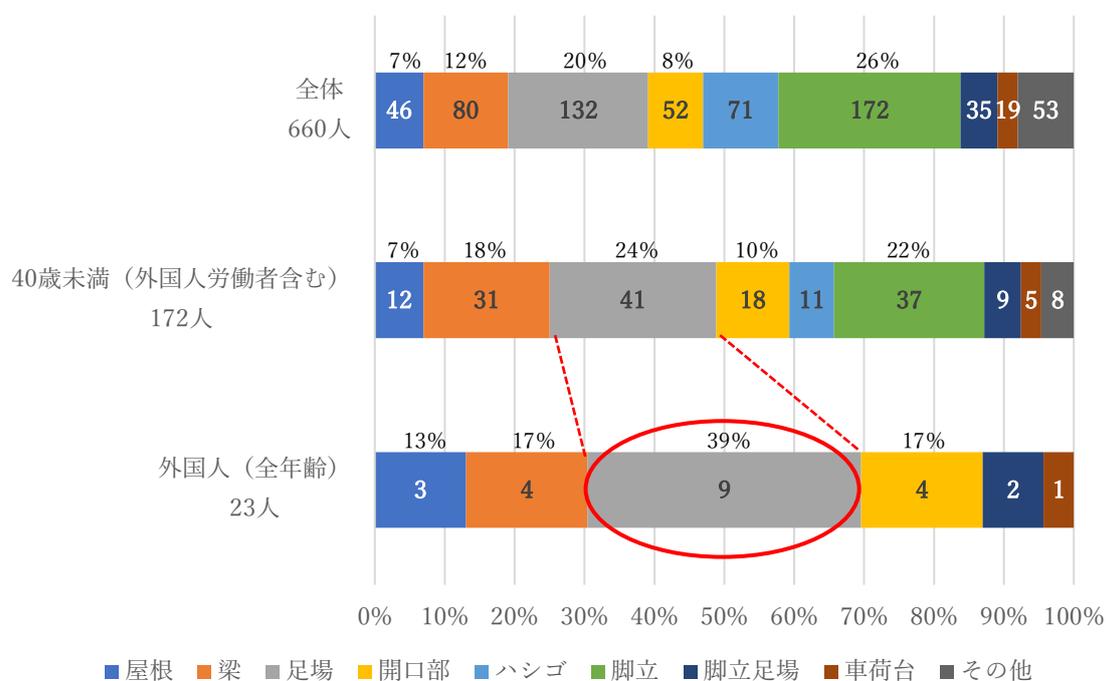


図 2-2-7 木建工事における「墜転落」の起因物別災害発生数（休業4日以上）の比較（令和元年～令和6年）

出典：一般社団法人住宅生産団体連合会「低層住宅の労働災害発生状況報告書（令和元年～6年）」集計データ

(3) 木建工事における外国人の事故の型・起因物別の災害事例（休業4日以上）

① 木建工事における外国人の「工具（切れ・こすれ）」災害事例（休業4日以上）の特徴

「釘打ち機」は、「建て方」作業での災害が多く、次いで「内部造作」作業でも多い。

「釘打ち機」では、足に誤射をする災害が多い。

「丸鋸」では、手を裂傷する災害が多い。

表2-2-1 木建工事における外国人の工具（切れ・こすれ）災害事例  
（令和元年～令和6年）

工具（切れ・こすれ） 被災部位：足9件 手8件 指7件 太腿2件  
31件 膝2件 腕1件 手首1件

起因物 (件数)	作業分類	内容	件数
釘打ち機 (13)	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釘打ち機で1階壁パネルを固定中に、誤って左手の平を打ち抜いてしまった。</li> <li>・ 釘打ち機を木材に当ててトリガーを引く際に射出口が滑り、釘が左足首の内側に刺さった。</li> <li>・ 建方作業中、壁パネルの建枠を釘打ち機で固定している際、枠際に射出口が当たり、釘がはじかれて右手中指に刺さった。</li> <li>・ 釘打ち機のトリガーを握ったまま移動し、左足の甲を打ってしまった。</li> <li>・ 建方作業中、桁上合板を釘打ち機で釘打ちしていた際、誤って右足部を釘打ち機で打ち抜いた。</li> <li>・ 機械釘打ち機で、左腕に釘を打ってしまった。</li> </ul> <p>※骨や神経に影響なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建方作業時、釘打ち機を使って転び留めを施工中、部材の節に当たった釘が室内側に飛び、作業をしていた被災者の太腿に刺さった。</li> </ul>	足5 手2 膝2 指1 目1 腿1 腕1
	内部造作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 釘打ち機が膝に刺さった。</li> <li>・ 床下地作業中、連結釘の針金が飛び左目に刺さってしまった。</li> </ul>	

起因物 (件数)	作業分類	内容	件数
釘打ち機 (13)	外装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・釘打ち機で、誤って自分の足に釘を打ち付けた。</li> <li>・釘打ち機で胴縁施工中、誤って手の指を打ってしまい手を貫通した。</li> <li>・サイディング施工中に釘打ち機で釘を右足に誤射した。</li> </ul>	足 5 手 2 膝 2 指 1 目 1
	外部造作	・足場上でノボパンの釘打ち作業中、移動しようとして釘打ち機を下げたところ、射出口が膝に当たり釘を発射してしまった。	腿 1 腕 1
丸鋸 (7)	建て方	・丸鋸で野地板を切断しようとしたところ、キックバックして左手を裂傷した。	手 3 指 2 手首 1 腿 1
	内部造作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地材を電動丸鋸で切断中下地材の固定不足により右手甲に丸鋸の刃が当たり裂傷した。</li> <li>・丸鋸で筋違いを加工していたところ、左手を裂傷。</li> </ul>	
	外装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造作作業中に丸ノコで指を裂傷した。</li> <li>・外壁材加工時、稼働中丸鋸の風圧で粉塵を払おうとし、左手首を裂傷した。</li> </ul>	
	外部造作	・丸鋸で外壁下地を裁断中に丸鋸が暴れ、右手親指の付け根を裂傷した。	
	基礎	・基礎工事中、鉄筋の上で丸のこを使用したところ、足を滑らせ太腿を切ってしまった。	
カッター (2)	建て方	・カッターナイフで梱包のビニールを切ろうとして、勢い余って手袋の上から指を切った。	指 2
	内部造作	・養生板の加工作業中にカッターナイフで手の指を切ってしまった。	
金槌 (1)	建て方	・1階床合板の釘打ち作業中に、釘打ち込み個所に足を出して誤って叩かれた。	足 1
パール (1)	設備	・新築電工作業中天井表金物の釘が邪魔になり抜く際に誤って他の釣り金物に左手甲が当たり親指付け根を切ってしまった。	手 1
グラインダー (1)	外構	・グラインダーでインターロッキングを切断中、歯をすべらせて左人差し指を断傷した。	指 1

起因物 (件数)	作業分類	内容	件数
その他 (6)	解体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ステンレス浴槽解体中、ゴム手袋で鋭利な箇所をつかみ中指を裂傷した（ステンレス）。</li> <li>・コンクリートブロックを梱包袋に入れる作業中手から外れ落下し、ブロックから出ている鉄筋が安全靴を貫通し左かかとに突き刺さった。（鉄筋）</li> </ul>	足3 手2 指1
	足場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行足場を架設中、根がらみに足を掛けたところ足を滑らせ、太ももがアンカーボルトに8cm程度刺さった。（アンカーボルト）</li> </ul>	
	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック荷台の外壁パネルに玉掛けし、脚立を降りる際にパネルの角で左手を引っかいた。（外壁タイル）</li> </ul>	
	内部造作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽天下地で手の甲を裂傷した。（建築資材）</li> </ul>	
	地盤改良工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷台の荷下し中先に下した材に足が引っ掛かり転倒し、落ちてきた材料で裂傷した（養生用ゴムマット）。</li> </ul>	

出典：一般社団法人住宅生産団体連合会「低層住宅の労働災害発生状況報告書（令和元年～6年）」集計データ

- ② 木建工事のうち外国人の「墜転落」災害事例（休業4日以上）の特徴  
「建て方」作業中の「墜転落」災害が多い。

表2-2-2 木建工事における外国人の「墜転落」災害事例  
(令和元年～令和6年)

被災状況：骨折・ヒビ6件 打撲3件 接触2件

被災部位：足5件 肩3件 肘2件 不明6件

肋骨,股関節,骨盤,頭,首,手首,腰各1件

墜転落  
23件

起因物 (件数)	作業分類	内容
足場 (9)	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・足場4層目から7.6m下の地上まで転落した。</li> <li>・屋根仕舞の作業中に釘打ち機を引っ張り降ろそうとした際に作業床がないところに踏み出し、2.5m下の地面に落下した。</li> <li>・建て方（墜落防止ネット設置前）中、足場作業床の移動時に2階床版へ墜落し、踵を強打した。</li> </ul>
	足場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先行足場の3層目から熱中症の影響で意識が遠のき転落した。</li> <li>・転落した同僚を受け止め、左肩関節を挫傷、左股関節を打撲した。</li> <li>・先行足場組立中に手直しのため、2層目相当の単管からバランスを崩し転落し、踵を骨折した。</li> </ul>
	外装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サイディングの施工中に足を乗せていた幅木が外れ、転落した。</li> <li>・作業床上から玄関ドア上部に防水テープを張ろうとして作業床から落下し、肋骨2本にひびを負った。</li> <li>・外壁作業中、足場3層目からバランスを崩し転落した。骨盤、肘、肩、頭がひび、骨折した。</li> </ul>

起因物 (件数)	作業分類	内容
梁 (4)	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上棟作業中、棟上げ完了後の金物取付の際、小屋組上を移動中に足を滑らせ、土台・大引上に落下し、左大腿部、左脛、左肩を打撲した。</li> <li>・上棟作業中に脚立から転落した。</li> <li>・建方作業中、小屋梁を組んでいたところ誤って両端を同時にカケヤで叩いてしまった為、梁がほぞから外れて落下し、ほぞ合わせをしていた被災者の足に当たった。(飛来落下)</li> <li>・建方職が中梁を落とし込む作業中、掛矢で叩いて梁吊りクランプを外そうとしたが外れておらず、クレーンで巻き上げた際、梁が金物から外れた衝撃で被災者がバランスを崩し、足場上に落下した。</li> </ul>
開口部 (4)	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2階天井パネル上から天井パネルの出面の調整中、釘をバールで抜いた際に安全ネットが不十分だった箇所から勢い余って2階床に転落した。</li> <li>・上棟工事中、小屋裏の床より壁開口部より2.5m下に墜転落下し、手首を骨折した。</li> </ul>
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大屋根本葺中、片流れの屋根の吹き抜け部から2階のバルコニーへ落下した。</li> </ul>
	断熱工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部の仮床から足を滑らせて転落した。</li> </ul>
屋根 (3)	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建方屋根仕舞作業中、屋根上にて移動しながら水上破風に釘打ち機で釘を打っていた際、段差に気付かず下の屋根上に転落した。</li> <li>・建方作業中、屋根パネル上から母屋に打ち付けたビスを釘抜き付玄翁で引っ張り、母屋を引き寄せようとしたところ、ビスが抜けてバランスを崩し、屋根パネルから約1m下の天井パネルに転落した。</li> </ul>
	外構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷延をショベルカーで鋤取り作業中、近くにいた作業員の腰に旋回したショベルカーのバケットが接触した。</li> </ul>
脚立足場 (2)	内部造作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脚立から落下し、左ひじを骨折した。</li> <li>・脚立から落下し、右腓骨頸部を剥離骨折した。</li> </ul>
車荷台 (1)	基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建柱車の上で足を滑らせ転倒後、地面に転落した。</li> </ul>

出典：一般社団法人住宅生産団体連合会「低層住宅の労働災害発生状況報告書（令和元年～6年）」集計データ

- ③ 木建工事のうち外国人の「飛来・落下」災害事例（休業4日以上）の特徴  
「建て方」作業での「飛来落下」災害が多い。  
釘や釘連結ワイヤーの跳ね返りによる「飛来」災害と、材料を誤って落と  
してしまうことによる「落下」災害が多い。

表2-2-3 木建工事における外国人の「飛来落下」災害事例  
（令和元年～令和6年）

飛来落下  
11件

飛来・落下物：釘2件 釘連結ワイヤー2件 梁2件  
作業床1件 パネル1件 柱1件 巾木1件 足場材1件  
被災部位：目4件 手3件 肩2件 足1件 腕1件

起因物 (件数)	作業分類	内容
	建て方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・根太受け用金物の仮固定の釘を玄能で叩いた際に、釘が抜けて左目に当たった。</li> <li>・シールドが完全に下がっておらず、釘の連結ワイヤーが釘打ち中に跳ね返り、隙間から目に飛来した。</li> <li>・釘打機使用中、ロール釘の連結ワイヤーの破片が飛散しシールド下部から侵入し、左目水晶体に刺さった。</li> <li>・建方作業中、一階キッチンの上に乗し、梁受け金物を釘で留めようと玄能を使用し、手打ちしていたところ釘が跳ね返り目に当たった。</li> <li>・建方作業中、クレーンで内壁パネル吊り上げ荷運び中、1階床から高さ2.5m程の位置で突然荷が床に落下し、倒れたパネルで手を挟んだ。</li> <li>・建方作業中、剛床の上で柱下部のミニビルトコーナーをビスで固定していた際、梁桁の並べ替え作業をしていた梁が柱に当たり、柱が倒れ右肩に当たった。</li> <li>・地上で1層目の足場作業床とブラケットを外そうとかがんで玄能で叩いていた際、2層目に仮置きしていた足場作業床が落下し、左手に当たった。</li> <li>・建て方作業中、トラックの荷台にある梁を担ごうとしたところ、誤って足の上に落としてしまった。</li> </ul>

起因物 (件数)	作業分類	内容
	足場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 玄関前の足場下で足場上の作業員に鋼製 L 型巾木を渡している際、足場上の作業員 が手を滑らせ、鋼製 L 型巾木を落としてしまい被災者の肩に当たった。</li> <li>・ 足場部材を搬入中に、手を滑らせて右手薬指に落下させてしまった。</li> </ul>
	外部造作	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小口の梱包テープが切れ、シャッターボックスが滑り落ち、運搬者の左腕を裂傷した。</li> </ul>

出典：一般社団法人住宅生産団体連合会「低層住宅の労働災害発生状況報告書（令和元年～6年）」集計データ

## 2. 1. 2 木建工事における死傷災害の発生状況

安衛研が行った厚生労働省の木建工事における死傷災害データ分析（2013 年～2022 年）から、10 年間の推移、在留資格、経験年数、事故の型及び起因物別に外国人労働者の災害の特徴を抽出した。（本データにおける全労働者数は 23, 455、40 歳以下の全労働者数は 8, 538、外国人労働者数は 567）

※分析の詳細は、以下のメールマガジンを参照（参考資料 3）。

吉川直孝：木造家屋建築工事における死傷災害の傾向について、  
安衛研ニュース No. 204(2026-01-09)，【204-2】コラム 2，  
[https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail\\_mag/2025/204-column-2.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/mail_mag/2025/204-column-2.html)。



### (1) 死傷災害の 10 年間の推移

全労働者が減少傾向にあるのに対して、外国人労働者は 2020 年から 2021 年にかけて減少した以外は増加傾向にある。

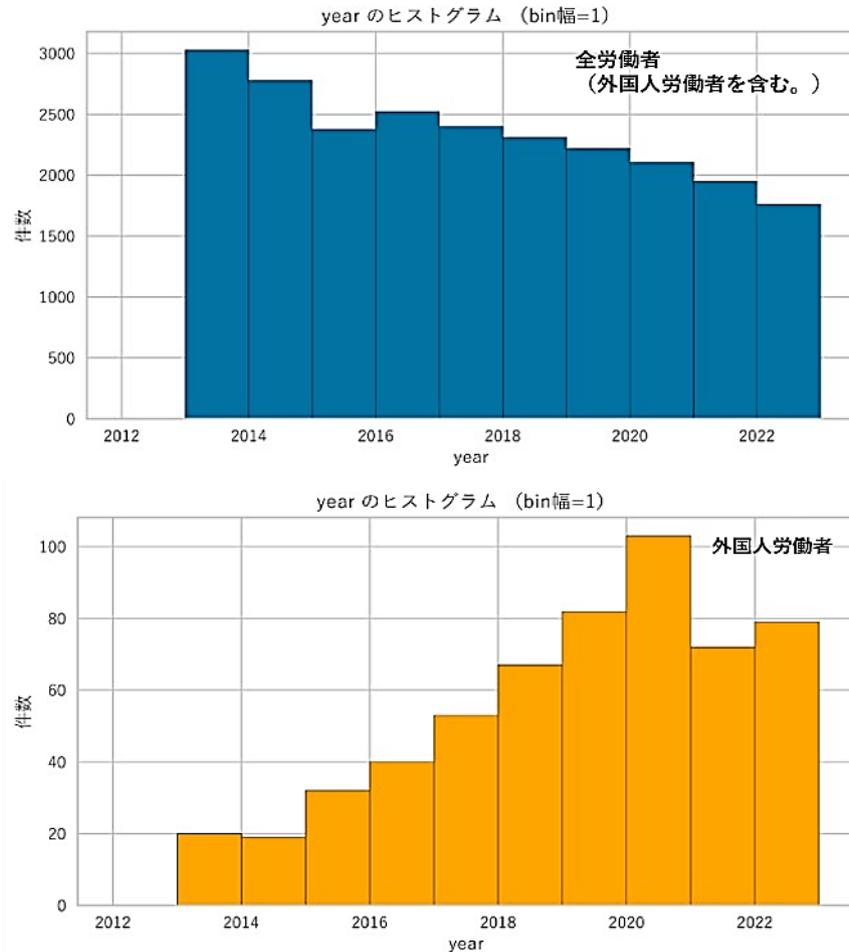


図 2-2-8 木建工事における死傷災害の 10 年間の推移

(2) 在留資格別の特徴

在留資格別では、「技能実習」が最も多く(218)、次いで「永住者」(26)、「特定活動(建設分野)」(20)となっている。(外国人労働者数:567)

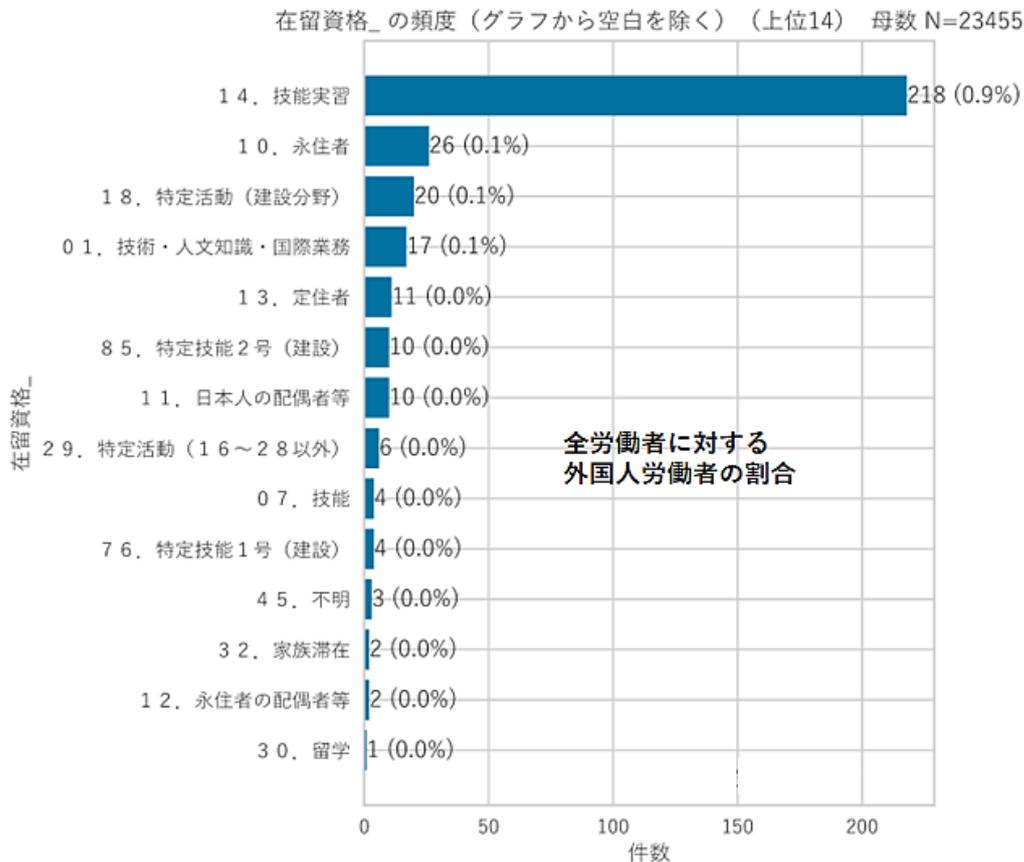


図2-2-9 木建工事における外国人労働者の在留資格から見た特徴  
(%は全労働者に対する各在留資格の外国人労働者数の割合を示す。)

(3) 経験期間(月)別の特徴

外国人労働者では、6年(72か月)未満で死傷災害が多く発生しており、中でも1年未満(0月~12か月)での発生が最も多い。

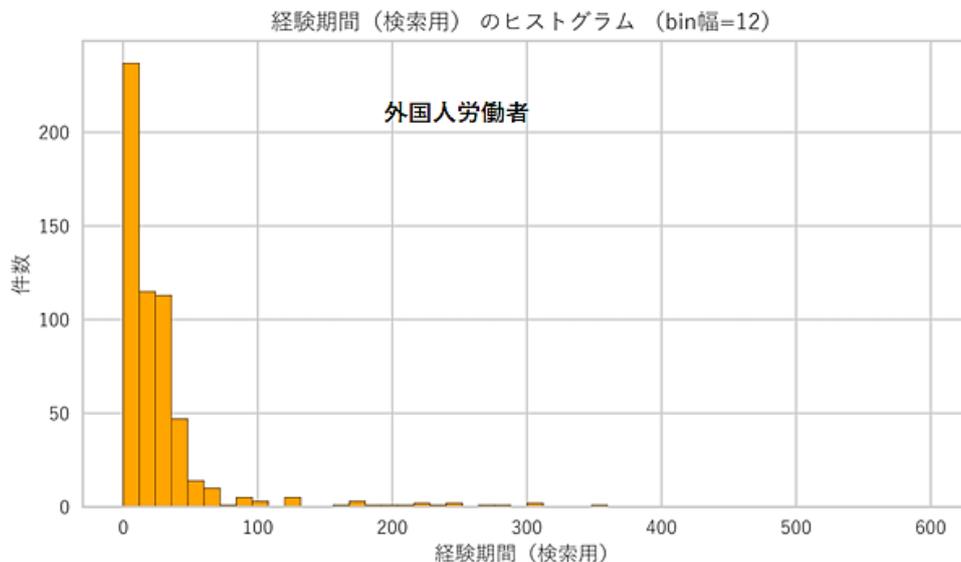


図2-2-10 木建工事における外国人労働者の経験期間(月)別労働災害発生数

#### (4) 事故の型の特徴

##### ① 全体との比較

全体と比較すると、外国人は、「切れ、こすれ」、「飛来、落下」、「はさまれ、巻きこまれ」の割合が高く、「墜落、転落」の割合が低い。

「墜落、転落」 :外国人 23% (130/567) [全体 44% (10,229/23,455)]

「切れ、こすれ」 :外国人 19% (110/567) [全体 16% (3,688/23,455)]

「飛来、落下」 :外国人 14% (82/567) [全体 8% (1,769/23,455)]

「はさまれ、巻き込まれ」:外国人 11% (60/567) [全体 6% (1,392/23,455)]

##### ② 40歳以下（外国人労働者含む）との比較

40歳以下は、「切れ、こすれ」は外国人労働者と同程度に割合が高いが、「飛来、落下」、「はさまれ、巻き込まれ」の割合は外国人労働者の方が高く、「墜落、転落」の割合は外国人の方が低い。

「墜落、転落」 :外国人 23% (130/567) [40歳未満 38% (2,971/8,538)]

「切れ、こすれ」 :外国人 19% (110/567) [40歳未満 19% (1,645/8,538)]

「飛来、落下」 :外国人 14% (82/567) [40歳未満 10% (815/8,538)]

「はさまれ、巻き込まれ」:外国人 11% (60/567) [40歳未満 7% (640/8,538)]

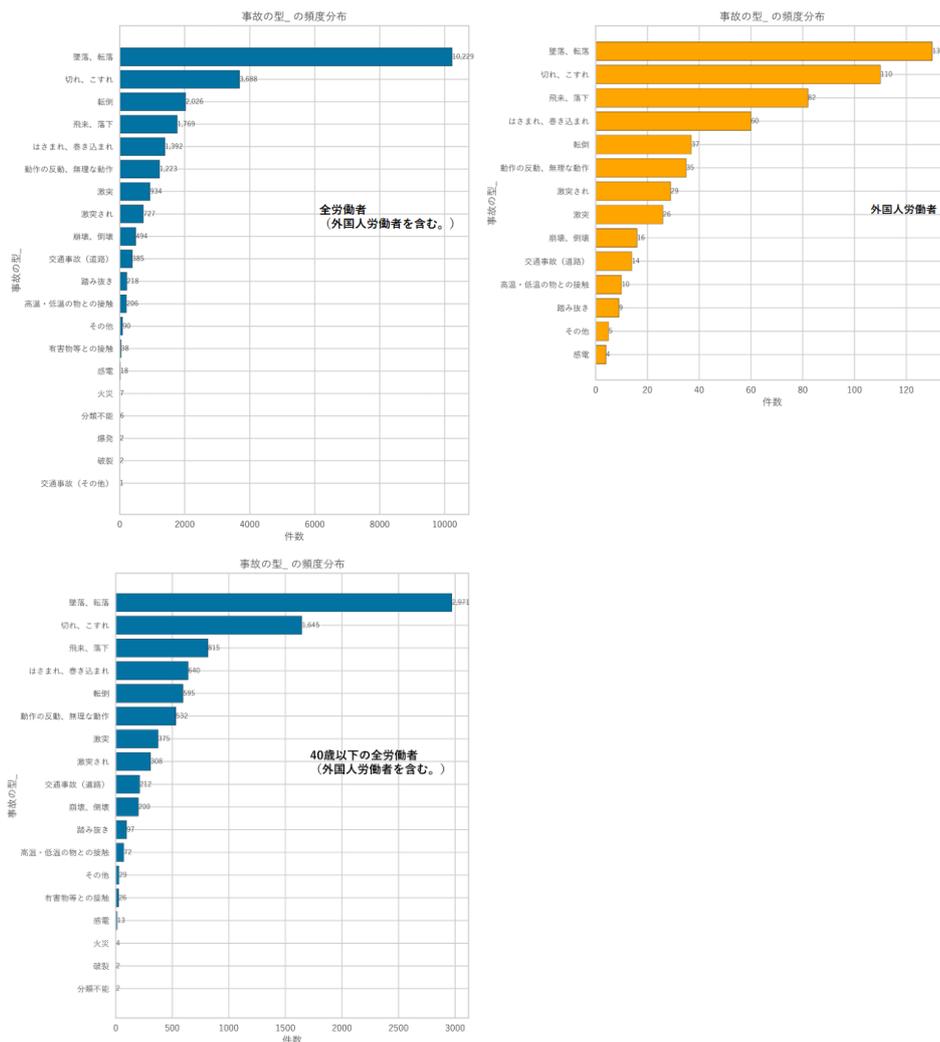


図 2-2-11 木建工事における事故の型別の特徴 (図 2-2-12 に拡大版を示す)

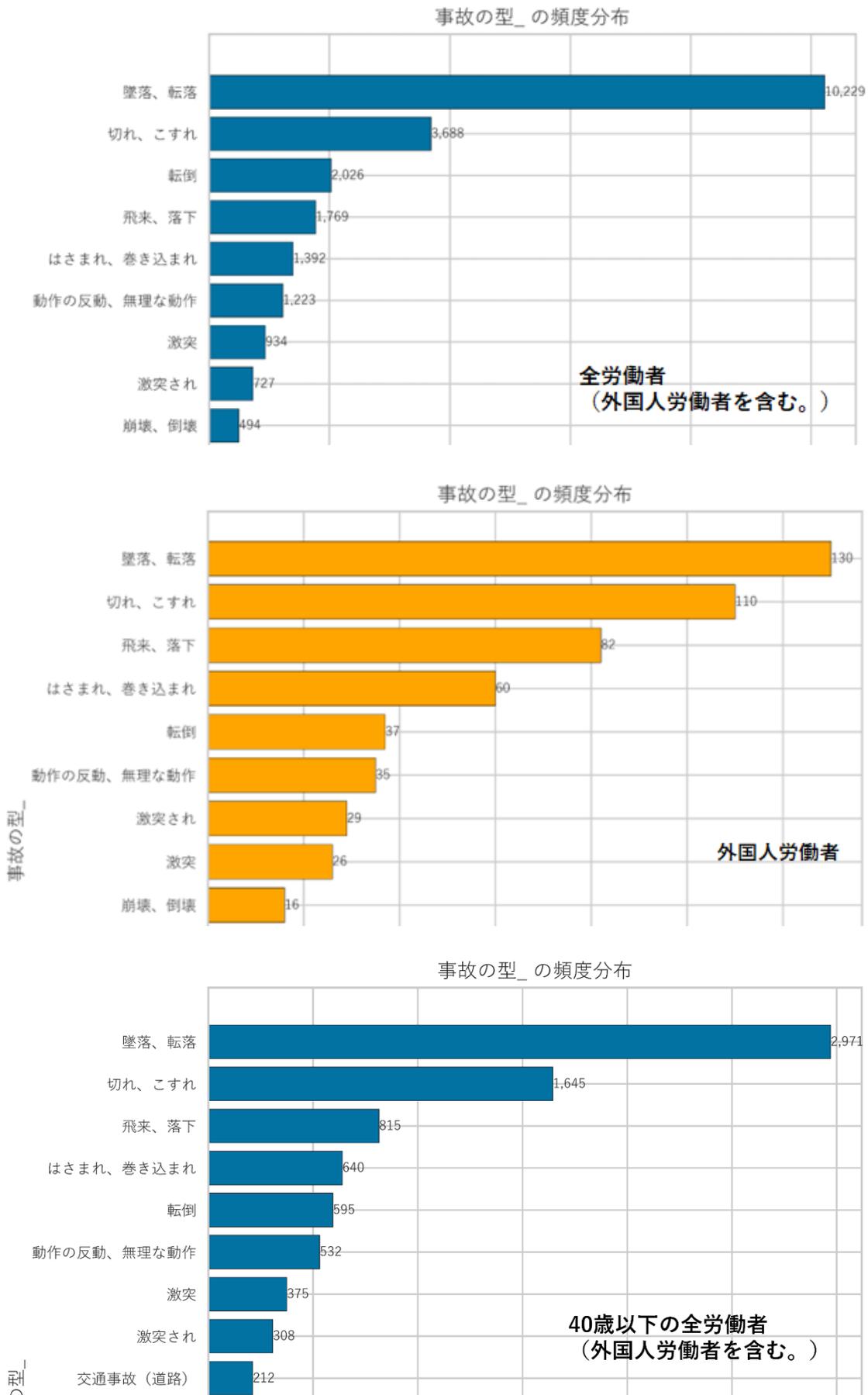


図 2-2-12 木建工事における事故の型別の特徴(上位9項目を抜き出し拡大)

(5) 事故の型のうち起因物の特徴

① 全体との比較

「墜転、転落」では、全体に対して、外国人は、「足場」の割合がやや高い。

「切れ、こすれ」では、全体、外国人ともに「丸のこ盤」、「手工具」の割合が多いが、全体に対して、外国人は、「手工具」の割合がやや高い。

「飛来、落下」では、全体に対して、外国人は、「金属材料」の割合が高い。

② 40歳以下(外国人労働者含む)との比較

「墜転、転落」では、40歳以下に対して、外国人は、「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「はしご等」の割合が低く、「足場」の割合が高い。

「切れ、こすれ」では、40歳以下、外国人ともに「丸のこ盤」、「手工具」が多く、40歳以下では「かな盤」の割合もやや高いが、外国人では「その他の木材加工用機械」の割合がやや高い。

「飛来、落下」では、40歳以下は、「金属材料」、「木材、竹材」の割合が高いが、外国人は、「金属材料」の割合が「木材、竹材」の2倍を超える割合を占めている。

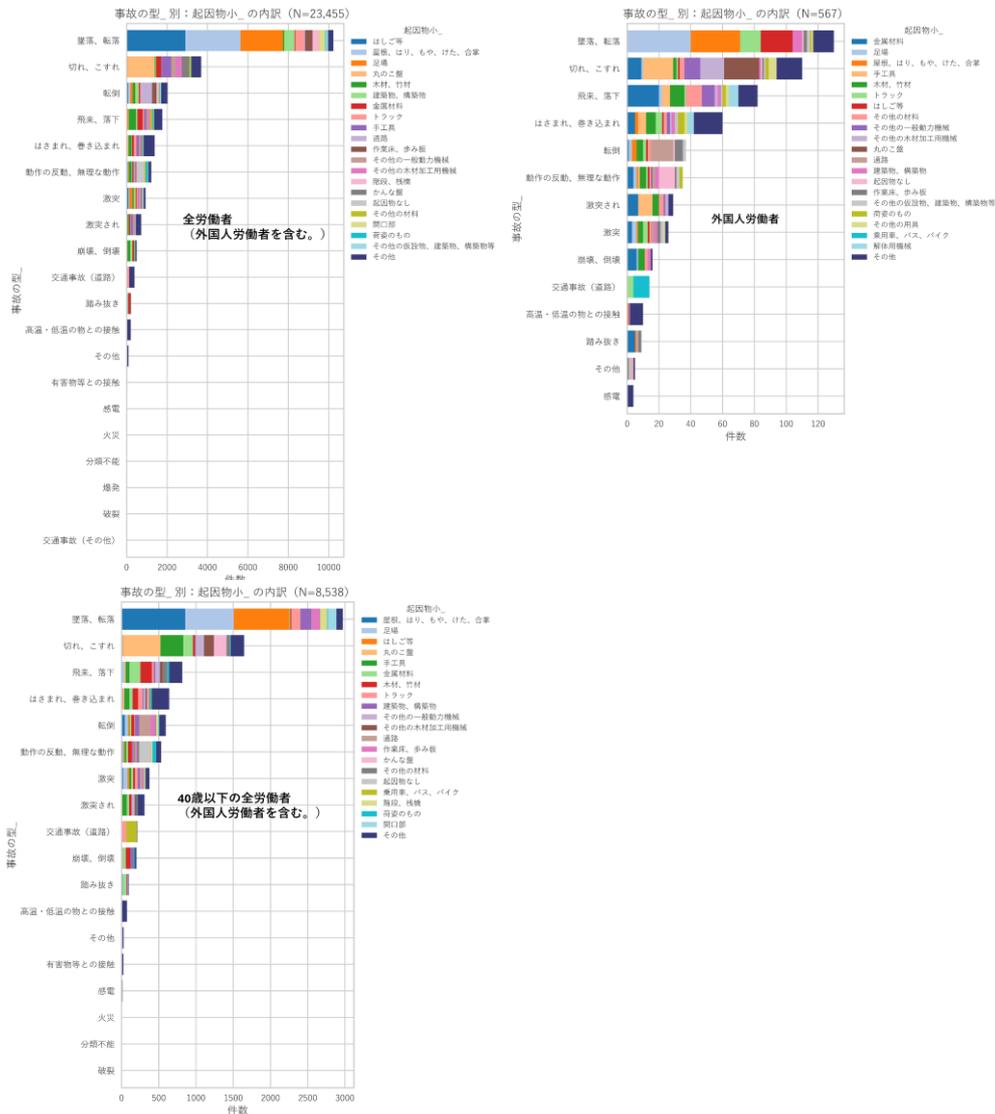


図2-2-13 木建工事における事故の型と起因物小の集計 (図2-2-14に拡大版を示す)

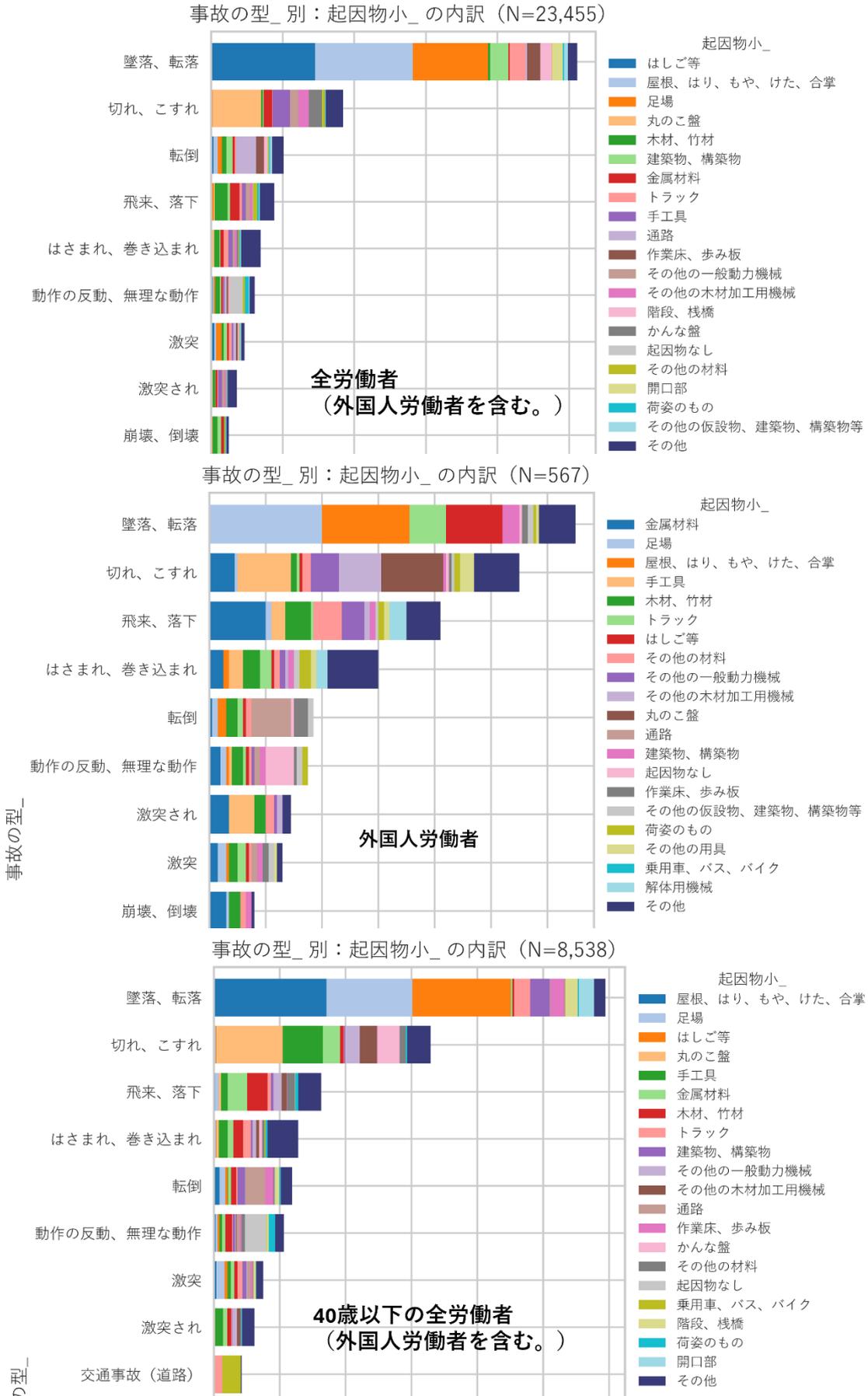


図2-2-14 木建工事における事故の型と起因物小の集計（上位9項目を抜き出し拡大）

## ※起因物小の分類

- ① 丸のこ盤  
振子式丸のこ盤、トリマ、リップ等のほか、携帯用丸のこ盤を含む。
- ② その他木材加工用機械  
丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、角のみ盤、木工ボール盤、面とり盤、ルータ、木工フライス盤、チェーンソーに分類されないほぞ取り盤、木工旋盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。
- ③ 手工具  
ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、ツルハシ、手のこ、とび口、包丁、ナイフ、はさみ等をいう。
- ④ 金属材料  
板、棒、パイプ、型材、帯材、線材、ボルト、ナット、ねじ、釘、スクラップ等をいう。

出典：中央労働災害防止協会「労働災害分類の手引き」令和5年2月28日, 68 ページ～78 ページ

## 2. 2 木建工事における外国人労働者の災害の特徴

2. 1の住団連報告及び安衛研の資料は、データの数、対象年数、対象事業場の違いはあるが、40歳以下の全労働者（外国人労働者含む）と比較すると、外国人労働者の災害には、次の特徴がみられる。

- (1) 「釘打ち機」、「丸のこ盤」、「手工具」、「その他木材加工用機械」等の工具による「切れ、こすれ」災害が多い。
- (2) 「飛来、落下」災害の割合が高く、起因物別では「金属材料」が多い。
- (3) 「墜落、転落」は、数が多いが、全体との比較では特に目立って多くはない。

表2-2-4 木建工事における外国人労働者の労働災害の特徴

	住団連	安衛研
切れ・こすれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「工具（切れ・こすれ）」災害の割合が「墜転落」災害を超えて最も高い。(34%)</li> <li>・全体に対して、「釘打ち機」(42%)、「丸鋸」(23%)による災害の割合が高い。</li> <li>・「釘打ち機」では、足を誤射する災害が多い。</li> <li>・「丸鋸」では、手を裂傷する災害が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に対して、「切れ、こすれ」災害の割合が高い。(19%)</li> <li>・全体に対して、「手工具」による災害の割合が高い。</li> <li>・「丸のこ盤」による災害の割合が高い。</li> <li>・40歳以下の全労働者と比べて、「その他の木材加工用機械」の割合がやや高い。</li> </ul>
飛来落下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「飛来落下」災害は、全体に対して割合が高い。(12%)</li> <li>・「建て方」作業における「飛来落下」災害が多い。</li> <li>・釘や釘連結ワイヤーによる「飛来」災害と、材料を誤って落とすことによる「落下」災害が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に対して、「飛来、落下」災害の割合がやや高い。</li> <li>・全体に対して、「金属材料」による災害の割合が高い。</li> </ul>
墜転落	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「墜転落」災害は、全体に対して割合が低い。</li> <li>・全体に対して、「屋根」、「梁」、「足場」、「開口部」での災害の割合が高く、合計して9割近くを占める。</li> <li>・「建て方」作業における「墜転落」災害が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「墜落、転落」災害は、数は最も多いが、全体に対する割合は低い。</li> <li>・全体に対して、「足場」での災害がやや多い。</li> </ul>

## 第3章 まとめ

### 1. 本年度の検討状況

木建工事においては、全労働者の労働災害発生件数は減少傾向にあるものの、外国人労働者の件数は増加傾向にあり、担い手不足の現状及び「育成就労制度」の施行に伴い、外国人労働者が木建工事現場で増えることが見込まれる。

このため、本年度は、木建工事における外国人労働者の就労状況や労働災害防止の取組について関係団体に実態把握のためのヒアリング調査を行い、安全衛生教育の方法、コミュニケーション方法等の取組や課題等を明らかにするための検討を行った。

また、木建工事に特化した有効な労働災害防止対策を検討するため、外国人労働者の労働災害発生状況を分析し、特徴を洗い出した。

この結果、木建工事における外国人労働者の労働災害の特徴として、「釘打ち機」や「丸のこ」、「手工具」等の工具類による「切れ、こすれ」が目立つこと、次いで、「金属材料」による「飛来、落下」が多い状況が明らかとなった。

### 2. 今後の課題

本年度の検討結果から、以下のとおり取りまとめたこれら今後の課題を踏まえつつ、次年度も引き続き木建工事における外国人労働者向けの有効な労働災害防止対策のあり方の検討を進めることとする。

- (1) 木建工事における外国人労働者は、工具に関する「切れ、こすれ」災害が多い。  
また、「切れ、こすれ」災害のうち、「釘打ち機」、「丸のこ」、「手工具」等の工具類に関する災害が多いため、これらの工具類に着目した外国人労働者向けの労働災害防止対策が求められる。
- (2) 日本との教育環境の違いを考慮し、工具の扱いそのものに慣れていない、工具そのものを見たことがない外国人労働者に対して、工具の構造、使用方法等の基本的な事項に関する安全衛生教育が求められる。
- (3) 木建工事における外国人労働者は、「金属材料」の「飛来、落下」による災害が多く、「飛来、落下」災害の事例では、材料の落下及び釘や釘連結ワイヤーによる飛来災害がやや多い状況を踏まえた、具体的な「飛来、落下」災害防止対策が求められる。
- (4) 外国人労働者の「墜落、転落」災害の割合は全体と比較すると低いですが、発生数は多く、死亡につながりやすい災害であるため、木建工事全体の課題となる。
- (5) 安全衛生教育を行う日本人と、安全衛生教育を受ける外国人が共に理解できる○×式等の非言語教材や、外国人にも分かりやすいやさしい日本語を用い、さらにそれぞれ独自の文化や教育歴にも配慮した教材が求められる。
- (6) ゼネコン向け一般建築用のものではなく、木建工事現場で幅広く活用できる多能工向け等の安全衛生教育や周知が求められる。
- (7) 外国人向け教育ツールは、様々な企業、団体等が作成している。新たな教育教材を作成するよりも、10人以下の小規模事業所にも届けられるような教育ツールの周知や指導方法、教育タイミングの周知が求められる。

## 巻末参考資料

1. 建設分野特定技能外国人制度の推進について（JAC）
2. 外国人労働者の安全衛生対策（住団連 低層住宅建築工事安全衛生ガイドより一部抜粋）
3. 木造家屋建築工事業における死傷災害の傾向について（安衛研）



## 建設分野特定技能外国人制度の推進について

一般社団法人 建設技能人材機構（J A C）  
Japan Association for Construction Human Resources



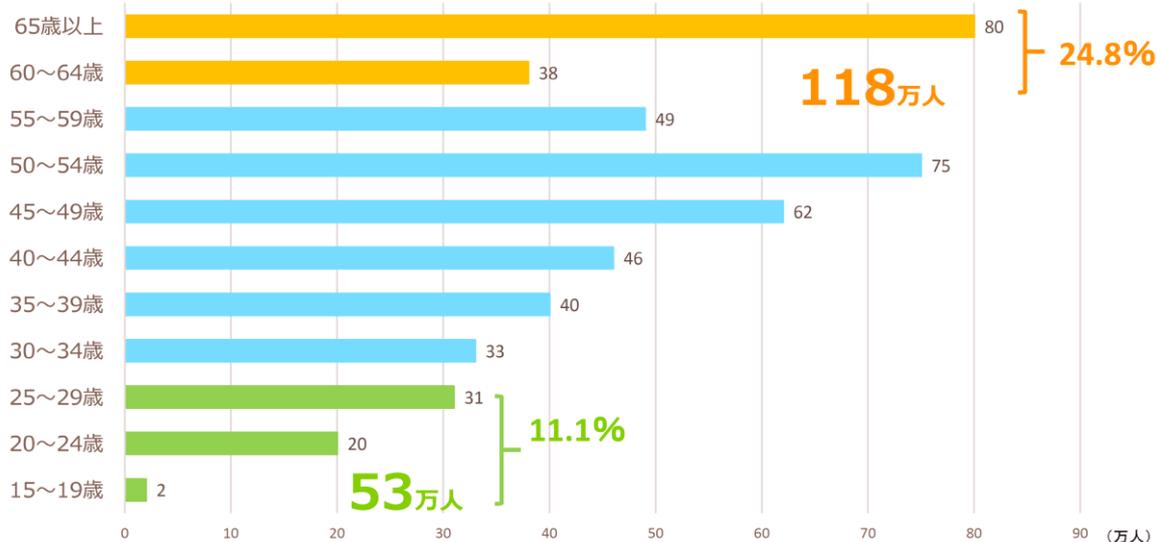
© Japan Association for Construction Human Resources. All rights reserved.

2025年7月

## 建設分野の外国人材受入れの背景

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(24.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- 一方で、これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約11%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

(年齢階層)



出所: 総務省「労働力調査」(令和7年2月平均)をもとに国土交通省で推計

1

## 建設分野における外国人材の種類

### 技能実習

我が国の技能、技術又は知識を開発途上国等へ移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として受け入れている。

※育成就労: 2027年度から外国人技能実習制度に代わり、人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設(3年間の就労を通じて特定技能1号水準の人材を育成等)

### 特定技能

相当程度の知識又は経験を有する外国人労働者を、我が国の人手不足が深刻な特定産業分野(建設、介護、製造、農業等の16分野)に受け入れている。

2

## 特定技能外国人になるルート

ルート1：技能実習等を経験していない外国人の場合（試験合格者）

ルート2：技能実習等を経験している外国人の場合（試験免除者）



### ルート1：技能実習等未経験者

- 技能評価試験  
「建設分野特定技能1号評価試験」又は「技能検定3級」
- 日本語試験  
「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

### ルート2：技能実習等経験者

- 技能実習2号を良好に修了した者  
※技能実習を2年10か月以上修了し、随時3級もしくは評価調書が提出できる者。

### 特定技能1号

● 在留期間は通算5年

● 家族の帯同、原則不可

班長等として一定の実務経験＋「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」に合格

### 特定技能2号

● 在留期間の更新に上限なし

● 家族（配偶者・子）の帯同可

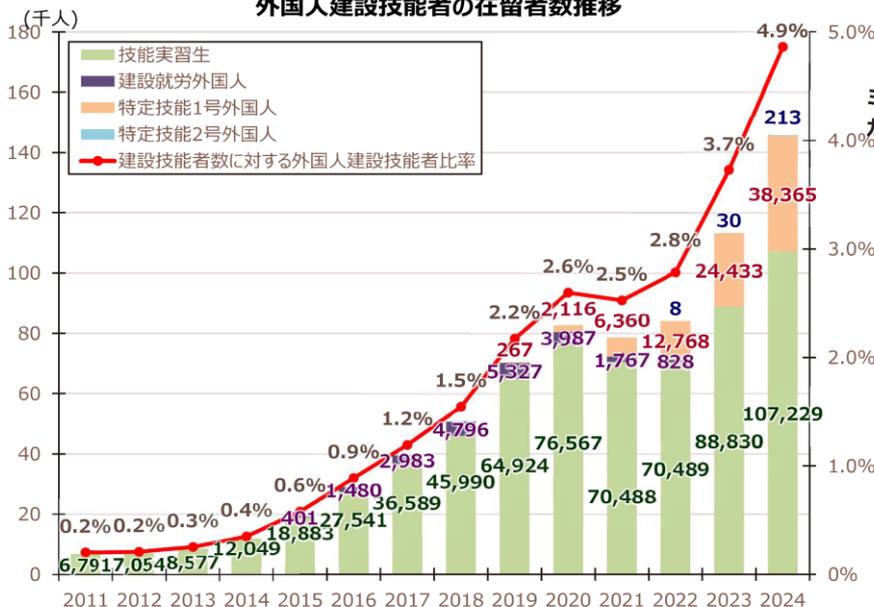
3

## 外国人建設技能者の現状

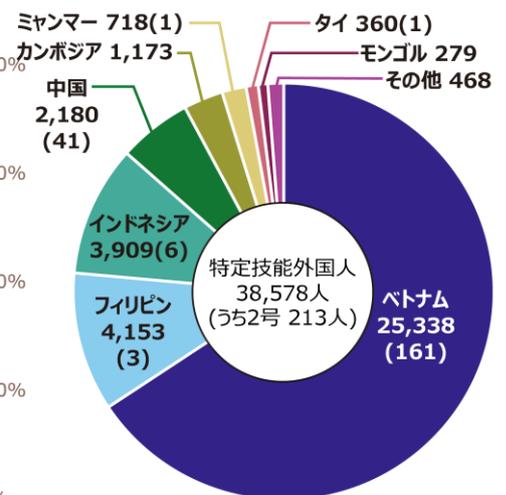
2025年3月14日更新

- 建設分野で活躍する外国人技能者の在留者数は増加傾向にあり、24年度12月末時点で約14.6万人、全建設技能者数の約4.9%
- 特定技能1号外国人は、38,365人（2024年12月末時点）

外国人建設技能者の在留者数推移



国籍・地域別特定技能在留外国人数  
(2024年12月末時点)



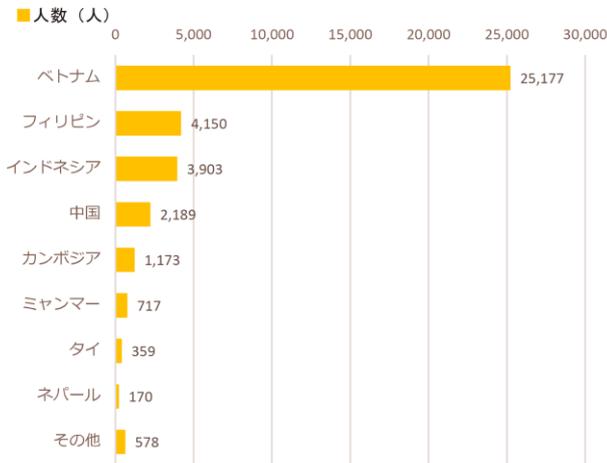
※ 出所 以下公表値を基に国土交通省で作成（外国人建設技能者数は特定技能外国人、技能実習生、建設就労外国人を合計した人数）  
 ・全建設技能者数：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成  
 ・特定技能外国人数：入管庁の公表資料「特定技能在留外国人数」（在留者数推移グラフにおける数値は各年度末時点又は各年12月末時点）  
 ・技能実習生数：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）  
 ・外国人建設就労者数：国土交通省による集計（各年度末時点、2015年度から2022年度まで）

4

# 建設分野の1号特定技能外国人等の受入れ状況

1号特定技能外国人（在留期間は通算5年、家族の帯同は不可） → **38,365人**（2024年12月末時点）  
**(39,253人)**（2025年1月末時点）速報値

## 国籍別の状況



※ 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人人数（令和6年12月末現在）」よりJAC作成

## 職種別の状況

新区分	人数 (人)
土木	21,784
建築	14,180
ライフライン・設備	2,401

※旧区分は3人

### 2号特定技能外国人

（在留期間の更新に上限なし、家族（配偶者・子）の帯同可）  
 → **213人**（**241人**：2025年1月末時点速報値）

#### 国籍別の状況

国籍別	人数 (人)
ベトナム	161
中国	41
フィリピン	3
インドネシア	6
ミャンマー	1
その他	1

#### 職種別の状況

新区分	人数 (人)
土木	101
建築	99
ライフライン・設備	13

5

# 特定技能制度における建設分野独自の仕組みの必要性

技能実習制度では、他分野と比べて、建設分野の失踪率が高い状況

### 全分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
2023	350,026人	9,753人	約 <b>2.8%</b>

### 建設分野の技能実習生

年度	技能実習生数	失踪者数	失踪率
2023	82,703人	4,593人	約 <b>5.6%</b>

労働基準監督署による技能実習実施企業に対する監督指導において、建設業は約**8割**と、他分野と比べて高い割合で**労働法令違反**が発覚

### 技能実習生受入企業への監督指導結果

年	指導実施事業場数	違反事業場数	主な違反事項		
			割増賃金の支払	安全基準	賃金の支払
2023	1,856社	1,500社 <b>(80.8%)</b>	455件 (24.5%)	386件 (20.8%)	346件 (18.6%)

【参考】建設業企業全体の約8割に労働法令違反が発覚  
 ※労働基準監督署による定期監督指導結果（2023）指導実施事業場数10,378社のうち、違反事業場数7,602社（73.3%）

6

## 建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み①

「技能実習制度」において、建設分野が他分野に比して多くの失踪者や労働法令違反を出したことの反省に立ち、「特定技能制度」においては独自の適正な就労環境確保の仕組みを設けています。

### 建設業の健全な発展のために

人手不足が深刻な  
16の特定産業分野  
**共通の仕組み**



#### 建設分野だけの仕組み

- **JACによる建設業界としての外国人の受入れ環境の整備**  
→適正な就労環境の確保等の観点から、業界共通の行動規範の遵守の徹底
- **国交省による受入計画の審査・認定**  
→「特定技能受入事業実施法人(JAC)への加入」,「同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給」等の審査
- **FITSによる適正就労監理**  
→巡回訪問において、受入計画通りの就労がなされているか等を確認

7

## 建設分野特定技能制度における独自の適正な就労環境確保の仕組み②

### JAC設立 ⇒ 業界共通の行動規範の遵守の徹底

【行動規範の趣旨(例)】

- 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
- 同等技能・同等報酬(同等の技能を有する日本人と同等以上の賃金)、月給制、技能習熟に応じた昇給、社会保険加入の徹底
- 外国人の人権尊重と必要な支援(日本語教育、技能・安全教育、労災適用等)
- ルールを守らない企業の除名等の措置等

### 国交省による受入計画認定

【主な認定基準】

- 建設業法第3条許可の取得
- 建設キャリアアップシステムへの登録
- 特定技能受入事業実施法人(JAC)への加入及びJACが策定する行動規範の遵守
- 同等技能・同等報酬、月給制、技能習熟に応じた昇給
- 重要事項について母国語・書面での事前説明
- 受入れ後講習を受講させること
- 巡回指導による確認を受けること等

### 巡回訪問等

- 適正就労監理機関(FITS)は、JACから委託を受け、受入企業に対し巡回訪問を実施
- 巡回訪問における指導の結果は、国土交通省とJACに報告

【巡回訪問等の主な内容】

- FITSが受入企業を訪問し、役員、受入れの責任者と面会
- 賃金台帳等、関係書類の提出を求め、認定受入計画どおりの就労がなされているか等を確認
- 企業への外国人受入れに関するアドバイスの実施
- 外国人と母国語で面談し、就労環境、賃金の支払状況、悩みについて確認(企業は同席しない)
- 労働法令、建設業等に通じた全国の指導相談員が巡回訪問

- これらに加え、FITSは、受入れ後講習、受入状況確認、母国語相談を実施

8

# J A Cの外国人受入れに係る行動規範

## I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、行動規範の遵守に一致協力
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. 労働関係法令等の遵守、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

## II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. 同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした待遇の差別的取扱の禁止
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. 建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず悪質な引抜行為を禁止
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

## III. 元請企業の役割

16. 建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

## IV. 共同事業の実施

20. 事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. (一財)国際建設技能振興機構に委託して、巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応を実施
25. 地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

## V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

## VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者についても特定技能外国人への取扱いに準じて適正な就労環境を確保

9

# J A Cについて



- 特定技能外国人の受入れに関する**専門工事業団体及び元請建設業者団体**により、2019年4月1日に設立された。
  - 国土交通大臣により**特定技能外国人受入事業実施法人**として登録を受けた唯一の団体
- 業界共通の行動規範の施策・運用**のほか、以下の事業等を実施

理事長 : 三野輪 賢二 (一社) 日本型枠工事業協会 会長  
正会員 : 55団体 (2025年7月2日時点)  
賛助会員 : 賛助会員 (企業) 3,028社 (2025年7月2日時点)

(1) 特定技能  
評価試験  
・  
講習研修

(2) 働きやすい  
職場環境  
づくり支援

(3) 適正就労監理

(4) 広報活動

10

# J A C 正会員団体 (55建設業者団体)

令和7年4月1日現在

## 専門工事業団体 (五十音順)

(一社) JBN・全国工務店協会  
(一社) 情報通信エンジニアリング協会  
全国圧接業協同組合連合会  
全国管工事業協同組合連合会  
(一社) 全国基礎工事業団体連合会  
(一社) 全国建設室内工事業協会  
全国建設労働組合総連合  
(一社) 全国建築測量協会  
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会  
全国サイディング事業協同組合連合会  
(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会  
(一社) 全国タイル業協会  
(一社) 全国ダクト工業団体連合会  
(公社) 全国鉄筋工事業協会  
(一社) 全国特定法面保護協会  
(一社) 全国防水工事業協会  
(一社) 全日本瓦工事業連盟  
(一社) 全日本漁港建設協会  
(一社) 日本ウレタン断熱協会  
日本外壁仕上業協同組合連合会  
(一社) 日本型枠工事業協会  
(一社) 日本機械土工協会  
(一社) 日本基礎建設協会  
(一社) 日本金属屋根協会  
(一社) 日本空調衛生工事業協会  
日本建設インテリア事業協同組合連合会  
(一社) 日本建設機械レンタル協会  
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会

(一社) 日本建築板金協会  
日本港湾空港建設協会連合会  
(一社) 日本在来工法住宅協会  
(一社) 日本左官業組合連合会  
日本室内装飾事業協同組合連合会  
日本住宅パネル工業協同組合  
(公社) 日本推進技術協会  
(一社) 日本造園組合連合会  
(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会  
(一社) 日本築炉人材育成協会  
(一社) 日本ツーバイフォー建築協会  
(一社) 日本電設工業協会  
(一社) 日本道路建設業協会  
(一社) 日本塗装工業会  
(一社) 日本鷹工業連合会  
(一社) 日本配管工事業団体連合会  
(一社) 日本発破・破碎協会  
(一社) 日本保温保冷工業協会  
(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会  
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会  
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会

## 元請けゼネコン他 (五十音順)

(一社) SIEN  
(一社) 全国建設業協会  
(一社) 全国中小建設業協会  
(一社) 全国中小建設工事業団体連合会  
(一社) 日本建設業連合会  
(一社) マンション計画修繕施工協会

**※本機構の理事が属する正会員を含む2正会員の推薦等が入会要件となっています。**

11

## (1) 特定技能評価試験・講習研修

### ○特定技能評価試験の実施状況

#### 1. 特定技能1号評価試験

##### ① 国内試験

「土木」、「建築」、「ライフライン・設備」の3区分の試験を実施  
試験会場は、毎月、東京、大阪、地方において適切な頻度で実施  
※ 全ての会場で土木/建築/ライフライン・設備の試験を実施

##### ② 海外試験

ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、  
バングラデシュ、ウズベキスタン、インドの12か国で実施

##### ③ テキストの外国語版について

テキストについては、日本語版のほか外国語版も作成し公開

#### 2. 特定技能2号評価試験

特定技能2号評価試験については、昨年1月より国内で実施  
試験会場及び実施頻度は、1号評価試験と同じ

※今後、国内における2号受験者数等の増加傾向を踏まえた試験運営の実施環境の改善

※受験者のテキスト理解度向上の観点から、過去問の公表等によるサンプル問題の充実化、試験問題数・試験時間の削減等

### ○「資格取得等奨励金制度」の創設

○「資格取得等奨励金制度」を創設、今秋に申請の受け付けを開始。

⇒特定技能の2号評価試験又は建設関係の技能検定1級に合格した場合、外国人と受け入れ企業それぞれに10万円。

⇒インセンティブを付与、資格取得やキャリアアップを促す。

※2019年4月1日以降に建設分野特定技能2号評価試験又は建設関係技能検定1級相当に合格した方まで、遡って適用。

12

# (1) 特定技能評価試験・講習研修

## ○無料母国語安全衛生教育

○JACは、労働災害を防止するため、危険有害業務に従事させる外国人労働者を対象に、母国語による「安全衛生に関するオンライン特別教育」を、昨年度から無料で提供中。  
→現在、「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」等7科目を、ベトナム語、インドネシア語等5言語で実施中

○また、「玉掛け技能講習(1t以上)」等の技能講習についても、昨年度から、無料・母国語で実施中。  
(現在5科目、3言語で実施中)

○受講ニーズは高まっているところであり、受講者アンケートによると、参加者の満足度は100%。今後、受講機会の確保・拡大の観点から、受講ニーズが高い科目の追加、参加登録教習機関の拡大  
今年度から、新たにインドネシア等の海外での実施に取り組む。

### ◇母国語によるオンライン無料特別教育

オンライン特別教育科目	ベトナム語	英語	インドネシア語	中国語	カンボジア語
フルハーネス	7月12日開始	7月19日開始	7月26日開始	1月28日開始	1月31日開始
足場の組立	8月2日開始	8月9日開始	8月16日開始	2月18日開始	3月4日開始
新規入職者	9月13日開始	9月20日開始	9月27日開始	完成済	2025年5月16日開始
自由研削砥石	11月26日開始	2月21日開始	11月29日開始	2025年6月17日開始	2025年5月16日開始
丸のこ取り盤	12月3日開始	2025年9月2日開始予定	12月6日開始	2025年9月9日開始予定	完成済
酸欠・酸化水素	12月24日開始	3月21日開始	1月24日開始	完成済	完成済
有機溶剤	2月28日開始	完成済	3月18日開始	完成済	完成済

2024年7月～2025年3月までの受講状況

※( )内は技能実習生数の内数

24年7月～25年3月	ベトナム語	英語	インドネシア語	中国語	カンボジア語	合計
受講者数	619 (274)	49 (35)	287 (194)	3 (3)	25 (17)	983 (523)

### ◇母国語による無料技能講習

( )内は技能実習生数(内数)

実施済(全18回)	ベトナム語	インドネシア語	受講人数
玉掛け技能講習	37 (10)	22 (14)	59 (24)
車両系建設機械運転技能講習	18 (5)	11 (5)	29 (10)
小型移動式クレーン運転技能講習	29 (9)	6 (0)	35 (9)
フォークリフト運転技能講習	8 (2)	6 (2)	14 (4)
高所作業車運転技能講習	—	7 (3)	7 (3)
合計	92 (26)	52 (24)	144 (50)

累計 144 (50)

13

## ○オンライン特別教育 実施例

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 (学科4.5時間 + 実技1.5時間)	足場の組立等の業務に係る特別教育 (学科：6時間)	新規入職者安全衛生教育 (学科：2時間)
<p><b>受講対象者</b></p> <p>高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墮落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者</p>	<p><b>受講対象者</b></p> <p>足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務を行う者(地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く。)</p>	<p><b>受講対象者</b></p> <p>新規採用者、雇入れ時の教育を受けていない者</p>
<p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業に関する知識 (1時間)</li> <li>墮落制止用器具に関する知識 (2時間)</li> <li>労働災害の防止に関する知識 (1時間)</li> <li>関係法令 (0.5時間)</li> </ul> <p>※各受入企業様で実施する実技教育 (1.5時間)</p>	<p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>足場及び作業の方法に関する知識 (3時間)</li> <li>工事用設備・機械・器具・作業環境等に関する知識 (1時間)</li> <li>労働災害の防止に関する知識 (1時間)</li> <li>関係法令 (1時間)</li> </ul> <p>※実技教育はありません</p>	<p><b>内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設現場とは</li> <li>建設現場の仕事と安全衛生</li> <li>労働災害とその防止対策</li> <li>安全衛生保護具等の取扱い</li> </ul> <p>※実技教育はありません</p>
<p><b>対応言語</b></p> <p>ベトナム語 インドネシア語 英語 中国語 カンボジア語</p>	<p><b>対応言語</b></p> <p>ベトナム語 インドネシア語 英語 中国語 カンボジア語</p>	<p><b>対応言語</b></p> <p>ベトナム語 インドネシア語 英語 中国語 カンボジア語</p>

2025年3月末時点

14

## (1) 特定技能評価試験・講習研修

### ○専門技能スキルアップ研修

○JACは、現在、正会員団体が実施する①国内におけるスキルアップ研修、②海外における採用活動・スキルアップ研修の実施経費(※)を支援するスキームを展開中。

※団体職員・講師・通訳等の旅費・講師・通訳等の旅費・宿泊費・人件費、業務委託費、会場借上費、教材作成費等

○このスキームに基づき、

- ①国内においては、これまで、各団体による1級～3級技能検定研修等
  - ②海外において、これまで、各団体による15か国における採用活動、日本語研修、建設技能研修等
- 等が展開されているところ。

○正会員団体による研修実施ニーズは高まっているところであり、今後、

- ・国内においては、特定技能2号評価試験合格を目指す外国人を対象とした「テキスト理解度向上サポート研修」の開設・普及支援
  - ・海外においては、より多くの正会員団体による日本語・建設技能研修等研修等を実施する「スキルアップ研修」の展開支援
- 等に取り組む。

#### <事例1>

(一社)日本機械土工協会は、スリランカにおいて、建設機械施工技能の講習及び日本語の講習を実施。



(油庄シヨベルの実技講習の様子)

#### <事例2>

日本室内装飾事業協同組合連合会は、ベトナムにおいて、壁装の日本語教育及び壁装実技講習を実施。



(実技講習の様子)

15

## (1) 特定技能評価試験・講習研修

### ○令和5・6年度におけるJAC正会員団体による海外現地での「採用活動」「技能研修」

- ・令和5年度の支援事業実績は 14か国で受講者は延べ2,368人
- ・令和6年度の支援事業実績は、13か国で受講者は延べ3,617人

#### 【令和5年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	12 団体	893 人
ベトナム	採用活動、技能研修	8 団体	565 人
フィリピン	採用活動、技能研修	5 団体	384 人
ウズベキスタン	採用活動	2 団体	124 人
ネパール	採用活動	4 団体	100 人
バングラデシュ	採用活動	1 団体	50 人
ラオス	採用活動	1 団体	50 人
スリランカ	採用活動	1 団体	47 人
カンボジア	採用活動	2 団体	39 人
インド	採用活動	1 団体	32 人
パキスタン	採用活動	1 団体	31 人
ミャンマー	採用活動	1 団体	30 人
タイ	採用活動	1 団体	14 人
モンゴル	採用活動	1 団体	9 人

#### 【令和6年度】

開催国	内容	実施団体数	受講者数
インドネシア	採用活動、技能研修	20 団体	796 人
フィリピン	採用活動、技能研修	12 団体	767 人
ベトナム	採用活動、技能研修	22 団体	744 人
スリランカ	採用活動、技能研修	3 団体	230 人
カンボジア	採用活動	2 団体	163 人
インド	採用活動	2 団体	154 人
バングラデシュ	採用活動	2 団体	151 人
キルギス	採用活動	1 団体	150 人
ネパール	採用活動	2 団体	149 人
ミャンマー	採用活動	2 団体	135 人
ウズベキスタン	採用活動	3 団体	88 人
タイ	採用活動	2 団体	60 人
ラオス	採用活動、技能研修	1 団体	30 人

16

## (1) 特定技能評価試験・講習研修

### ○無料日本語講座

○JACでは、現在、受講者ニーズやそのレベルに合わせて、資格取得を目指すコースや、建設現場での会話重視のコース等の9講座を用意。

→オンライン、オフライン(教室)、時間や場所を選ばないe-ラーニングスマホアプリのコースにより提供中。

(受講者実績 2022年度 60名、2023年度 421名、2024年度 983名、2025年度(7月時点) 525名：合計1,989名)

○外国人受講ニーズは高まっているところであり、受講者アンケートによると、参加者の満足度は100%。今後とも、ニーズを踏まえた提供メニューの充実化による満足度向上に取り組む。

※日曜リアル日本語講座、もじとごい、やさしい日本語講座、サンデー日本語教室、N5～N2を目指す日本語講座、各種コースを用意。受入企業の技能実習生も対象

### ●JAC日本語講座のラインナップ

	スマホアプリ (e-Learning) で、好きな時間に日本語学習		文字の読み書きからはじめる、日本語入門者向け1ヶ月短期集中講座
	生活の中にある漢字を学ぶオンライン講座		初歩から上級まで5コースを用意。レベルに合わせて学べる日本語講座
	建設現場で使える日本語を学ぶオンライン講座		日曜日に開催、オンライン・対面を併用した「にほんごではなそう!」
	母国語で日本語を学ぶオンライン講座		日本語能力試験N5～N2合格に焦点をあてたオンライン講座
	対面授業ならではのカリキュラム、総合的な基礎を養う日本語講座		



17

## (2) 特定技能外国人にとって働きやすい職場環境づくり支援

### 一時帰国支援

特定技能外国人**1人8万円**／1回あたりを支援（最大16万円）

JACでは外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援。

■令和6年4月より、特定技能外国人にとってより利用しやすい支援とするため、申請条件の要件緩和を実施

- ①技能外国人として同一企業への2年以上勤務要件を撤廃
- ②脱退一時金による帰国を対象外としていたのを対象化



詳しくはコチラ



○拡充概要	○支援対象	○申請受付開始時期
1.利用可能回数の引き上げ →1回を、2回までに	1. 令和7年4月1日以降、日本に再入国する旅行から対象 (令和7年3月31日までに日本に再入国した場合は、従前までの5万円を支援)	令和7年6月16日～、WEB申請開始 ※(一社)建設技能人材機構のHPで公表
2.支援金額の引き上げ →5万円を、1回8万円に ※1,2の結果として、計16万円(最大)	2. 1号・2号特定技能外国人 (受入企業が所属する全ての1号特定技能外国人の受入負担金を支払っている場合)	

### CCUS手数料支援

#### CCUS手数料を全額支援

特定技能外国人の受入には建設キャリアアップシステム (CCUS) への事業者登録などが必要。

JACでは事業者の管理者ID利用料 (11,400円) と、能力評価手数料 (4,000円) を全額支援。

※令和5年度手数料分から対象



詳しくはコチラ



今年度は、特定技能外国人の技能・経験に応じた評価の推進の観点から、CCUSへの資格・就業履歴の蓄積促進支援制度 (ICカードリーダー導入支援、外国人履歴促進支援等) を創設。現在、申請受付に向け準備中。

18

## (2) 特定技能外国人にとって働きやすい職場環境づくり支援

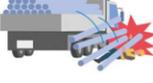
### 1号特定技能外国人向け補償制度

#### 補償の対象となる方

建設分野に従事する全ての1号特定技能外国人（以下、特定技能外国人）

#### 補償内容

労災保険で給付対象となる業務災害（死亡、後遺障害、疾病もしくは負傷）の被害に対して、労災保険による補償給付の「上乗せ」として補償を実施。これにより、受入企業と特定技能外国人の双方が安心して、雇用・就労できる環境の整備をサポート。

	補償する主な例	補償金額／補償イメージ	補償対象事由
死亡補償	業務中に足場から落下し、頭を強打したことにより死亡した。 	<b>本補償制度</b> 死亡見舞金 500万円 <b>上乗せ補償</b> <b>労災保険</b> 遺族（補償）等給付	労災保険における遺族（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、死亡した特定技能外国人の遺族に対し、死亡見舞金を支給する。ただし、後遺障害見舞金を支給後に死亡した場合は、死亡見舞金から既に支給した後遺障害見舞金の額を控除した差額を支給する。
後遺障害補償	現場で建設車両に轢かれた際に負ったケガを原因として、後遺障害を被った。 	<b>本補償制度</b> 後遺障害見舞金 10～500万円 <b>上乗せ補償</b> <b>労災保険</b> 障害（補償）等給付	労災保険における障害（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、その障害の程度に応じて、後遺障害見舞金を支給する。障害等級は労災保険に従う。
休業補償	荷崩れした積み荷の下敷きになり骨折し、その治療のため31日間入院した。 	休業日数4～30日：5万円／休業日数31日以上：10万円 <b>上乗せ補償</b> <b>本補償制度</b> 短期休業見舞金 5万円 <b>上乗せ補償</b> <b>本補償制度</b> 長期休業見舞金 5万円 <b>労災保険</b> 休業（補償）等給付 給付基礎日額の80% (保険給付60%+特別支給金20%) 待機期間（3日） 1日目 4日目 31日目	労災保険における休業（補償）等給付が支給される事由が発生した場合は、休業見舞金を支給する。なお、労災保険において休業日数が4日以上30日以内認定された場合は短期休業見舞金を、休業日数が31日以上認定された場合は短期休業見舞金および長期休業見舞金を支給する。 <b>休業日数が31日以上の場合、短期休業見舞金・長期休業見舞金をあわせて10万円を支給。</b>

19

## (3) 適正就労管理について

○ **(一財)国際建設技能振興機構(FITS)**は、国土交通大臣が建設分野における特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有する者と認めた「**適正就労監視機関**」として以下の業務を行う。

主な業務内容

#### ① 特定技能外国人の受入企業に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言(巡回指導等)

全ての受入企業に対し、原則として1年に1回以上、巡回訪問を実施し、指導及び助言を行う。

**ポイント：巡回指導等に必要な協力を行うことは受入企業の基準となっています。**  
受入企業は、適正就労監視機関の行う巡回指導等に必要な協力を行う必要。



#### ② 母国語相談ホットライン業務

建設分野の特定技能外国人に対する支援として、7つの言語（※）での相談に対応。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、クメール語、ミャンマー語



#### ③ 受入れ後講習(特定技能スタートアップセミナー)

建設分野で就労を開始する全ての1号特定技能外国人のために講習会を実施。

**ポイント：受入れ後講習を受講させることは受入計画の認定要件となっています。**  
受入企業は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に当該外国人に対し受入れ後講習を受講させることが必要。



20

## (4) 広報活動

○国内において、JACが提供する支援メニュー、特定技能外国人制度等の周知徹底、グッドプラクティスの普及等の観点から、HP、会員へのダイレクトメール、SNS、専門紙広告、機関誌、説明会・セミナー等を通じた広報活動の展開。

○さらに、インドネシア、ベトナム等において、「日本の建設業の魅力」等を説明する「建設業務説明会」の各地での開催、現地における「母国語相談窓口」の開設。

### 令和6年度・7年度におけるJACの「建設業務説明会」の実施状況

#### インドネシアにおける取組

令和6年度 87校、教員425名が参加  
令和7年度 12校、教員22名が参加  
現時点ベース

#### ベトナムにおける取組

令和7年度  
2校 合計678名が参加  
(教員138名、生徒382名)  
現時点ベース



21

## JACの令和7年度における主な取組

令和7年度において、JACとしては、建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの観点から、引き続き、特定技能1号・2号評価試験、適正就労監理、広報活動等の各事業に取り組む。

これらに加え、令和9年度予定の育成就労制度の施行に伴い育成就労制度と特定技能制度の一体的運用が進められることも見据えつつ、特定技能外国人が中長期的に活躍できるキャリアパスの構築支援を図るため、

- (1) 2号移行も見据えた1号特定技能外国人等のスキルアップ支援
- (2) 海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開
- (3) 特定技能外国人にとって働きやすい職場づくり支援

等に資する事業について、更なる充実化をして取り組む。

22

## JACの会員になるには？※

「JACの会員」になるには、2つのルートがあります！

**受入企業**

① 正会員団体の会員になる

- 入会に際しては、建設業者団体が定める会費の負担等が必要（金額は団体によって異なります。）
- 会費・受入負担金の支払い方法は団体によって異なります。

正会員の建設業者団体

② JACの賛助会員になる

- 年会費24万円（入会金なし）
- 年会費・受入負担金の支払い方法は、入会時に登録した銀行からの口座引落しです。（引落前に口座振替のご案内が届きます）

詳しくは Webで！

※ 受入企業は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（2018年12月25日閣議決定）」に基づき、特定技能外国人受入事業実施法人であるJACに加入する必要があります。

23

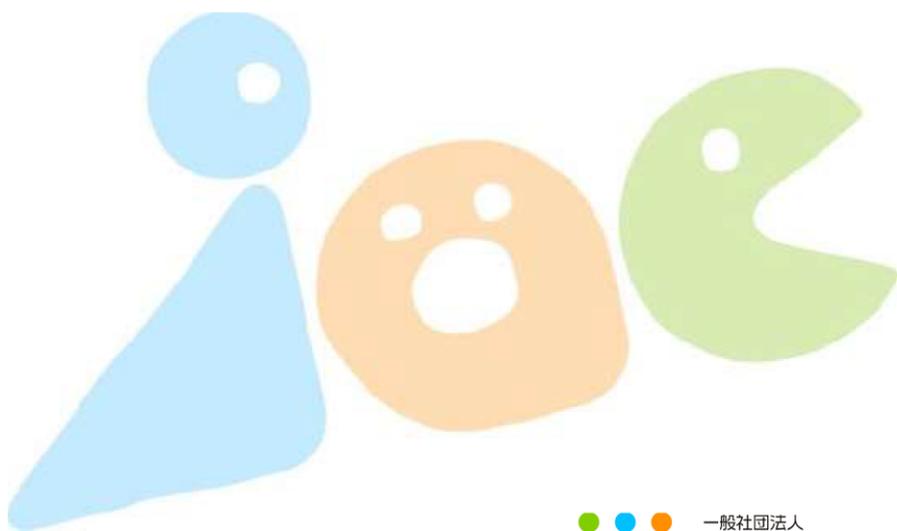
## 特定技能の受入費用について

年会費	<p>正会員への所属企業</p> <p>受入企業がJACの正会員である建設業者団体に所属する場合、その団体が定める会費を負担</p> <p><b>団体が定める会費</b></p>	<p>もしくは</p> <p>すでに加入している場合は、<b>追加費用なし。</b> 今一度、所属団体に確認を！</p>	<p>JACの賛助会員</p> <p>企業の所属する建設業者団体がJACの正会員ではない場合や、企業が団体に所属していない場合</p> <p><b>年会費：24万円</b></p>			
	+					
受入負担金	<p>会費のほか、1号特定技能外国人を受け入れた場合には、受入企業に受入負担金を負担いただきます。</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる特定技能外国人</th> <th>1人あたり受入負担金の月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号特定技能外国人</td> <td>12,500円（参考：年額15万円）</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる特定技能外国人	1人あたり受入負担金の月額	1号特定技能外国人	12,500円（参考：年額15万円）	
対象となる特定技能外国人	1人あたり受入負担金の月額					
1号特定技能外国人	12,500円（参考：年額15万円）					

(2025年4月現在)

※ JACに支払う費用には、渡航費、送出手数料、支援のための費用等は含まれておりません。

24



一般社団法人

建設技能人材機構

Japan Association for Construction Human Resources



〒105-8444 東京都港区虎ノ門3丁目5番1号 虎ノ門37森ビル9階

専用ダイヤル:0120-220353 (無料)

TEL:03-6453-0220 FAX:03-6453-0221

 <https://jac-skill.or.jp>

 <https://www.facebook.com/kensetsutokuteiginou/>

 <https://www.instagram.com/kensetsutokuteiginou/>

 <https://www.youtube.com/channel/UCxIot6C1zhIMsh36XGUqzww>

# 低層住宅建築工事 安全衛生ガイド

これからの新しい労働災害防止対策  
会員企業の取り組み好事例



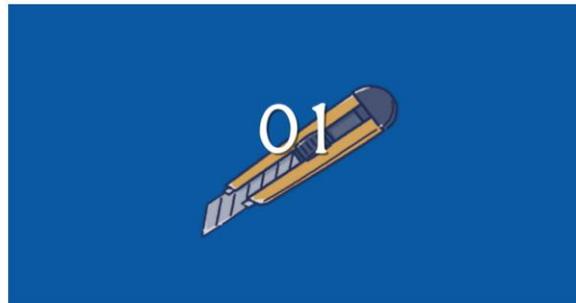
一般社団法人  
住宅生産団体連合会

## 16. 外国人労働者対策

日本語が十分に理解できない外国人労働者の労働災害防止対策を推進している取り組み事例です。

### 【事例 49】非言語動画安全教材

日本語が理解できない外国人でも理解できるように、言葉のない非言語の安全教材を制作し、それを見るだけで理解できるようにしています。



## 【事例 50】 ベトナム語施工動画

ベトナム人の作業員を対象に、施工動画「基本施工概要編（基礎・建方・内装）」を制作しています。基礎・建方それぞれを安全に作業するため、ベトナム語で動画配信しています。

### 基礎工事編



### 建方工事編

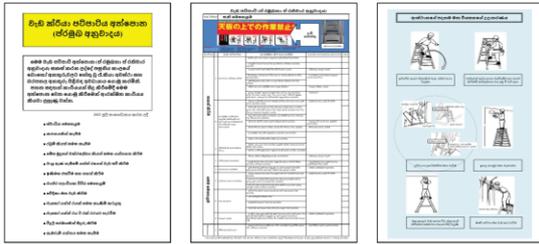


## 【事例 51】 6 か国語作業手順書

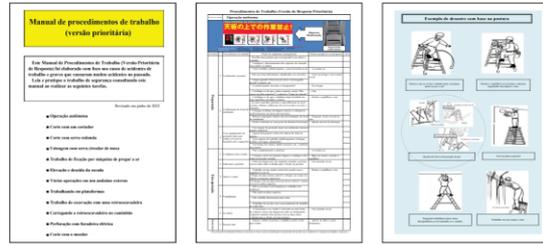
英語、ベトナム語、インドネシア語、シンハラ語、ポルトガル語、中国語に翻訳した作業手順書を作成しています。

### ・作業手順書（6 か国語対応、外国人対策）

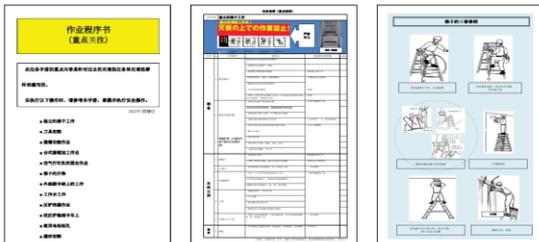
#### 作業手順書（シンハラ語）



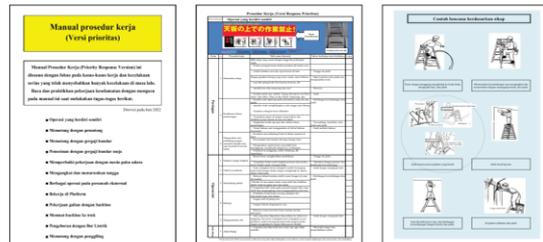
#### 作業手順書（ポルトガル語）



#### 作業手順書（中国語）



#### 作業手順書（インドネシア語）



## 木造家屋建築工事業における死傷災害の傾向について

### 1. 背景

近年、日本では人手不足を背景に、建設業における外国人労働者の受け入れが進んでいます。とりわけ木造家屋建築工事業では、小規模な現場も多く、日本人労働者と外国人労働者が一緒に作業を行う場面が増えています。

一方で、木造家屋建築工事業は、高所作業や資材の運搬、工具の使用など、日常的に危険が潜む作業が多く、労働災害が発生しやすい業種でもあります。さらに、外国人労働者の場合には、日本語での意思疎通や安全標識の理解、作業手順への習熟などの面で、災害リスクが高くなることが懸念されています。

しかし、「どのような場面で」「どのような災害が」起きているのか、また「日本人及び外国人どちらも含む全労働者」と「外国人労働者」とで傾向にどのような違いがあるのかについては、必ずしも十分に把握されているとは言えません。そこで、木造家屋建築工事業における死傷災害データを用いて、その実態を整理しましたので、本稿で紹介したいと思います。

### 2. 目的

本稿の目的は、木造家屋建築工事業において発生した死傷災害について、

- 1) 外国人労働者を含む全労働者全体の傾向と、
  - 2) 外国人労働者に係る災害の傾向
- を比較しながら明らかにすることです。

災害が発生している年齢層や経験年数、事故の型、起因物（原因となったもの）などを整理することで、「どのような労働者が」「どのような状況で」被災しているのかを分かりやすく示すことを目指しました。

なお、本稿では、死傷者数で整理しており、雇用者数で死傷者数を除して、確率的に論じていないことに留意してください。あくまで死傷者数の絶対値で評価しています。

こうした分析結果を共有することで、現場で安全管理を担う方々や、外国人労働者の受け入れ・教育に関わる方々にとって、今後の安全対策や教育内容を見直す際の参考としていただくことを期待しています。

### 3. 死傷災害の分析結果

本稿では、木造家屋建築工事業において発生した死傷災害（以下、「死傷災害」という。）のみを分析しています。なお、新型コロナウイルス感染症による労働災害を除いていることに注意して下さい。

図1は、死傷災害件数を発生年ごとに整理したものです。外国人労働者を含む全労働者（以下、「全労働者」という。）と外国人労働者について、それぞれの件数を棒グラフで並べ

て示しています。

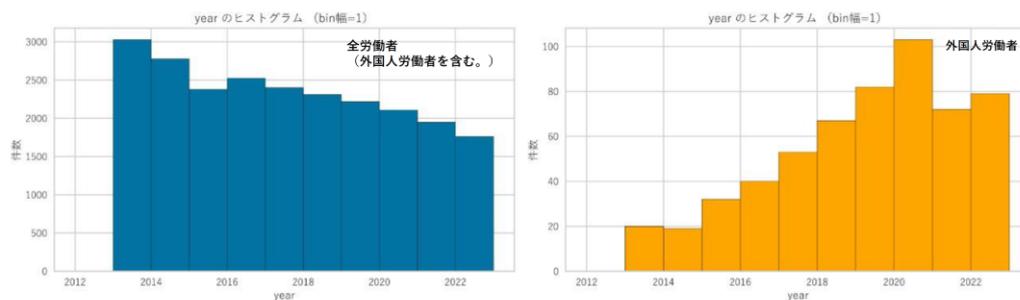


図1 発生年別の傾向

同図から、調査対象期間（2013～2022 年の 10 年間）のなかで、木造家屋建築工事業における死傷災害が毎年どの程度発生しているのか、また、そのうち外国人労働者の災害がどの程度を占めているのかを一目で確認することができます。

年ごとの動きに着目すると、全労働者の死傷災害が減少している一方、外国人労働者の死傷災害件数は増加していることがわかります。なお、2021、2022 年はコロナ禍による外国人の受入停止により、死傷災害も相対的に減少しています。

次に、図2は、死傷災害を経験した労働者の年齢について、全労働者と外国人労働者を比較したものです。

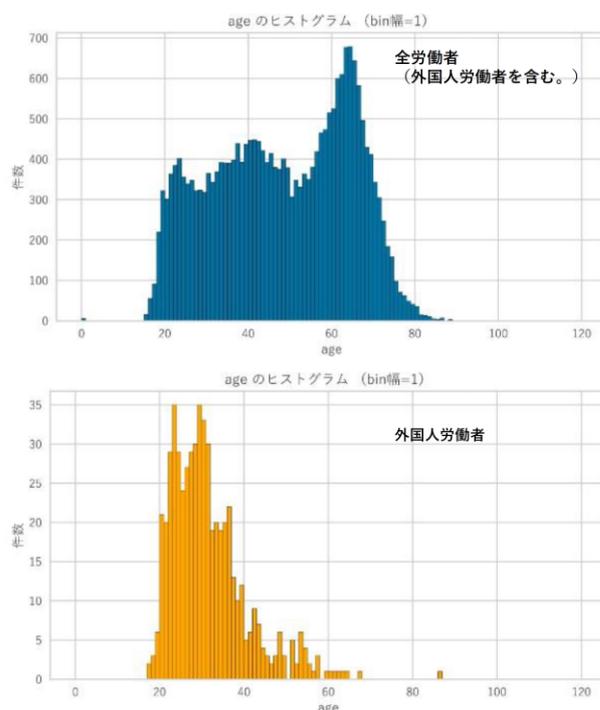


図2 年齢別の特徴

同図をご覧くださいと、若い世代から中高年の世代まで、どの年齢層で災害が多く発生しているのかを把握することができます。また、全労働者の分布と外国人労働者の分布を並べて表示することで、「全労働者」と「外国人労働者」の年齢構成の違いも一目で確認できます。全労働者を見ると、50歳以上80歳未満の年齢に一つの山が見え、最も被災人数の多い年齢は65歳であり、高齢労働者の被災者が相対的に多いことが分かります。一方、外国人労働者を見ると、20歳以上40歳未満の年齢に偏っており、24歳と30歳の年齢での被災が最も多いことが分かります。

このように、年齢別の傾向を把握することにより、例えば若年層に多い災害には基礎的な安全教育の充実を、中高年層に多い災害には身体的負担や作業方法の見直しを、それぞれ重点的に講じるといった、ターゲットを絞った対策の検討が可能になります。

図3は、外国人労働者の死傷災害について、国籍または地域ごとの件数を整理したものです。複数の国・地域を並べ、それぞれの棒グラフの高さによって、どの国籍・地域出身の労働者で災害が多く発生しているかを示しています。

なお、外国人労働者は、死傷病報告書の項目「外国人労働者国籍」及び「国籍・地域」において、どちらかに何らかの記載があった場合のみ外国人労働者としてカウントしていません。項目「外国人労働者国籍」は主に2018年まで使用されており、項目「国籍・地域」は2019年から使用されています。外国人雇用状況届出制度の対象外となっている特別永住者、在留資格「公用」・「外交」については、「国籍・地域」の記入が不要であるため、空欄になっている箇所もあります。その場合、「外国人労働者国籍」に記載がある場合もあります。そのため、2019年以降、「国籍・地域」の欄が空欄であり、「外国人労働者国籍」に記載のある場合には、「外国人労働者国籍」の記載を「国籍・地域」に入力して統計を図っています。

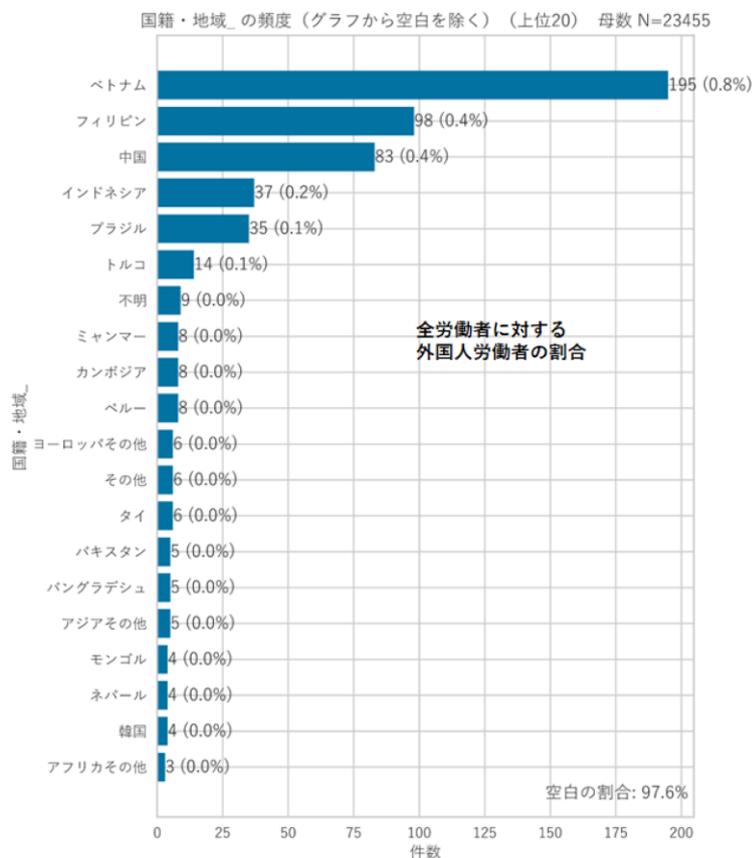


図3 国籍・地域別の状況

(%は全労働者数に対する各国籍・地域の外国人労働者数の割合を示す。)

同図を見ることで、木造家屋建築工場の現場で、どの国・地域の出身者が多く被災しているのかを把握することができます。ベトナム、フィリピン、中国、インドネシア、ブラジル、トルコといった国の出身者が多く被災している現状にあります。

このように、国籍・地域ごとの状況を把握することは、多言語での安全教育資料の整備や、母語を踏まえた指導方法の検討につながります。例えば、特定の国・地域出身者の死傷が多い場合には、その言語での安全掲示や教育動画の整備を優先するといった、より実情に合った対策が可能になります。

図4は、外国人労働者の在留資格別に死傷災害の件数を整理したものです。在留資格とは、「どのような目的で日本に在留しているか」を示す区分であり、就労内容や在留期間などに関わる重要な情報です。

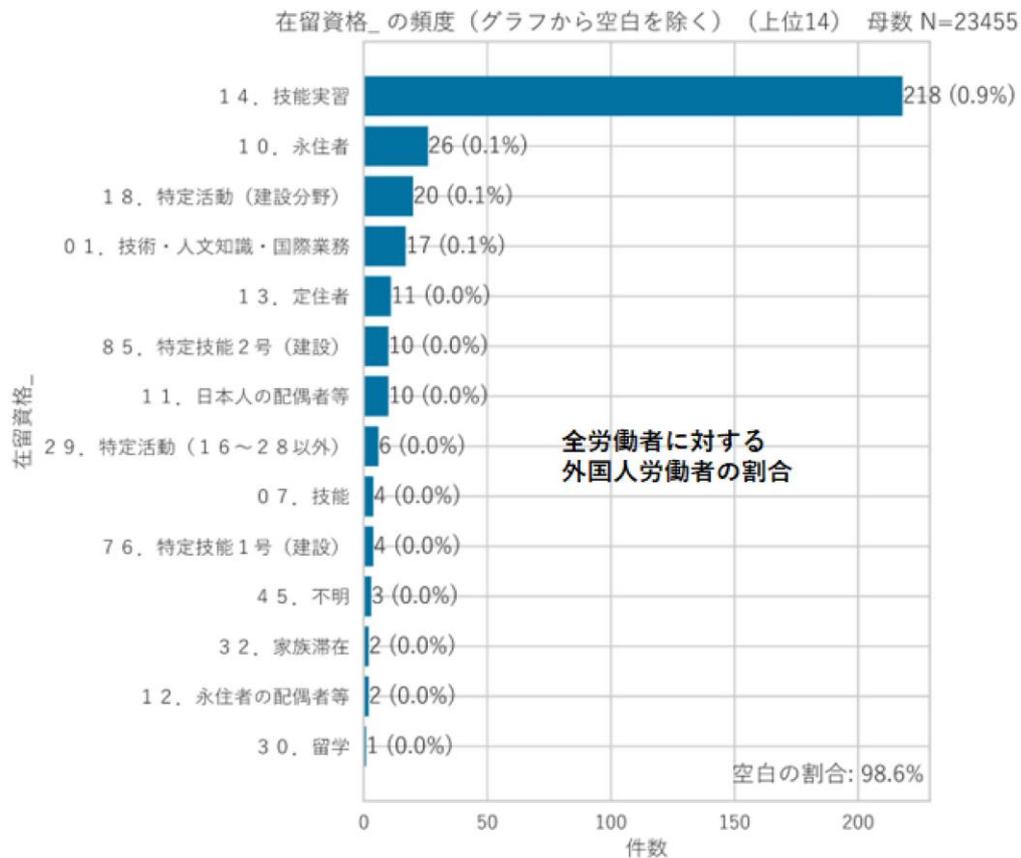


図4 外国人労働者の在留資格から見た特徴  
（％は全労働者数に対する各在留資格の外国人労働者数の割合を示す。）

同図から、「技能実習」が最も多く被災しており、次いで「永住者」、「特定活動（建設分野）」、「技術・人文知識・国際業務」の順になっています。

このように、在留資格ごとの違いを把握することは、「日本での滞在期間が比較的短いグループ（例えば、技能実習など）」、「長期にわたり就労しているグループ（例えば、永住者など）」など、属性ごとに安全教育や指導方法を工夫するうえで重要です。例えば、日本での生活や仕事にまだ慣れていない可能性が高いグループには、生活面も含めた基礎的な支援や、より丁寧な安全教育が必要になる場合があります。

図5は、木造家屋建築工事業に従事してからの経験期間（月）別に、死傷災害の件数を整理したものです。全労働者と外国人労働者について、「入職して間もない時期」から「ある程度の経験を積んだ時期」まで、経験期間の区分ごとに棒グラフで示しています。

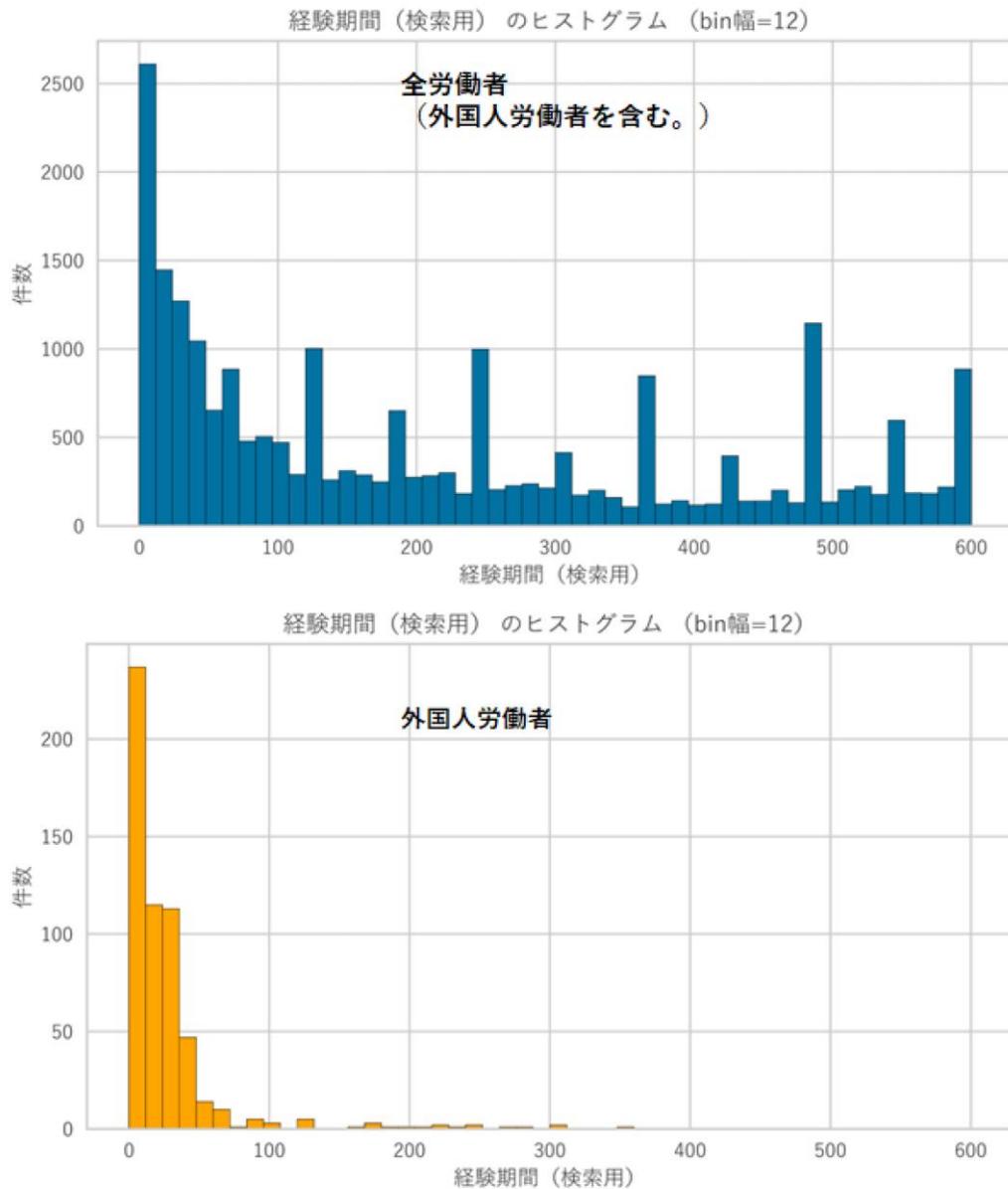


図5 経験期間（月）別の傾向

この図では、経験の浅い労働者と、長年現場で働いている労働者のどちらで災害が多く発生しているのかを、全労働者・外国人労働者それぞれについて比較することができます。棒グラフの幅は12か月に統一していますので、1つの棒グラフは1年間と捉えることができます。結果として、全労働者、外国人労働者ともに経験年数1年未満の労働者が最も多く被災していますが、外国人労働者では6年未満の経験年数の労働者が被災しているのに対して、全労働者では6年以上の経験年数の労働者も一定数被災する傾向にあることが分かります。

ます。外国人労働者においては、技能実習などの在留期間の比較的短い在留資格の影響と推察されます。

このように、経験期間別の傾向を踏まえることで、例えば「入職直後の集中教育をより厚くする」、「一定の経験を積んだ段階で、改めて危険ポイントを確認するフォローアップ研修を実施する」といった、キャリアの節目に応じた安全教育の設計に役立てることができます。

図6は、「どのようなタイプの事故が起きているのか」を示したものです。「事故の型」とは、たとえば「転倒」、「墜落、転落」、「切れ、こすれ」、「はさまれ、巻き込まれ」など、災害の起こり方のパターンを分類したものです。

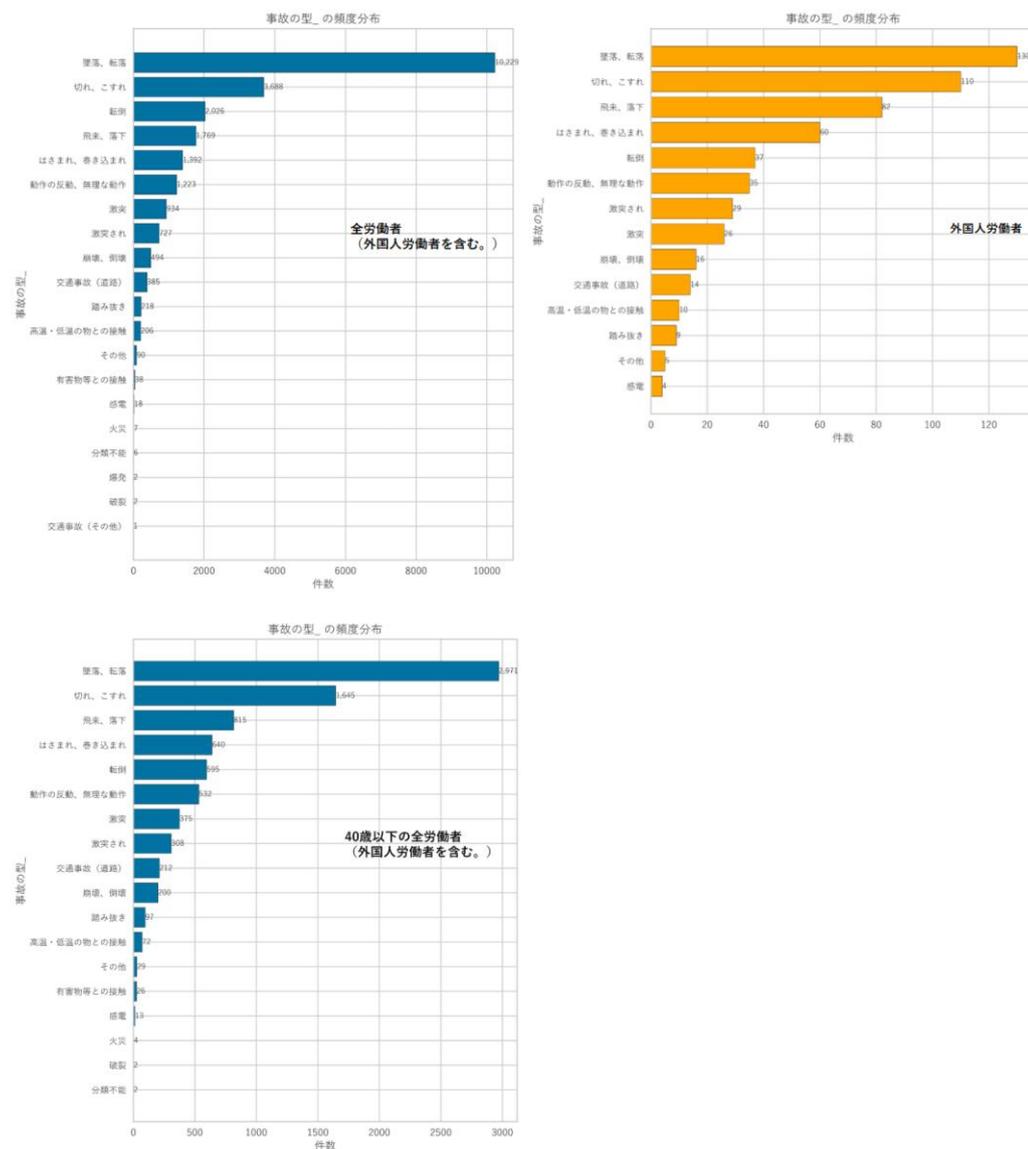
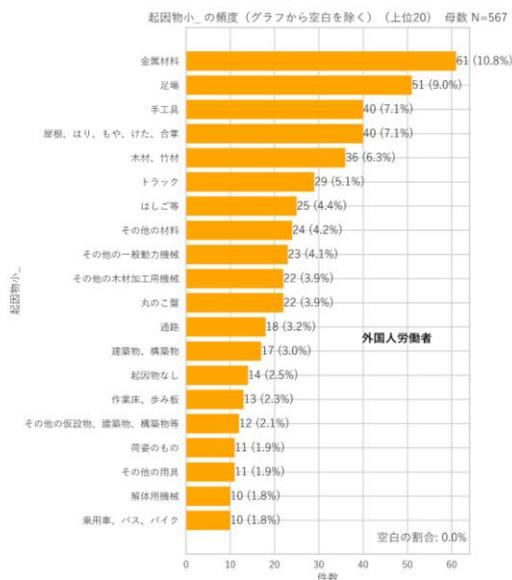
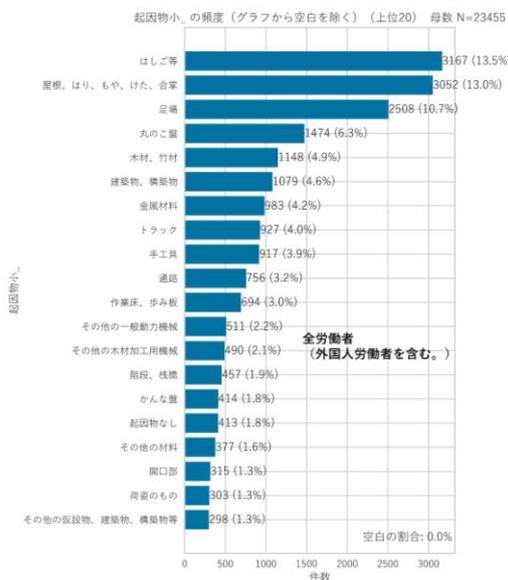


図6 事故の型別の特徴

この図では、木造家屋建築工事業において発生した死傷災害を、事故の型ごとに整理し、全労働者と外国人労働者の件数を並べて示しています。これにより、どのタイプの事故が多いのか、また、外国人労働者に特徴的な事故の型があるのかを視覚的に確認することができます。どちらも「墜落、転落」、「切れ、こすれ」、「飛来、落下」、「はさまれ、巻き込まれ」といった事故の型が多いことが分かります。全労働者では「転倒」も多くなっている一方、40歳以下の全労働者では「転倒」が少なくなっていることから、図2で示したように、全労働者において高年齢労働者が多いことが関係していると推察されます。

事故の型別の状況を把握することは、「どの作業に重点的に注意喚起すべきか」を考えるうえで重要です。たとえば、転倒や墜落・転落といった高所作業や足場周りのリスクが目立つ場合には、足場の点検や保護具の使用徹底などが優先課題になりますし、はさまれ・巻き込まれが多い場合には、機械や工具の取り扱い教育の見直しが求められます。

図7は、「何が原因となって災害が起きたのか」という視点から、起因物（きいんぶつ）を細かな分類（起因物小）で整理したものです。起因物とは、「足場」、「手工具」、「金属材料」といった、災害のきっかけとなったモノや環境のことを指します。なお、全ての起因物小の頻度分布を示すと、図の文字が小さくなってしまいますので、ここでは上位20位以内の起因物小の頻度分布を示しています。



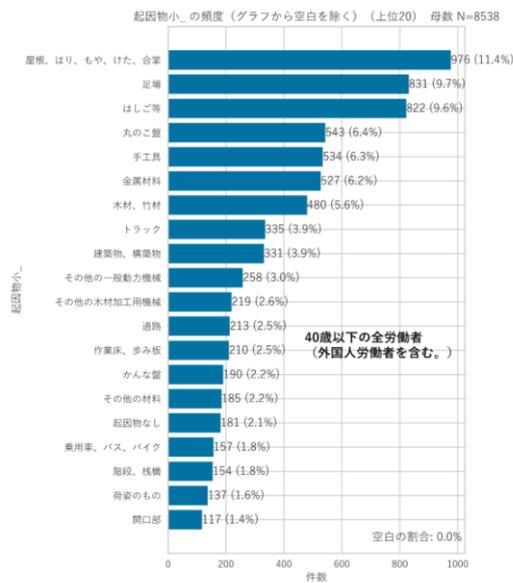


図7 起因物小別の特徴

この図では、起因物の小分類ごとに、全労働者と外国人労働者の死傷災害件数を棒グラフで示しています。これにより、「どのようなモノ・設備に関連した災害が多いのか」、「外国人労働者はどのような起因物に関わる災害が多いのか」といった点を一目で把握することができます。結果として、全労働者の場合、「はしご等」、「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「足場」、「丸のこ盤」、「木材、竹材」、「建築物、構築物」が多くなっています。一方、外国人労働者の場合、「金属材料」、「足場」、「手工具」、「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「木材、竹材」が多くなっています。外国人労働者の特徴として、「金属材料」や「手工具」の使用に慣れていないことが想像されます。

このように、起因物別の傾向を理解することで、たとえば「資材の保管・荷役方法を見直すべきか」、「特定の機械・工具について、取扱説明や保護装置の点検を重点的に行うべきか」など、設備や環境側からの対策を検討しやすくなります。外国人労働者に特に関係する起因物がある場合には、その設備周りの掲示を多言語化するなど、よりきめ細かな対応が必要になります。

図8は、「事故の型」と「起因物小」を組み合わせ分析した結果を示しています。縦軸に事故の型、その内訳に起因物の小分類をとることで、「どのようなモノに関連した、どのようなタイプの事故が多いのか」を把握できる図になっています。なお、全ての起因物小の内訳を示すと、各棒グラフの内訳が見にくくなってしまいますので、ここでは上位20位以内の起因物小の内訳を示しています。

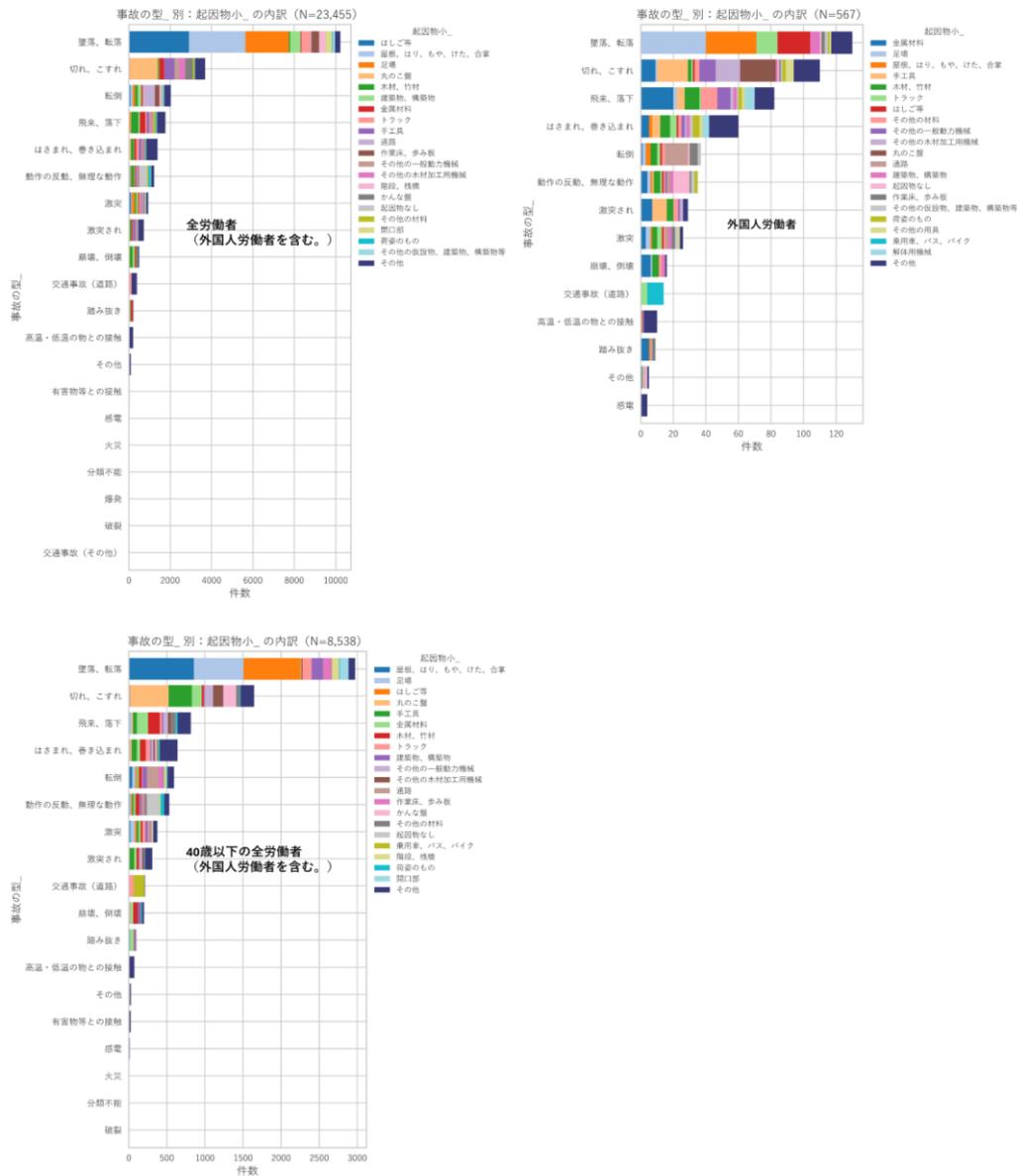


図8 事故の型と起因物大の集計

この図では、全労働者と外国人労働者の状況を比較しながら、たとえば「足場 × 墜落・転落」、「手工具 × 切れ・こすれ」といった組み合わせに災害が集中していないかを確認することができます。外国人労働者に特に多い組み合わせがあれば、そこが優先的に対策を講じるべき「リスクの高い場面」として浮かび上がります。結果として、「足場」、「はしご」、「屋根」等から「墜落・転落」していることが分かります。また、「手工具」、「丸のこ盤」、「その他の木材加工用機械」等を使用しているときに「切れ・こすれ」が発生していること

が分かります。さらに、「金属材料」、「木材、竹材」等が「飛来、落下」していることも分かります。

このような集計方法は、「どの作業で」「どの設備や資材の周りで」「どのような事故が起こりやすいのか」という、具体的なイメージを持つうえで非常に有用です。現場での安全ミーティングやKY（危険予知）活動で、実際の事故事例と合わせて共有することで、労働者の危険感受性を高めることにもつながります。

図9は、災害が発生した事業場の規模に着目し、事業場の労働者数別に死傷災害件数を整理したものです。たとえば「常用労働者が少数の事業場」と「中規模以上の事業場」といった区分ごとに、全労働者と外国人労働者の災害件数を比較できるようになっています。

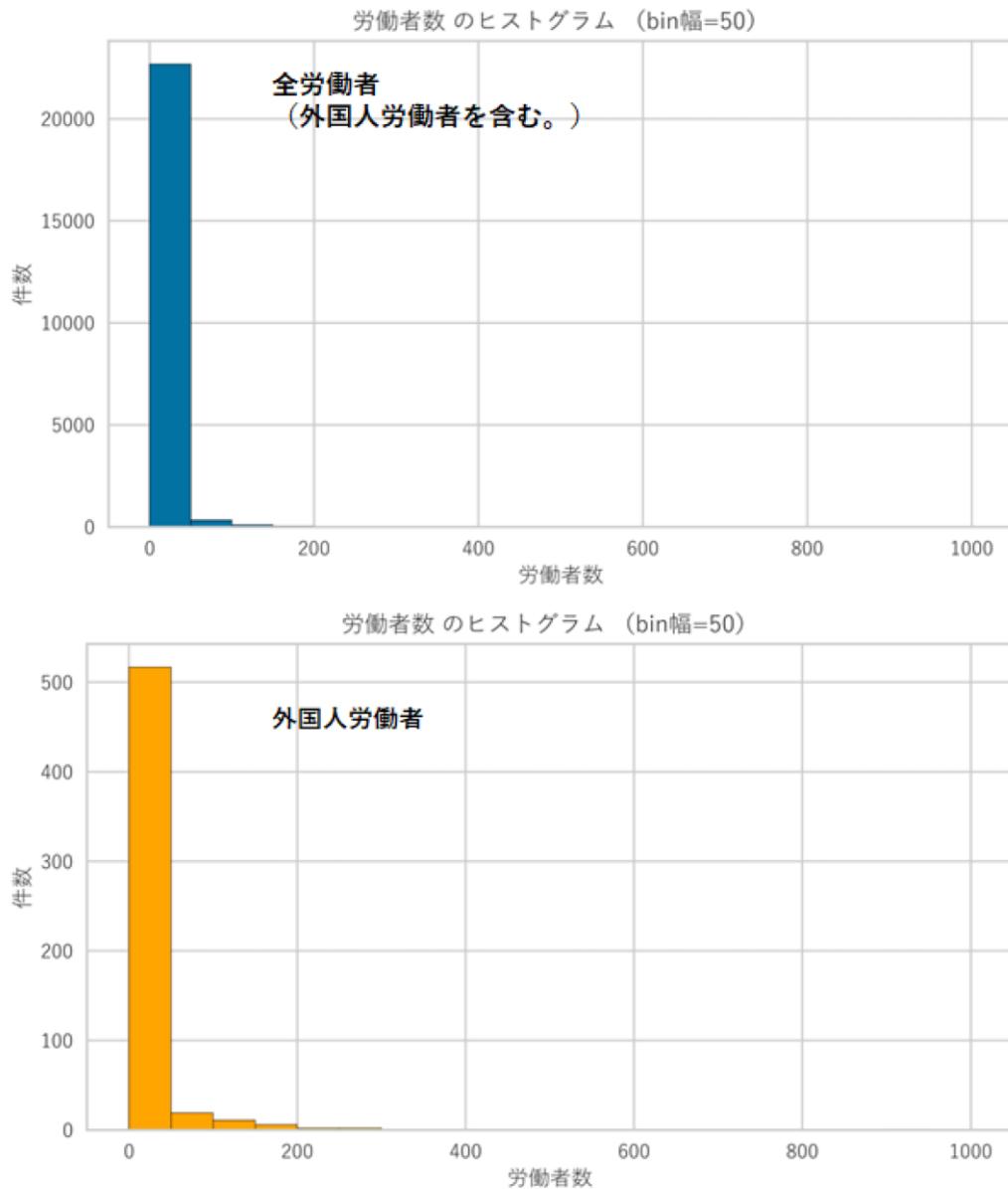


図9 事業場の労働者数（事業場の規模）別の傾向

この図をご覧いただくと、木造家屋建築工事業のなかで、50人未満の中小企業がほとんどであり、小規模事業場で外国人労働者の災害割合が高い場合には、「安全衛生担当者が専任でない」、「多言語の資料が整備されていない」といった背景が推測されます。

事業場規模（労働者数）別の情報は、行政や業界団体が安全対策を支援する際の「どの層に重点的に働きかけるべきか」を考えるうえでも重要です。現場で教育を担当される方にとっても、自社の規模と照らし合わせながら、自社に近い層の状況を確認する手がかりになり

ます。

図10は、死傷災害によりどの程度の休業が見込まれるのかを示す「休業見込み日数」に着目したものです。休業見込み日数を4日区分に分け、それぞれの区分で全労働者と外国人労働者の件数を比較しています。

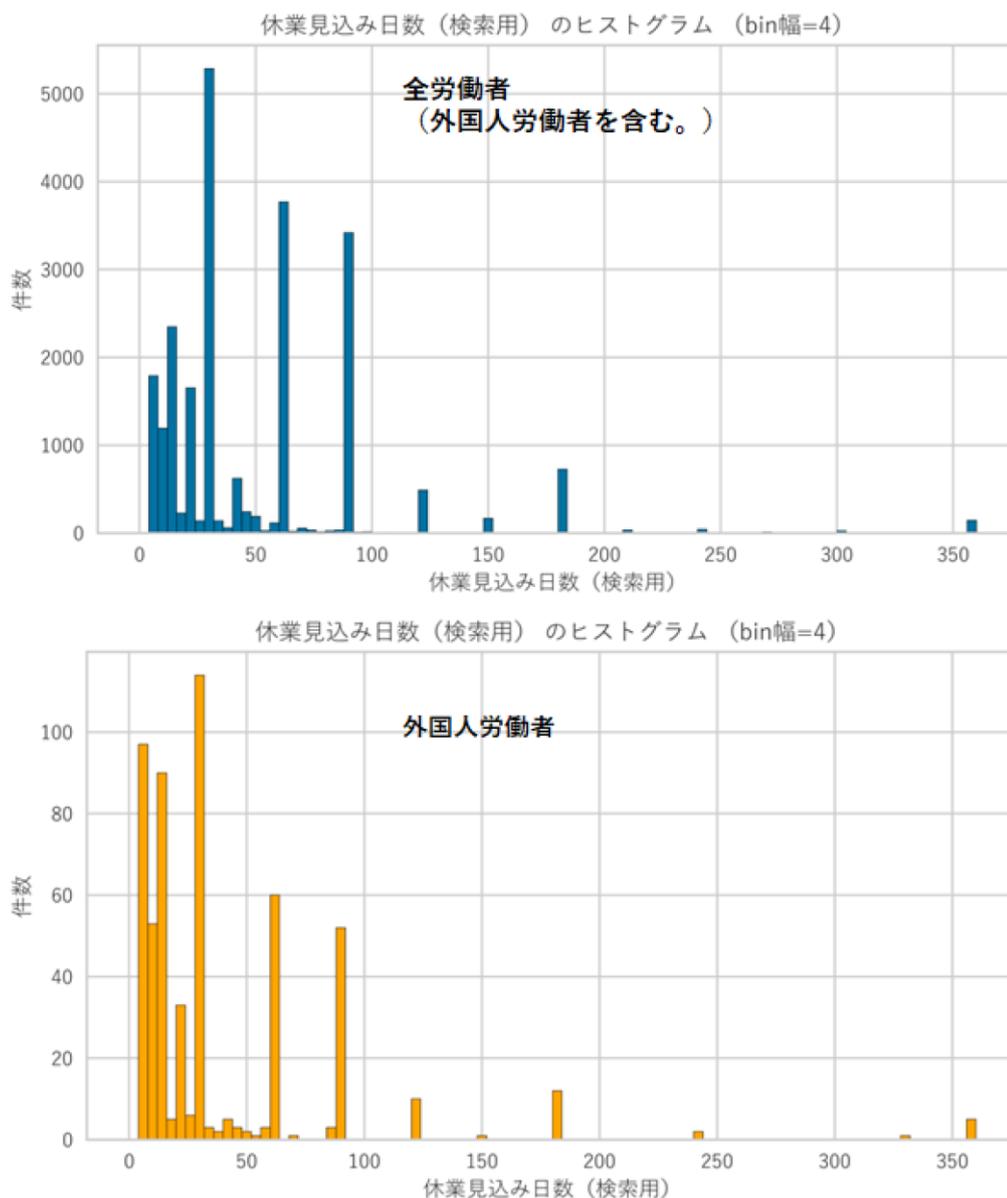


図10 休業見込み日数から見た災害の重さ

この図を通じて、「外国人労働者の災害は、全体と比べて軽いものが多いのか、あるいは

長期休業につながる重い災害が多いのか」といった傾向を把握することができます。特に休業見込み日数が長い災害は、本人や家族への影響が大きいだけでなく、事業場にとっても深刻な損失となるため、重点的な対策が必要です。結果として、全労働者および外国人労働者ともに休業28日未満の重篤度が多い状況ですが、外国人労働者は休業4～12日未満の重篤度も多くなっており、外国人労働者が重篤な被災をしやすいということはこの図からは読み取れません。

このように、休業日数の分布を把握することで、「重大災害につながりやすいリスクを特定し、早期に対処する」、「復職支援や職場復帰プログラムも含めた、長期的な視点での安全衛生管理を検討する」といった、より一歩踏み込んだ議論が可能になります。外国人労働者の場合には、言語や文化の違いから、治療やリハビリ、職場復帰のプロセスにおいても追加の支援が必要となる場合があり、その点も含めて配慮が求められます。

#### 4. まとめ

本稿では、木造家屋建築工事業における死傷災害について、外国人労働者を含む全労働者と外国人労働者を比較しながら、発生年、年齢、国籍・地域、在留資格、経験期間、事故の型、起因物、事業場規模（労働者数）、休業見込み日数といった側面から整理しました。分析の結果、全体の死傷災害は長期的には減少傾向にある一方で、外国人労働者の死傷災害はむしろ増加しており、木造家屋建築工事業の現場で外国人労働者の安全の確保が、今後いっそう重要な課題となっていることが分かりました。

年齢や経験期間に着目すると、全体では高齢労働者の被災が目立つのに対し、外国人労働者は20～30代の比較的若年層に被災が多い印象です。また、全労働者・外国人労働者ともに「経験1年未満」の被災が多く、外国人労働者は6年未満の層に被災が多いのに対し、全労働者では6年以上の経験を持つ層にも一定数の被災が見られました。外国人労働者においては、技能実習などの在留期間の比較的短い在留資格の影響と推察されます。これらの結果から、入職直後や経験の浅い時期に対する集中的な安全教育の重要性とともに、若年層・高齢層それぞれの特性に応じたきめ細かな対策が必要であることが示唆されます。

外国人労働者の国籍・地域や在留資格に着目すると、ベトナム、フィリピン、中国、インドネシア、ブラジル、トルコなど、特定の国・地域の出身者に被災が多いこと、在留資格では技能実習が最も多く、次いで永住者、特定活動（建設）、技術・人文知識・国際業務が続くことが分かりました。これらの結果は、多言語による安全資料の整備や、在留期間や職務内容を踏まえた教育・支援の設計が不可欠であることを示しています。特に、日本での生活や仕事に十分慣れていない可能性が高いグループに対しては、生活面も含めた包括的な支援が求められます。

事故の型と起因物の分析からは、全労働者・外国人労働者ともに、「墜落・転落」、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」といった事故の型が多く、起因物として

は「はしご等」、「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「足場」、「手工具」、「丸のこ盤」、「金属材料」が多いことが明らかになりました。さらに、「はしご・屋根・足場×墜落・転落」、「手工具・丸のこ盤×切れ・こすれ」、「金属材料×飛来・落下」といった組み合わせが多いことも分かりました。なお、外国人労働者では「金属材料」、「足場」、「手工具」、「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「木材、竹材」を起因物とする災害が目立つことから、これらの取扱いに関する実技教育や、使用方法の再確認が重要なポイントと考えられます。

また、災害が発生している事業場の多くは、労働者数 50 人未満の中小規模事業場であること、休業見込み日数については、全労働者・外国人労働者のいずれも 28 日未満の災害が多く、外国人労働者だけが特に重篤な災害を多く経験しているとは言えないことも分かりました。中小規模事業場では、安全衛生担当者が専任でない、多言語の資料が不足しているといった課題を抱えている場合も想定されるため、行政や業界団体による支援の重点対象として位置付けることが有効と考えられます。

以上の結果から、木造家屋建築工事業における外国人労働者の安全対策を進めるうえでは、①入職初期や若年層に対する分かりやすい基礎安全教育、②国籍・在留資格に応じた多言語・多文化へ配慮した支援、③仮設物や手工具、金属材料など主要な起因物に焦点を当てた実践的な指導、④中小規模事業場への重点的な支援、といった取組が重要であることが示されました。これらを踏まえ、今後も現場の実態に即した災害防止対策を検討・実践していくことが求められます。

#### 研究倫理上の配慮について

本研究は、労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会による審査を受け実施していません（承認番号：R6-安9）。

#### 参考文献

1. 厚生労働省: 職場のあんぜんサイト, <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>. (2025 年 11 月 13 日 閲覧)

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 吉川直孝